

# 試訳：ホロコーストに関する証言と自白の価値

マンフレッド・ケーラー

歴史的修正主義研究会試訳

最終修正日：2006年8月05日

本試訳は当研究会が、研究目的で、Manfred Köhler, *The Value of Testimony and Confessions Concerning the Holocaust*, Gauss, Ernst, *Dissecting the Holocaust. The Growing Critique of 'Truth' and 'memory'*, (Ed.), Theses & Dissertations Press, Capshaw, AL, 2000 を試訳したものである。ただし、試訳したのは、下記のオンラインの増補・改訂版である。

誤訳、意訳、脱落、主旨の取り違えなどもあると思われるので、かならず、原文を参照していただきたい。

online: <http://vho.org/GB/Books/dth/fndvalue.html>

[歴史的修正主義研究会による解題]

ホロコースト物語は、物的証拠、文書資料的証拠ではなく、信憑性に疑いのある「目撃証言」や「自白」によって組み立てられている。この「目撃証言」や「自白」が登場したのは、ニュルンベルク裁判以降のさまざまな戦争犯罪裁判であるが、修正主義者ケーラー（ゲルマール・ルドルフ）は、1960年代以降に西ドイツで開かれたNSG（民族社会主義者暴力）裁判のおかれていた諸状況を丹念に分析して、この裁判が中世の魔女裁判と同じものであることを明らかにし、そのような魔女裁判のなかで登場した「目撃証言」や「自白」にはホロコーストの証拠のとして価値はないと結論している。論集『ホロコーストの解剖』の論文。

---

「ユダヤ人が殺戮されたということを疑いの余地なく確立させようとする意図こそがその存在理由であった法廷において、ドイツがユダヤ人を情け容赦なく大量殺戮したことを否定するのは、1946年の被告にとって、中世の異端裁判の被告と同じように致命的なものであった。審問官の前の異端者にとっては、三位一体とイエスの神性の実在を否定することは、どのような罪であれ、有罪を宣告され、地獄に落とされることを意味したからである。」<sup>1</sup>

## 1. 序文

ホロコーストに関する論争のなかで、もっとも一般的な議論は、民族社会主義者の大量絶滅を証拠づける多くの目撃証言がある、とくに、加害者であるSS隊員の多くの自白こそが第三帝国ではユダヤ人の意図的な絶滅計画の存在を示す反駁できない証拠である、というものである。<sup>2</sup> そして、たとえ、文書的証拠、物的証拠が欠けていても、事の本質には関係ないというのである。<sup>3</sup>

第一に、物的証拠がまったく存在しないというのは不正確である。本書にはそのような物的証拠の概要が収録されているが、それはことごとく、目撃証言や、それに応じて法廷や学会が主張してきたものとしてのホロコーストの特定局面の反証となっている。司法制度や定説派の学者たちはこのような物的証拠を無視している。しかし、目撃証言をどのように評価したらよいかという問題が残っている。

重要なことであるが、客観的な歴史家も法律家も、ある人物がまったくの真実として回想していることすべてを無批判的に受け入れるべきではなく、このような話の価値をまず定めるべきである。最初的手段は、目撃証言をさまざまな証拠のヒエラルヒーのなかに適切に組み込むことである。ついで、個々人の証言がどのようにして登場したのかを考慮しなくてはならない。たとえば、目撃者とその証言に影響を与えたかもしれない諸要素を考察しなくてはならない。

ホロコーストに関する目撃証言の大半は、予備審問や法廷でなされたものであるので、最初に、法廷での目撃証言の価値を検証しておこう。

## 2. 一般的な目撃証言の価値

学会ならびに法の支配の下での司法制度においては、証拠的な価値に対応する証拠のヒエラルヒーがある。このヒエラルヒーでは、物理的、文書資料的証拠は目撃証言よりも価値が高い。<sup>4</sup> つまり、人間の記憶は不完全であり、容易に影響を受けやすいので、学会も司法制度も目撃証言を信用度の低い証拠とみなしている。<sup>5</sup> ペンダーによると、信用度が低いために、目撃証言は状況証拠、換言すると、間接的な証拠として扱われている。<sup>6</sup>

法廷では、目撃証言はどのような基準で採用されるのか。<sup>7</sup>

### 1. 証人は信用できる人物でなくてはならない。

人間的な成熟度に問題がなければ、次のような点が信用度を決定する基準である。

a. 情緒的関与。証人が事件に情緒的にかかなり関与しているとすると、これによ

て、意識的ではないとしても、証言は特定の方向に傾いてしまう。

b. 誠実さ。証人が真実にあまり関心がなければ、それは彼の信憑性に疑問を生じる。

c. 強制のもとでの証言。証人が直接・間接の圧力にさらされていれば、証言の率直さには限界が生じる。

d. 第三者の影響。個人の記憶は影響を受けやすい。知人の話やメディアの話は、容易に「個人の経験」と交じり合ってしまう。したがって、証人が証言以前に裁判内容についての一方的な影響のもとにさらされていれば、彼の証言はこれらの印象を反映したものになるであろう。

e. 事件からの時間的距離。良く知られていることだが、目撃証言の信用度は事件から数日後にはすでに低くなってしまふ。数ヶ月後には、外から影響を受けたり、その後受けた印象で細部が変化してしまうこともあるので、証拠としての価値は非常に低くなってしまふ。<sup>8</sup>

## 2. 証言が信用できるものでなくてはならない。

a. 内的な一貫性。証言には矛盾がなく、論理的な一貫性がなくてはならない。

b. 歴史的文脈の正確さ。証言はより信用度の高い証拠(資料、物的証拠)が確定した歴史的な文脈と一致していなくてはならない。

c. 技術的科学的リアリティー。証言は、自然の法則、当時の技術的可能性に合致して、事件を物語っていないなくてはならない。

2番目の基準は簡単に検証することができるが、1番目の基準は検証することが困難か不可能であることがあり、検証にはかなりの努力を必要とする。さらに、証人は事件を様々に、すなわち主観的個人的観点から経験していることに留意しなくてはならない。証人はその肉体的、心理的な環境に応じて、事件を様々にとらえている。証人は自分の能力その他に応じて、きわめて主観的なやり方で自分の経験をとらえているのである。たとえ、二人の証人が完全に公平で信用でき、その証言が信用できるものであっても、同じことを証言しているとは限らない。<sup>9</sup>

法廷で対立している双方の証言——すなわち、検事側と弁護側の証言——はとくに、批判的に検証しなくてはならない。双方とも他方を有罪とし、自分を免責することに利害を持っているからである。<sup>10</sup> しかし、公平な証人が客観的真理からはるかに遠い位置にいても、(このことが数世紀間にわたってよく知られてきたにもかかわらず)現行の法廷でさえも目撃証言に不相応なほどの価値を与えてしまっているという事実は、信頼すべき研究文献から厳しい批判を被ってきたし<sup>11</sup>、大きな誤審をしばしば生み出してきたのである。

司法的な観点からすると、自白——法廷の外部と内部での——は状況証拠と考え

られるべきである。過去の経験からすると、自白の大半が虚偽だからである。虚偽の自白は、

- ・ 第三者をかばうため
- ・ 犯罪のライムライトを浴びるため
- ・ 厳しい尋問を中断させるため
- ・ 後悔を示すことで罪を軽減させるため
- ・ 心理的な混乱などのためになされてきた。

不幸なことに、ドイツ連邦共和国でも、虚偽の自白のために幾度となく、誤審が行なわれた。<sup>12</sup> 同じことが、かならずしも真実である必要のない自己処罰的な証言にもあてはまる。それゆえ、その他の面では知識の豊富なベンダーが自己処罰的な証人を一般的に信用できると分類しているのは驚くべきことである。<sup>13</sup>

### 3. ホロコースト研究での証拠の形式

#### 3.1. 物的・文書資料的証拠

正統派のホロコースト研究では、物的証拠は実際にはほとんど存在していない。

- ・ 一つの大量埋葬地も今日まで、探されたことも、発見されたことも、これと関係する施設が発掘・検証されたこともない。<sup>14</sup>
- ・ 非常に多く存在したとされている焼却現場のどれ一つとして、搜索・発掘・検証されたことはない。
- ・ 国際委員会あるいは法の下での司直の手で、凶器とされているものが探され、発見され、法医学的に検証されたことはない。

だから、リュッケルが物的証拠なしですまそうとし、文書資料の信憑性と信頼性を裏付ける物的証拠なしで、文書資料的証拠が最良で最重要な証拠であると述べているのは驚くべきことではない。<sup>15</sup>

一方、それとは逆に、修正主義者だけが、本書の他の論文が示しているように、物的証拠を提示してきた。

定説派の歴史家たちは、「ホロコーストを証明している」とされた資料が偽造されたものかもしれない、不適切なものかもしれない、誤読されているのかもしれないという異議申し立てが出現すると、それに対して攻撃的に反応する。これも驚くべきことであろう。今日の現代史家は、物的資料が問題とされる場所では文書資料を偏愛するのであるが、詳細な資料批判を激しく敵視している。<sup>16</sup> 結局、資料批判とは、専門家に

よる文書資料の評価以上でも以下でもない。言い換えると、それは資料の真実性、正確さに関する物的証拠の補足なのである。

### 3.2. ホロコーストの正統的な見解での目撃証拠。

#### 3.2.1. メディア証言は歴史的証拠であるのか？

ホロコーストに関する証言や話の一部は、文書声明、最近ではラジオやテレビ番組というかたちで登場する。この場合、2番目の条件のもとでこれらの話を評価することは容易であるが、もっと詳しいことを聞き出したり、証人の信用度を検証したり、証言の信頼性を検証したりするために、たとえば、交差尋問のようなかたちで、証人と個人的に話をすることは通常はできない。さまざまなメディアに登場した証言に対する批判は数も多く、広範囲である。<sup>17</sup> さらに、包括的な著作も現在書かれている。<sup>18</sup> しかし、これらの証人は、交差尋問になってしまうような批評家からの質問を通常は避けている。<sup>19</sup> そして、ラジオとテレビは新しい証人を定期的に供給しながら、彼らには批判的な質問は決して行なわず、証人の住所や人物の素性さえも秘密にしておくことによって、問題に関心を持つ研究者や法律家が彼らに接触することを防いでいる。しかし、これらの文書上そして映像上の証人は、彼らの証言が批判的な検証にたえることができたときに始めて、本当の価値を持ちうるのである。この本の次の章で、ロベール・フォーリソンがこの種の証人を批判的に検証する論文を書いている。だから、ここでは、法廷での証言に焦点を当てることとする。

#### 3.2.2. 法廷証言は歴史的証拠であるのか？

法廷は証人と証言に対して(少なくとも理論的には)非常に批判的姿勢をとっているが、それは多くの法律家によって何世紀もかかって獲得された人間性に関する理解にもとづいている。そして、科学的な真理を追究するにあたって使われる方法が、法廷で使われている方法と異なっていたとしても、それは歴史家にとっても有益な指針となるべきである。たとえば、法廷は何が真実で、何が虚偽であるか絶対的な結論に到達しなくてはならず、限定された時間のなかでそうしなくてはならないが、科学者は最終的な判決をかならずしも速やかにだす必要はない。法廷では、法廷の審理と人間の運命が密接に関連しているので、感情が判決に影響を与えることが多いが、この影響は学術研究では通常はあまり大きくない。

ホロコーストという物語の建物の多くが、証人の証言と自白に依存している。次にこれを検討するにあたって、念頭においておかななくてはならないのは、多くの場合、これらの証言は裁判の過程で、法廷や大衆の前で誰かを有罪にしたり、無罪にしたりする目的でなされたことである。事実、法廷の外で、まったく感情の支配とは無縁に行なわれた証言は一つもない。事件自体と感情が結びついていることが多い。だから、証

言と自白の真実性は専門家によって法廷で注意深く検証されなくてはならないのである。「NSG 裁判」<sup>20</sup>ではこのようなことは行なわれなかった。そして、さらに、このような証言が、感情に支配されていない報告が述べている真実にどの程度接近しているかに応じて、学問の大義にどの程度役に立っているかを問わなくてはならない。証言や判決が法の支配の下で厳格に実行された裁判の結果であったとしても、法廷での目撃証言や判決を使って、「歴史を書く」ことは問題の多いやり方である。「歴史を書いて」いる人が、証言が信用性に欠けると法廷で退けられていても、その目撃証言を証拠とみなそうとしている場合には、その「歴史」はますます疑わしい。<sup>21</sup>

このようにして、歴史学は、一方では、疑問の余地がある証言に依拠しなくてはならないと同時に、他方では、それらの証言を検証しなくてはならないというディレンマに直面している。さらにもっと重要なことは、歴史学がこれらの証言が生まれた環境を検証しなくてはならないことである。これらの証言の価値は、法廷審理が公平に進行したかという点だけではなく、メディアや世論が証人や被告をどのように扱ったかという点にも依存しているからである。

### 3.2.3. ホロコーストについての証言の価値に関する専門家の見解

人類の歴史の中で、ホロコーストほど感情的に、一方的に扱われている事件はない。ホロコーストは西側文明の重大なタブーであり、それに疑問を呈することは、西側民主主義国では、異端として扱われ、投獄されてしまうのである。

1991年、目撃証人の評価専門家エリザベス・ロフトウス教授は、このような状況を念頭におきながら、多くのさまざまな理由から、実際の（あるいはそのように言われているにすぎない）民族社会主義者の虐殺行為に関する証言が、非常に情緒的な雰囲気のもとでなされたものであり、もっとも信頼できないものであると指摘している。彼女は次のように詳細に説明している。

- a. 第二次大戦後かなりの時間がたっており、記憶があいまいにならざるをえない。
- b. いわゆる民族社会主義者の犯罪人裁判では、開廷以前にその中身が広まっており、証人たちは裁判以前に、被告の素性、告訴されている犯罪内容を知ってしまっている。
- c. 検事は、証人が被告を犯人として知っているかどうかというような誘導尋問を証人に行なっている。証人が、不特定多数の人々のあいだから、被告を識別できるかどうかほとんど試されたことがない。
- d. 証人は自分たちのあいだですでに被告の識別について話し合っており、このために、続く証人の「識別」が容易となってしまった。
- e. 被告の写真が繰り返し展示されたために、証人は被告の顔をよく知るように

なっており、「識別」が「確かなもの」となってしまった。

- f. 証人の識別した被告は民族社会主義者の道具以上のもの、すなわち、囚人たちを拷問し、怪我を負わせ、大量に殺戮した悪魔の化身となっしまい、証人たちの母親、父親、兄弟・姉妹、妻と子供の殺害の責任者となっしまった。このために、事件はきわめて感情的な色彩を帯びてしまい、記憶の歪曲という危険がいっそう高まっしまった。<sup>22</sup>
- g. ロフトゥス教授自身がユダヤ人であるが、自分の文化的遺産、自分の民族、彼女の言うところの「人種」への忠誠心ゆえに、同僚のユダヤ人の偽証に対してなかなか反対の立場をとることができなかつたという経験を記している。彼女のような心の動きは、ユダヤ人のあいだではごく一般的なものであろう。<sup>23</sup>

しかし、彼女は、ホロコーストに関する記憶を大幅に歪曲させてしまう、これ以外の3つの要因には目をつぶっている。

- a. 証人の個人的な経験は、かならずしも犯罪裁判中だけではなく、たえず、口頭、出版物、放送メディアによって広められてきた。とりわけ、証人たちのあいだでの書簡の交換や各種の救援組織を介して広められてきた。
- b. 少なくとも、1970年代末以降、ホロコーストという話題はマス・メディアのなかに、非常に一面的なかたちで常駐しており、このために、記憶はますます同質化していった。
- c. ことホロコーストに関する限り、それを知らなかつたり、認めなかつたり、少しでも疑つたりすることは許されなだけでなはなく、ときには、刑事告発の対象となつた。このために、証人たちには、「事実」を思い出し、それを他人に印象付けることが、強い社会的(ひいては法律的)圧力となつている。

最近、ロフトゥス教授が学術誌で発表しているように<sup>24</sup>、これらの要因を考慮して、それを人間の記憶の歪曲に関する研究と照らし合わせてみれば、ホロコーストについての目撃証言ほど信憑性のないものはないという結論に到達せざるをえないであろう。通常の学術的議論や法廷審理では、目撃証言はもっとも信頼できない証拠であるというのが定説である。しかし、ことホロコーストに関しては、目撃証言は、文書資料的証拠が確定した歴史的事実の枠組みに肉付けをするだけでなく、文書資料的証拠や物的証拠が確認していない事件の筋道をつけてしまつている。目撃証言だけに依拠したり、それに文書資料的証拠や物的証拠よりも高い価値を与えたりすれば、その仕事は学術的方法にのっつているとはいえない。したがって、本書は、目撃証言の批判的分析に多くの関心を向けている。

### 3.3 証言を引き出す方法

#### 3.3.1. 連合国の戦後裁判

ホロコーストに関する目撃証言と自白の価値を評価するためには、ニュルンベルクその他の連合国の戦後裁判での状況を検討しなくてはならない。目撃証言や自白によるホロコーストの中身の概要を記録しているのは、これらの裁判で下された判決だからである。連合国の裁判は、二つのタイプに大きく分けられる。一つは占領国それぞれが開催したもの、もう一つはニュルンベルク国際軍事法廷(IMT)というかたちで戦勝国が共同で開催したものである。<sup>25</sup>

##### 3.3.1.1. アメリカの裁判

終戦直後、アメリカは、党、国家、経済の要職についたすべてのドイツ人を裁判なしの「自動的逮捕」状態のもとに置いた。<sup>26</sup> このようにして、数十万人が、草むらのなかでフェンスに囲っただけの捕虜収容所で生涯を終えた。戦争終結直後、すべてのドイツ人捕虜は戦争捕虜としての身分を剥奪された。<sup>27</sup> 連合国は民間人収容者を何の権利も持たないものとみなした。とくに、アメリカとフランスの管轄にあった地区では、これらの捕虜は、地面の穴倉で暮らし、十分な食物も与えられず、医療も拒否され、国際赤十字やその他の組織、個人でさえもドイツの捕虜を助けることを許されていなかった。このようにして、数十万の捕虜が、アメリカの収容所でハエのように死んでいった。<sup>28</sup>

軍政府命令第 1 号は、すべてのドイツ人に持っているすべての情報を連合国に提供するように命じ、違反した場合には終身刑とした。<sup>29</sup> だから、ドイツの証人は何年間も投獄されて証言を強要され、何時間も尋問され、ロシア側に引き渡すと脅迫された。<sup>30</sup> 「特別プロジェクト」という独立部局が、証言をしぶる証人から犯罪の証拠を引き出すことに責任を負っていた。このように入手された証言は、連合国に有利なものであった。証人たちは、他人の犯罪の証拠を提出するのを拒めば、自分が告訴されると脅迫されたからである。<sup>31</sup>

この事実だけでも次のことを明らかにしている。すなわち、戦後、ドイツ人全員は事実上法律の外に置かれ、訴追の格好の対象となってしまったこと。いつ何時自分に降りかかってくるかもしれないような恣意的な迫害を受けるよりも、たとえ虚偽であったとしても、連合国側が求めているような情報を提供せざるをえない状況に突然おかれてしまったこと。

アメリカ占領地区では、さまざまな被告に対する裁判が、ダッハウ、ルードヴィヒスベルク、ダルムシュタート、ザルツブルクで、合衆国あるいはアメリカ軍の統治権のもとで開かれた。<sup>32</sup> 大雑把に言えば、これらの裁判は 3 つのカテゴリーに分けられる。



- ・ 強制収容所での犯罪(安楽死のケースも含む)
- ・ 撃墜された連合軍パイロットの殺害
- ・ アルデンヌ攻勢のときのいわゆるマルメディでの戦争犯罪

このような裁判を準備するにあたっては、エベンゼー、フライジング、オベルウルゼル、ツフェンハウゼン、シュヴェービッシュ、ハルといったさまざまな収容所や、今日でも拷問室として知られている監獄で、容疑者や証人に対する尋問が行なわれた。<sup>33</sup> リュッケルは次のように簡潔にコメントしている。

「まもなくアメリカ人でさえも、アメリカの軍事法廷の裁判審理のやり方に、とくに、予備審問の過程で、物理的・心理的な圧力を受けた可能性のある被告の自白を証拠として繰り返し使用したという事実にも異議を唱えるようになった。」<sup>34</sup>

事実、1949 年までに、ドイツ人やアメリカ人の弁護士、とくにアシェナウアー、フレックスマン、エヴェレットといった弁護士が提出していた告発を検討するアメリカ調査委員会がいくつか開かれた。<sup>32 35 36</sup> しかし、これらの委員会報告は部分的にしか公表されず、しかも、世論の圧力があって初めて公表されたにすぎず<sup>37</sup>、醜聞の実態を覆い隠すために使われたにすぎなかったため、軍と政治を弁護するためのイチジクの葉であったとアメリカ人からも非難されている。<sup>38</sup> たとえば、戦争防止全国会議は、軍の不法行為を赦免してしまったボールドウィン委員会の結論を次のようにコメントしている。

「委員会は、この種のやり方の改革を推奨して、報告をしめくくっている。しかし、これらの推奨は、報告の大半を構成しているすべての言い訳や赦免が偽りであることを示している。事実、結論がのべていることは、あなたたちがたとえそれをしなかったとしても、私たちは、あなたたちがそれを繰り返すことを望まないというものである。」<sup>39</sup>

マッカーシー上院議員は上院からオブザーバーとして派遣され、結果としてこの事件に深く関与するようになった。彼は、醜聞隠蔽工作に調査委員会と軍が協力していることに抗議して、わずか 2 週間でオブザーバーの職務を辞し、上院に上申書を提出した。<sup>40</sup> アメリカ人は被告から自白を引き出したり、非自発的な証人——自動的な逮捕によって獄中にいたり、裁判を待っていたり、ダッハウでの予備審問を待っていたりしていた——から供述を引き出していたが、そのやり方は次のようなものであった。

- ・ 皮膚を焼く
- ・ マッチで(手や足の)爪を焼く
- ・ 指の爪をはがす
- ・ 歯を折る
- ・ 顎を砕く
- ・ 睾丸を砕く
- ・ 棍棒による殴打
- ・ メリケンサックによる殴打と足蹴
- ・ 寒い、湿った、暗い部屋に数日間裸のままに拘禁する
- ・ 飲み物なしで暑い部屋に投獄する
- ・ 偽裁判
- ・ 偽判決
- ・ 偽処刑
- ・ 偽の牧師、などなど<sup>41 42</sup>

マルメディ裁判での主要被告ヨアヒム・パイパーによると、このような拷問よりも苦しかったのは、外界や同僚の囚人からまったく切り離されて、完全に他人の慈悲にすがって暮らしていかなくてはならないという感情であった。また、偽りの自白供述を引き出すために、脅迫や約束によって、囚人同士を対立させるという方法も使われ、それはしばしば有効であった。囚人たちの連帯感に発した抵抗を打ち砕いていったのである(第二級尋問)。<sup>43</sup>

尋問は数時間、ひいては数日間続いた。検事側はその記録をカット・アンド・ペイストして、供述書を作り上げた。被告に有利な箇所は削除され、言葉を言い換えることで、趣旨が歪曲された。<sup>44</sup> 疑問の余地のある供述書以外にも、たとえば、文書の非認証コピーや第三者の陳述(伝聞)を含むありとあらゆるものが証拠として採用された。<sup>45</sup> あるケースでは、虐待のために自殺に追いやられた被告の未完成で、署名のない供述までもが証拠として利用された。<sup>46</sup> 軍政府命令第 4 号は、他人の犯罪を証明するような証拠を提出した被告に釈放を約束している。<sup>47</sup> この規則は効果を発揮し、ラウテルンは、被告が第三者の犯罪を証明する虚偽の陳述を行なって釈放された二つの事例を報告している。<sup>48</sup>

被告には開廷まで法定代理人が与えられず、開廷しても、弁護人は効果的な弁護活動をしなかった。(法廷が任命した) 弁護人自身が多くの場合、戦勝国国民であり、しかもドイツ語に堪能ではなかったからである。彼らは依頼人の弁護にはほとんど関心を示さず、あからさまに検事側に立って行動することもあり、被告を脅迫して、虚偽の有罪自白をするように説得さえもした。<sup>49</sup> しかし、たとえエヴェレットのようなアメリカ人弁護人がその職務を果たそうとしたとしても、法廷はその道を閉ざした。弁護側に

は、当該の文書資料に部分的にアクセスすることしか許されず、裁判以前に被告と協議することも許されなかった。裁判が始まってからも、許されないこともあった。もし許されても、連合軍側の監視下のもとだけであった。開廷まで、起訴状の中身が知らされないことも多く、その中身もごく大雑把なものであった。<sup>50</sup> 証人に反対尋問しようとしたり、無理やり引き出された供述の証拠としての価値に疑問を呈することは、普通却下された。<sup>51</sup> そして、このような措置は、アメリカ占領軍規則、アメリカ占領地区軍政府命令第7号第7条にまったくかかっていなかった。軍事法廷に関する章には次のようにある。

「法廷は証拠の技術的規則に拘束されない。検事側、弁護側双方は反証を提出することができるが、法廷がその証拠の許容性については決定する。」<sup>52</sup>

何が必要であるかの決定は法廷にゆだねられていた、換言すれば、公判はきわめて恣意的であった。

犯罪を証明するような供述、とくに強制収容所の囚人の供述はどのように評価されるべきなのであろうか。これは興味深い点である。検事側はこうした供述を手に入れるための特別な技術、「ステージ・ショー」あるいは「レビュー」という方法を使った。<sup>53</sup> この目的を果たすために、検事側は強制収容所の囚人を集めて、傍聴席に押し込んだ。被告は壇上に座らされ、囚人たちは薄暗い部屋に座り、被告たちに対してありとあらゆる告発を行なうことができた。怒りの叫び声、下劣な呪いの声が上げられたこともあった。予想に反して、被告に告発がなされなかったり、告発が不十分であった場合には、検事側は証人を説得したり、脅迫までもして、公判を進めた。<sup>54</sup> このように恥知らずな戦術を使っても、犯罪を証明するような証言が手に入れることができなくても、検事側は裁判を放棄しようとはしなかった。検事側は、無罪を証明するような証言をたんに隠匿したのである。<sup>55</sup> こうしたステージ・ショーは次のような事態にまでなった。すなわち、アメリカ軍将校が SS の制服を着て、叫び声を上げている証人たちの前に登場すると、証人たちはすぐに彼が強制収容所の悪党であったと糾弾した。<sup>56</sup>

強制収容所にいた弁護側証人は、引き止められたり、脅迫された。検事側が彼を逮捕して、虐待することもあった。<sup>57</sup> 多くの囚人たちはかつての仲間を脅迫した。もしも、第三者の犯罪を証明するのに十分な証言や供述をしなければ、家族に復讐したり、お前を犯罪者にするというような証言や告発をするというのである。仲間に対する殺人の脅迫さえもが記録されている。<sup>58</sup> VVM (*Vereinigung der Verfolgten des Naziregimes* = Organization of Persons Persecuted by the Nazi Regime)<sup>59</sup>は、当時の飢えたドイツで暮らしていた囚人の食料割り当て、住居などを決定していた団体であるが、その権力を行使して、仲間の囚人が弁護側証人とならないように圧力を加えた。

仲間の囚人が、罪を免ずるような証言をするのを禁止することをおおやけに表明した。

60

犯罪を証明する証言を提供しようとする証人たちは、ときには集団で、さまざまな裁判に出没した。彼らはそのことで、金銭面や物質的な報酬をかなり受けとることができた。多くの場合、自分たちのあいだで証言を調整していたこれらの「職業的証人たち」は、協力と引き換えに免罪を約束されていたかつての容疑者であった。<sup>61</sup> アメリカ軍が調査委員に任命したシンプソン判事とローデン判事は、この文脈の中で「人間のくず」という用語を使ったという。<sup>62</sup> このような証人の偽証が露見しても、彼らは告訴されなかった。<sup>63</sup> まったく逆の事態が生じた。証人が、自分の証言が引き出された方法を法廷で証言して、自分の供述を撤回すると、検事側は彼らに対する訴追措置をとったのである。<sup>64</sup>

原則的に、ダッハウ裁判も、強制収容所事件を扱ってしようと、パイロットの殺害事件を扱ってしようと、マルメディ事件を扱ってしようと、同一であった。オスカーが的確にも指摘しているように<sup>65</sup>、マルメディ事件では、証人が不足していたので、拷問が使われ、強制収容所事件では証人が余っていたので、「ステージ・ショー」が行なわれた。安楽死事件と医師事件では、免罪の文書を没収し、無罪を証明する供述は抑圧された。<sup>66</sup> フレダ・ウトレイは、強制収容所事件の状況はマルメディ事件よりも悪く、すでに、前代未聞となっていたと述べている。<sup>67 68</sup>

シュヴァルツのような歴史家が、1990年にドイツのもっとも有名な現代史雑誌の中で、アメリカの裁判はジュネーブ協定にのっとって行なわれた、控訴権がなかったこと、有罪者の将来の扱いが不確定であったことが裁判のおもな問題点であった、イルゼ・コッホやマルメディ事件はたいした意味のない事例にすぎない、アメリカ上院が任命した委員会はアメリカの占領当局を放免していると述べている。<sup>69</sup> このような歴史家たちをどのように考えたらよいのだろうか。シュヴァルツはまったくの無知か、それともまったくのつむじ曲がりであるとしたか考えようがない。

### 3.3.1.2. イギリスの裁判

終戦直後、イギリス人のやり方はアメリカ人のやり方とほとんど変わりなかった。アシェンナウアーによると<sup>70</sup>、イギリスはヴェールで裁判を開き、ドイツ国防軍の幹部およびアウシュヴィッツ、ベルゲン・ベルゼン、ナチヴァイラーの収容所看守を裁いたが、アメリカの戦後裁判と同じような特徴を持っていた。<sup>71</sup> しかし、基本的な違いは、裁判中や裁判後にも、調査委員会が設置されたことはなく、このために、イギリスの尋問収容所や監獄——ミンデン<sup>72</sup>、バド・ネンドルフ<sup>73</sup>、ハメルン——の様子が隠されたままである点である。拷問の最初の事例は、ミンデンの監獄にいたアウシュヴィッツ所長ヘスに対するものである。ヘス自身が自伝の中でこの拷問のことに触れているだけでなく<sup>74</sup>、その拷問者の一人もそれを確証している。<sup>75</sup> 彼はまた、ミンデンにいたハン

ス・フランクに対する拷問にも触れている。<sup>76</sup> さらに、オズヴァルト・ポールは、国際軍事法廷への証言のなかで、バド・ネンドルフで同じような手段が使われ、自分の供述書もそのようなかたちで引き出されたことに触れている。<sup>77</sup> ヘスの事例は、彼の供述がユダヤ人の大量殺戮を証明している実行犯の自白として、国際軍事法廷で利用されているだけにとくに重要である(3.3.1.5.参照)。

### 3.3.1.3. フランスの裁判

ノイエ・プレムメとナチヴァイラーの強制収容所スタッフに対するフランスの裁判については、ほとんど知られていない。<sup>78</sup> しかし、「自動的逮捕」状態のもとにあったドイツ人に対するフランス人の姿勢<sup>79</sup>および占領地区の住民に対するフランス人の姿勢<sup>80</sup>——アメリカ人の姿勢よりも邪悪ではなかったとしても、同じように悪辣であった——から判断すると、フランス人はすべての点でアメリカ人と同様であったと結論できるであろう。

### 3.3.1.4. ロシアの裁判

ソ連占領地区での裁判は、1941年の独ソ戦の開始以降ソ連国内で行なわれてきた戦争犯罪裁判の継続といえる。1950年、公式報告が、このような戦争犯罪裁判が国際法違反であったことを認めた。<sup>81</sup> マウラハは、予備尋問の特徴は連続、すなわち、ノンストップの尋問、あらゆる種類の肉体的虐待、記録の歪曲、囚人をたがいに対立させること、強制的な他者の告発などであった、また、特別法廷による人民裁判での尋問は恣意的な審理手順のもとで行なわれた、と述べている。<sup>82</sup> ソ連の裁判がこのような様子であったことは広く認められており、ドイツ連邦司法省でさえもそのような解釈をしている。<sup>83</sup> 最近ロシアの歴史家がオリジナルなロシア側文書にもとづいて研究書をあらわしているが、そこでも、ドイツ人専門家報告の趣旨が確認されている。<sup>84</sup> 戦後数年間にソ連の衛星国で開かれた裁判でも状況は同じであった。たとえば、ブシユコは、ポーランドに設立された特別法廷の判決は、ニュルンベルク国際軍事法廷と同様に、異議申し立て不能であったと述べている。<sup>85</sup> さらに、ドイツ連邦司法省は、東ドイツでの初期の裁判を恣意的な裁判とみなしている。<sup>86</sup> 最近、アイゼルトが、その暗黒面、いわゆるヴァルトハイム裁判について詳述している。<sup>87</sup>

### 3.3.1.5. 国際軍事法廷とその後続裁判

国際軍事法廷の検事と判事は連合国によって構成されていたので、公平な裁判ではない。ニュルンベルク裁判は第三帝国から22名の主要人物を裁判に引き出した。この裁判に続いて、ドイツ政府、ドイツ国防軍最高司令部、SS 経済管理本部といったさまざまな部局、法律家、化学・鉄鋼従業員といった職業集団に対する12の裁判が開かれた。しかし、これらの裁判を主宰したのはもっぱらアメリカ人であった。すでに、

その他の戦勝国は関心を失っていたからである。<sup>88</sup>

国際軍事法廷の法的な枠組みを定めたロンドン協定[正確には『国際軍事法廷憲章』——訳者]は<sup>89</sup>、その第 3 条で法廷は忌避されえないと声明し、第 26 条でその判決は、最終であって、再審の対象とはならないと断定した。第 13 条にしたがって、法廷は独自の審理手順を定めた。こうした点だけでも、この法廷には法的正当性がないことがまったく明らかである。法廷の権利に関する 3 つの条文はとくに重要である。たとえば、18 条は、「公判を、起訴事実により提起された案件の迅速な審理に厳密に限定すること」、「起訴事実に関係のない案件および陳述は、その種類のいかなを問わず、一切除外すること」と定めている。

第 19 条は明白に次のように述べている。

「法廷は、証拠に関する法技術的規則に拘束されない。法廷は、迅速かつ非法技術的手続を最大限に採用し、かつ、適用し、法廷において証明力があると認めるいかなる証拠をも許容するものである。」

また、第 21 条は次のように述べているが、それは、反学術的な法的結論に対する責任を今日でも隠蔽するものとなっている。

「法廷は、公知の事実については、証明を求めることなく、これを法廷に顕著な事実と認める。」

ロンドン協定によれば、これらの「公知の事実」には「戦争犯罪捜査のため同盟諸国において設立された委員会の決議および文書を含む、連合諸国の公文書および報告書ならびにいずれかの連合国の軍事法廷またはその他の法廷の記録や判決書」が含まれていた。したがって、3.3.1.1.から 3.3.1.4.までで扱ってきた裁判に提出されたすべての証拠は、それ以上の立証を必要としない事実となったのである。たとえば、ニュルンベルク裁判は、おもにダッハウ裁判に提出された証拠にもとづいて、SS と武装 SS を犯罪組織と断定した。<sup>90</sup>

ソ連側は開廷以前にすでに、被告の有罪は自明のことであるのだから、裁判ぬきか、見世物裁判をやっただけで、被告たちを処刑したいと言明していた。<sup>91</sup> 西側連合国の側にも賛同の声があったが<sup>92</sup>、「本物の」裁判だけが効果的となりうるとの意見が大勢を占めた。<sup>93</sup> しかし、首席検事のジャクソンは、「連合国は、敵であるドイツの政治・軍事組織が崩壊しているにもかかわらず、依然として、技術的には、ドイツと戦争状態にある。国際法廷として、当法廷は、連合国の戦争遂行努力の継続である。国際法廷として、当法廷は、各国の司法・憲法制度の精密な審理手順に拘束されない」と陳述していた。このことを考えれば、どのような研究者であっても、この法廷の枠組

みを作り出した諸条件について当然の疑念を抱くであろう。<sup>94</sup>

アーヴィングは、ジャクソン検事がアメリカ情報局 OSS の影響力を封じるまで、ニュルンベルク裁判検事団の調査活動は OSS が個人的に請け負った事業であったと述べている。<sup>95</sup> フォン・クニエリエムは、検事側は占領当局のすべての執行機関に無制限にアクセスすることができた——たとえば、任意に証人を逮捕すること、すべての文書、第三帝国の文書すべてにアクセスすること、戦勝国の文書にアクセスすること——のに対し、弁護側には方法も影響力もなかったことから生じる結果について詳述している。<sup>96</sup> ニュルンベルク裁判はアングロ・サクソンの裁判様式にしたがっていた。ここでは、ドイツの裁判とは異なり、検事側には、被告の無罪を証明するような証拠を提出することは義務づけられておらず、検事側は一方的に被告の有罪を証明しようとした。このために、検事側の「武器庫」は弁護側のそれよりも圧倒的に豊富であり、誤審が生まれざるをえなかった。<sup>97</sup> このような不公平をなくすことに尽力するはずの裁判官でさえも、裁判の物的・人的状況すべてを取り仕切った検事側ゲストにすぎなかったため、弁護側の不利な立場を改善することはできなかった。<sup>98</sup> 裁判官は、証拠の入手や聴取に関してでさえも、占領当局や検事側に指示を出す権限を持っていなかった。<sup>99</sup>

衝撃的なことではあるが、ニュルンベルク裁判のやり方は、多くの点およびその大筋の点で、3.3.1.1.章で述べたような裁判と似ている。フォン・クニエリエムその他多くの研究者が、あらゆる種類の脅迫、心理的拷問<sup>100</sup>、連続の尋問<sup>101</sup>、被告および非協力的な証人の財産の没収<sup>102</sup>について記している。脅迫、投獄その他の強制が弁護側証人に適用された。<sup>103</sup> 歪曲された供述<sup>104</sup>、歪曲された資料<sup>105</sup>、同期化された翻訳<sup>106</sup>、証拠尋問の恣意的な却下<sup>107</sup>、資料の没収<sup>108</sup>、弁護側が資料にアクセスすることの却下<sup>109</sup>、検事側による言語活動の組織的妨害<sup>110</sup>、たとえば、弁護側が弁護側証人を探すために国外に出ることを妨害すること<sup>111</sup>、手紙の検閲<sup>112</sup>。重大な犯罪での咎で強制収容所に入っていた職業的証人もいた。<sup>113</sup> 判決と証拠が矛盾してしまうこともあったが<sup>114</sup>、「きわめて粗雑な議論で」正当化された。<sup>115</sup>

アメリカ人弁護士はクルップ事件で弁護活動するのを妨害されたとき、クレイ将軍に次のような内容で、ニュルンベルク裁判を批判した。とくに、裁判までの長期の非人道的な拘禁、検事側と法廷による資料の差し止め、伝聞証拠。文書資料の恣意的な性格、弁護側証人への迫害、証人との話し合いにさいしての検事側立会いの強制的性格、無罪を証明する証拠の消失、財産の没収、強要のもとでの証言、証人への脅迫。

<sup>116</sup>

アーヴィングは、ニュルンベルクでの検事側の尋問方法を「ゲシュタポ的やり方」と呼んでいる。<sup>117</sup> 囚人たちは外界から遮断され、飢えと寒さに苦しみ、逮捕者から虐待を受けても治療を受けなかった。<sup>118</sup> さらに、弁護人でさえも、正式の裁判でならば享受しうるような権利を要求すると、逮捕の危険にさらされた。たとえば、ノイラートの

弁護人や<sup>119</sup>、クルップ裁判での弁護人全員に<sup>120</sup>そのようなことが起こった。強制収容所の囚人が犯罪を証明するような証言を行なう場合、アシェナウアーによると、合衆国のダッハウ収容所裁判と、ニュルンベルクの SS 経済管理本部裁判とは、同じ犯罪者の「職業的証人」が証言した点で、よく似ていた。<sup>121</sup> もちろん、同僚の囚人が無罪を証明するような証言をするのを妨げるために VVN が行なったような脅迫は、ニュルンベルク裁判でも存在した。<sup>122</sup>

ニュルンベルク裁判での虐待や拷問については、意見が分かれている。アーヴィングは、それが耐えざる嫌がらせと小さな虐待という意味では存在したと考えているが<sup>123</sup>、フォン・クニエリエムは、「明らかに」存在しなかったと考えている。<sup>124</sup> しかし、シュトライヒャーに対するひどい虐待は存在しており、彼はニュルンベルク裁判の前の尋問でこの件について話している。<sup>125</sup> 拷問を受けたという彼の証言は、検事側の要請で記録から削除された。<sup>126</sup> ラウテルンは SS 集団長ペトリの拷問に触れており<sup>127</sup>、ポールは最後の記録のなかで、SS 師団長マウラーの虐待について記している。<sup>128</sup> マーク・ウェーバーはその他多くの虐待に触れている。<sup>129</sup> すなわち、著名な主要被告は、程度の低い肉体的虐待を受けただけであり、一方、あまり著名でない被告も、すぐに協力の姿勢を見せないときには、ニュルンベルクでも虐待を受けたのである。

3.3.1.1.で触れた調査委員会は、ニュルンベルク裁判とその後続裁判の判決のいくつかを修正した。西ドイツ政府は、朝鮮戦争に続く再武装の結果、これらのケースでは、もっと寛大な措置を要求した。<sup>130</sup>

### 3.3.1.6. 戦後の連合国裁判の結果

アメリカのダッハウ裁判や他の連合国による同じような裁判は、強制収容所や東ヨーロッパでの虐殺行為を証明したといわれている。それ以来、SS と武装 SS は犯罪組織となった。一方、ドイツの法廷は、事後法を避けるためにすぎないかもしれないが、SS 隊員や武装 SS 隊員を犯罪者とはみなしていない。ニュルンベルク裁判は、おもに前述の裁判が手に入れた「証拠」を繰り返して提出することで、この裁定を補強した。

ニュルンベルク裁判に提出された証拠がどのような結果を生み出したのか、それを如実に示しているのが、フリッチェの回想であろう。ニュルンベルクの主要被告全員は、公判以前には、ユダヤ人の大量殺戮についてはまったく知らなかったと主張していた。<sup>131</sup> ダッハウその他の強制収容所のうさんくさいフィルムが上映されると、それは心理的な効果を発揮したが、完全に被告たちを納得させたわけではなかった。しかし、ヘスとオーレンドルフ証言によって、被告の大半が、大量殺戮を事実として受け入れるようになった。<sup>132</sup> 被告の大半がユダヤ人の殺戮を正面された事実と受け取ってしまった結果、今では、誰もそのことに異論を呈しようとはしなくなったので、このユダヤ人の殺戮という事実は、弁護側、被告、そして民族全体の運命に、神経を麻痺させるような呪いの言葉として作用するようになった。<sup>133</sup> にもかかわらず、被告は、十分な調



査が行なわれていないという印象を抱いたままであった。

「理解できないようなことが間に合わせの措置で立証されたが、それは調査されたわけではなかった。」<sup>134</sup>

*Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* は、ニュルンベルク裁判をその法的土台の欠陥を除けば、正義の実現を誠実に目指した公平な裁判とみなしているが、そのことは、同誌を出版している団体、すなわち、左翼的で、偏向的な *Institut für Zeitgeschichte* に親しんでいるものにとっては、驚くことではないであろう。<sup>135</sup>

### 3.3.2. 法の支配の下での裁判

ドイツ連邦共和国の部分的な主権を定めた基本条約は、ニュルンベルク裁判判決が連邦共和国の公的・司法的機関すべてに最終的かつ拘束的なものであると布告している。<sup>136</sup> 定説派はこの布告を欠陥とみなしている。すなわち、朝鮮危機のために、アメリカが戦後裁判で有罪とした人々の大半をずさんなやり方で釈放し、一方、ドイツの司法制度は、新しい証拠と照らし合わせて、こうした人々を再起訴するチャンスを失ってしまったからであるというのである。<sup>137</sup> しかし、連合国は条約第7条によって、戦後裁判の裁定・結論から出てくる歴史観を、ドイツの裁判にとってさえも、改訂・修正の対象とはしないようにしているがゆえに、この布告には欠陥があるとも考えることができるであろう。

とくに、ドイツ連邦共和国とイスラエルの裁判での判決に対する目撃証言の意義について言えば、ニュルンベルク裁判が確定したホロコーストについての歴史観が今日でも、自明の真理であると受け取られている点をまず指摘しておかなくてはならない。この条約が果たした役割がどの程度のものであったのかについては、意見が分かれている。<sup>138</sup> 裁判所、とくにドイツの裁判所は、誰かがこの真理を反駁しようとして、あるいは、たんに検証しようとして、証拠、とくに物的証拠を申請しても、即座に却下している。証拠申請動議は、裁判遅延行為として却下されている。<sup>139</sup> このような状況であるにもかかわらず、誰かが、自分の異端的主張、すなわち信念を公に主張したり、技術的・科学的反論をしようとすれば、ユダヤ人への中傷、死者の記憶への中傷、憎悪主義者、憎悪の扇動の咎で刑事告発の対象となってしまう。<sup>140</sup> 1985年以來、このような行為は重大犯罪とみなされるようになったので、中傷されたという告発や不満がなくても、直接、検事局が訴追の対象とするようになった。<sup>141</sup> 法廷で自明の真理に対して異論を唱えても、かえって、強情な嘘、改悛の念の欠如の咎で厳しい判決を受けただけであり、その主張は無視されるであろう。異論的見解に対しては、このような盲目的でドグマティックな迫害が行なわれるが、こうした迫害は、公認の見解から逸脱するすべての研究に及んでいる。<sup>142</sup> ここで、民族社会主義者の犯罪者とみなされて

いる人々に対する裁判が、法の支配の下にある西側民主主義国家を自称する国々で、どのように設定されてきたのか、設定され続けているのかを検証するために、イスラエルとドイツ連邦共和国の事例を見ておこう。

### 3.3.2.1. 調査

終戦直後の調査であれ、ひいては今日の調査であれ、多くの調査の出発点は、連合国の戦後裁判の公判のなかで司法的な見解、証言、実行犯の自白、調査機関が所持していた文書資料が出した結論である。<sup>143 144 145</sup> また、犯罪の「容疑者」であったにすぎないドイツ人の訴追を促進するために、どのようにして審理手順が侵犯されたのかを考察するのも、検証の対象である。1951年まで、連合国管理委員会規則がドイツの司法制度に許していたのは、ドイツ人によるドイツ人や無国籍の人々に対する犯罪の処理だけであった。<sup>146</sup> しかし、1955年に部分的主権が回復されてからも、ドイツの司法制度の調査活動や成果について満足していない人々がいた。リュッケルは、現行法のもとで検事局が活動できるのは、容疑者が、検事局の管轄する地域の住民であるか、犯罪が検事局の管轄地区でおかされた場合だけであったことが、不満の原因であったと考えている。民族社会主義者の犯罪とみなされているものは、国外で、しかも身元不詳の人物によってなされたので、多くの事件がまったく調査の対象とはならなかった。<sup>147</sup>

1958年、ドイツ連邦共和国司法省は、このような障害を取り除くため、ルードヴィヒスブルクに「民族社会主義者犯罪調査のための国家司法中央局」を設立し、ドイツの名においてどこで、どのような犯罪が誰によって行なわれたのかを判定するために、予備調査というかたちをとって、上記の制約を超えて、世界中で調査活動を行なった。このようなやり方は、司法と裁判の歴史のなかでユニークなものであった。<sup>148</sup> 今日まで、この中央局は、ありとあらゆる典拠資料(文書集、証言、裁判資料、著作、個人的な経験談、映画、報道記事)を使って、民族社会主義者体制の下でドイツ人が犯したとされる犯罪についての情報を集めている。中央局が、ある事件について、十分な証拠があると判断した場合、その情報を検事局に提供し、これを受けて、検事局は標準的な調査を始める。

ドイツ連邦政府は東側ブロックの資料の検証・利用を数年間拒んでいたが<sup>149</sup>、その後、1964年のアウシュヴィッツ裁判に続いて、消極的な姿勢を放棄し、民族社会主義者の犯罪について、できるかぎり多くの文書資料を利用させるように、全世界に訴えた。もっぱら、民族社会主義者の犯罪とされるものを訴追するために、ヨーロッパ司法委員会を設立するべきであると主張する政党もあった。<sup>150</sup> 西ドイツの訴えをきっかけとして、たとえば、東ドイツは、数万名を訴追するのに十分な資料を保管していると声明した。<sup>151</sup> 東ヨーロッパ諸国の典拠資料とは別に、西側諸国の文書(イスラエルの文書も含む)、標準的なホロコースト研究書、囚人組織が、中央局の集めたおもな

典拠資料であった。<sup>152</sup> 囚人の経験を持つヴィーゼンタール<sup>153</sup>とラングバインはとくに資料の提供に熱心であった。フランクフルト裁判所は、ラングバインがアウシュヴィッツ裁判の準備の進行にとくに重要な役割を果たしたことを認め<sup>154</sup>、検事は、彼を証人尋問したときに、彼の支援を公に感謝した。<sup>155</sup>

しかし、重要な点は、前述した5つのケースでも立証されたように、中央局や検事局がいわゆる犯罪調書を編集するにあたって、それを、証人となる可能性を持つ人々、国内外の調査機関に開放し、証人に対してその内容を知らしめたことである。この犯罪調書では、いわゆる容疑者の名前が、現在と民族社会主義者時代の写真を付して、リストアップされていた。さらに、容疑者が犯したとされる犯罪も明記されていた。その犯罪は起こったかもしれないが、容疑者とその犯罪を結びつけるような証言や手がかりはないにもかかわらず。その後、証人が求められたのは、この事件を確認されたものとみなして、具体的な犯人を犯罪に割りあて、もし必要であれば、犯罪調書に欠けている犯罪を付け加えることだけであった。<sup>156</sup> 明らかに、このような状況の下では、証人の記憶はリフレッシュ、すなわち歪曲されてしまう。したがって、その後の法廷での証言、とくに、犯人の身元確認はまったくの茶番である。<sup>157</sup> そして最後に、リュッケル<sup>158</sup>とヘンクス<sup>159</sup>は、調査当局の関心を引くようなあたらしい発見があった場合、あるいは、目撃証言と調査当局の結論に相違があった場合、証人が幾度も尋問されたと指摘している。このために、証言の「選別・精査」が生じたとしても、驚くべきことではないであろう。この意味で、リュッケルは、もちろん例外的であるとしながらも、調査当局や私的な記録センターが証言の歪曲を行なったケースを指摘している。<sup>160</sup> 調査活動は困難であったので、被告は3年から5年、ひいてはもっと長期にわたって拘束され、裁判を待つことになり、彼らは情緒不安定となった。これを人権侵害と非難しているのは、ヨーロッパ裁判所だけではない。<sup>161</sup>

リュッケル<sup>162</sup>とヘンクス<sup>163</sup>は、調査期間の担当局員の多くが民族社会主義者時代の活動のために、先入観を抱いているがゆえに、調査活動の最初の10ヶ月には、政治的にとくに信頼できる人物を雇うことが必要であったと考えている。したがって、このような人物は、犯罪の実在性を疑うことさえもしなかった人々であったと推定できる。彼らは非常に熱心で、確信的なイデオロギーの持ち主であり、望ましい証言を手に入れる訓練をつんでいたので、予備尋問の過程で証人たちは、証言をしれば、脅迫されたことであろう。リヒテンシュタインは、心理的抑圧を使った尋問がもたらした結果を書いているが、証言をしる証人に証言を強制する方法について次のように述べている。

「証人[バース<sup>164</sup>]は躊躇していた。…病気で苦しんでいるか、心理的にまわっているふりをしていた。証人席を去る前に証言を翻して、自分を尋問した警察官が、当時何場起こったのかを証言しろと脅迫したと述べた。彼

は、警察官が『自分に厳しくあたった』としどろもどろに述べたが、これは、このような証人には必要なことである。』<sup>165</sup>

結局のところ、中央局は、自分たちのことを刑事訴追の部局としてではなく、尋常ではない方法を使って作業する歴史研究所とみなしていたようである。リュッケルはその発見を歴史的事実とみなしている。<sup>166</sup> シュタインバッハは、NSG 裁判の終了後に、中央局は歴史研究所となるべきでとまで論じているが<sup>167</sup>、それはドイツの政治家の計画でもあった。<sup>168</sup>

しかし、旧 SS 隊員にインタビューしてみると、歴史研究という課題自体が適切に行なわれなかったことがわかる。このインタビューによると、中央局は、何場実際に起こったのかを発見しようとせずに、犯罪や犯罪とされているものについての情報だけに關心を持っていた。<sup>169</sup> このやり方は、犯罪のインフレーションを引き起こし、真実を隠蔽するだけである。

### 3.3.2.2. 裁判官と検事

第三帝国の主要犯罪とされるもの（特別行動部隊、強制収容所その他の収容所）を裁くために、個々人に対する裁判を補足して、数十名の被告やときには数百名の証人を召喚したマンモス裁判が、犯罪現場地域で開かれた。<sup>170</sup> これは財政的・技術的  
面から必要な措置であったけれども、各被告の個人責任問題がなおざりにならざるをえなかった。膨大な証拠や情報が洪水のようにあふれだしたので、当然にも、弁護側も検事側も、判事も陪審員も、数年にわたる事件をあとづけることができなかった。<sup>171</sup>

法廷の任務が歴史学上の問題をもてあそぶことではない点については、何回も強調されていた。にもかかわらず、リュッケルは、民族社会主義の絶滅収容所なるものについての裁判が歴史的に妥当であり、歴史事件の解明がこの裁判の中心であったと述べている。<sup>172</sup> これらの裁判での調査活動の発見が、現代の歴史学の研究の依拠する支柱を作り上げたことはまったく秘密ではない。<sup>173</sup> シュタインバッハは、研究調査が非歴史家、すなわち、検事と判事にゆだねられたのは史学史では特異なことであり、それゆえ、本章はドイツ史のなかでもっとも研究調査が進んだ分野であるとまで述べている。<sup>174</sup>

たしかに、一つの点、すなわち目撃証言の入手という点では、裁判は歴史家を上回っている。リュッケルは、歴史家とは異なって、刑事裁判での調査官と判事は、国家機関のおかげで、証人から大量の証言を手に入れ、質問、すなわち尋問によって真実を確認することができるかと述べているが、その点では正しい。<sup>175</sup> しかし、重要な裁定が依拠するはずであるこれらの証言が真実であるかどうかを決定するのは、はるかに困難である。バーダーとヘンキスは、裁判が物理的力の行使を許されていれば、

裁定が可能であろうと述べているが、これは法の支配の下の国家では禁止されている。<sup>176</sup> むしろ、われわれの時代に、カこそが真実を確認しようと考えているドイツ人成人が存在することの方が驚きである。トゥシェルは、法的な発見を歴史学が利用することを、最善で完璧な法的研究にもとづく発見だけに限定している。<sup>177</sup> しかし、いったい、誰が、どのような基準で質や完璧性を評価するのであろうか。

NSG 裁判の典型的な例は、フランクフルトのアウシュヴィッツ裁判である。当時の裁判長の主張とは逆に、この裁判は歴史裁判の縮図と受け取られている。<sup>178</sup> 法廷が問題の解明を委嘱した専門家報告が、民族社会主義体制、とくにユダヤ人迫害についての歴史報告であり<sup>179</sup>、被告が行なったとされる行為についての犯罪学的報告ではなかったことは、まったく驚くべきことではない。<sup>180</sup> 連邦最高裁は、法廷は犯罪が行われたかどうかについて裁定を下すのにまったく関係がないとの理由で、ある NSG 裁判の無罪判決を破棄しているが、そのやり方はまったく二面的である。<sup>181</sup> 法廷が NSG 裁判に委嘱したのは、非歴史的すなわち、技術的、科学的、法医学的な専門家報告にのっとなって公判を進めてはならないということであった。しかし、連邦最高裁は、判決が無罪ではなく有罪であったときには、このようなことに悩んではいない。

さらに、この大規模な NSG 裁判の情報は広く報道されたが、この裁判では、検事側も証人も、ホロコーストの恐怖なるものについて見世物裁判的なグラフィックを広く使ったことを考慮しておかなくてはならない。<sup>182</sup> このようなやり方は、被告の罪状についての真理を確認することにはまったく役に立たず、たんに、被告に対する先入観を法廷に付け加えただけであった。リュッケルは、犯罪が生み出した残酷な光景をグラフィックを使って説明することが、厳しい判決をもたらしたと説明している。<sup>183</sup> バーダーは次のようにコメントしている。

「歴史家に証拠を提供するために行なわれる裁判は、邪悪な裁判であり、見世物裁判に近い。」<sup>184</sup>

法廷による証拠の価値判断も重要である。リュッケルは、文書資料以外にもとづいて容疑者を有罪とすることは事実上不可能である、とくに、NSG 裁判のように、事件と裁判の間隔が開くほど、まったく信用できないようなものであっても、目撃証言に頼らなくてはならなくなってしまうと述べている。<sup>185</sup> 彼はさらに、一人の証人の証言だけで有罪が立証されるのは、証人が過ちを犯している可能性がある、疑問の余地があるが、数名の証人が、犯罪を証明するような証言をすれば、法廷を納得させるであろうと述べている。<sup>186</sup> このようなやり方は、有罪か無罪を決定するのが証拠の質ではなく、証人の数であった古代の裁判の法廷技術の名残りである。<sup>187</sup> 適切な証拠がない場合、法廷は、伝聞証拠を受け入れるようになってしまう。<sup>188</sup> 伝聞証拠は価値のないものであり、誤審を生み出すことも多いので、それに依拠することは非常に危険

である、と認められているにもかかわらず。<sup>189</sup>

これらの裁判をとりまく外的な条件も、法の支配の下での国家の司法的標準を侵犯している。たとえば、アウシュヴィッツ裁判では(不法にも)、法廷での映画上映と写真の展示が許されたが、ラテルンザーは被告を動物園にとらわれたライオンのような状態にしてしまう、このようなやり方を批判している。<sup>190</sup> 弁護士や被告は、証言をするにあたって、法廷の聴衆からの侮辱や脅迫にさらされ、しかも、法廷はそれを制止しなかった。<sup>191</sup> また、被告は検事と証人から侮辱され、裁判官からも中傷された。<sup>192</sup> パウロ教会[ドイツの重要な国民的記念碑]では、被告たちは、写真、経歴、犯罪の詳細を付されて有罪とされていたが、検事側はこの展示に関与した。<sup>193</sup>

ヘルゲ・グラビツ検事は、証人が身の毛もよだつような事件を証言してしまうと、判事も検事も客観的となることはできなくなり、自分みずから、怒り、恥、絶望を感じてしまったので、先入観を抱いてしまったと述べることもあると記している。<sup>194</sup> このような先入観、あるいは、いうところの「関心」は、アウシュヴィッツ事件を担当するフランクフルト裁判の陪審員がいわゆる犯罪現場を訪ねたときには、とくに顕著であった。グラビツは次のようにコメントしている。

「裁判が法廷から外に出て、犯罪現場にやってきたとき、驚愕の感覚が支配した。」<sup>195</sup>

このような姿勢は、アウシュヴィッツへの巡礼者と同様である。アウシュヴィッツへの巡礼者たちは、頭を下げながら、収容所をゆっくりとめぐり、温風害虫駆除室のまえで祈りを上げる。しかし、その部屋は囚人の衣服を薫蒸消毒する施設であるが、巡礼者たちはそこで殺戮が行なわれたと誤って信じ込んでいるのである。死者の本当の名誉を回復するならば、これらの建物と施設が実際に何に使われたのかを調査すべきであろう。しかし、法廷は、現場検証を、専門家による建物の収容所センターの真の目的の説明を受けるのではなく、ただ自分たちの絶望感を深くするためにだけ、利用してしまった。

もしもラテルンザーが正しければ、検事側は被告の無罪を証明する証拠を探すという義務(刑事訴訟法 160 条)を果たすのを怠ってしまった。<sup>196</sup> 被告が告訴されている犯罪への関与を否定したり、犯罪自体を否定した場合、検事側には、それを証拠にもとづいて否定する義務があるが、この件についての、首席検事グラビツのコメントは特徴的である。

「被告の主張を、確信的な証拠、とくに目撃証言を提出することで反駁することが検事側の任務である。」<sup>197</sup>

大半の検事は被告の有罪を立証することにだけ関心を抱いていた。その結果、これらの裁判はアングロ・サクソン様式の裁判にますます似かよっていった。アングロ・サクソン様式の裁判では、検事側は有罪の立証だけにかかわればよく、無実を確証しようとしなくてもよいからである。

(3.3.2.1節で述べたように)、調査当局は何年にもわたって容疑者を尋問し、数百の専門家や政府機関を利用し、必要とするすべての文書を参照することができた。<sup>198</sup> その結果、連合国による戦後裁判と同様に、検事側と弁護側の持ち駒には著しい不均等が生じた。アレントは、イエルサレムのアイヒマン裁判でも、ニュルンベルク裁判と同様に、持ち駒の不均等が生じたと確証している。<sup>199</sup>

NSG 裁判の被告が有罪を宣告されてしまうと、控訴や再審請求で無実を証明する道は閉ざされていた。再審は戦争直後の裁判では普通であったが、今日では、ほとんど却下されている。<sup>200</sup> オピッツによると、今日の裁判所のほうが、目撃証言を、戦争直後の裁判よりもはるかに批判的に考察しているというのがその理由である。すなわち、誤審は今日の裁判の方がはるかに少ないというのである。<sup>201</sup> このことがどの程度事実であるのか、以下で検証することになる。

### 3.3.2.3. 弁護側

NSG 裁判の弁護側による裁判記録は非常に少ない。自発的に弁護をかってでた弁護士はほとんど存在せず、しかも、彼らはこの裁判に関与したことによるトラブルにうんざりしていたからである。このために、裁判について何か発言することで、さらなるトラブルに巻き込まれることを避けようとしていたからである。また、自分で生活費を稼がなくてはならない弁護士には、執筆する時間も金もなく、まして、出版社を見つけることは非常に困難であった。ラテルンザー自身は、ホロコースト物語が基本的に正確であると信じている人物であるが<sup>202</sup>、この種の記録を出版している唯一の人物である。問題の裁判は世論の関心を集めていたので、この本のためのエスタブリッシュメントの出版社を見つけることができた。NSG 裁判の状況は出版界の傍流で議論されてきただけであるので、ラテルンザーの情報は、その他すべてのNSG裁判にもあてはまるであろう。<sup>203</sup> ラテルンザーはニュルンベルク裁判での弁護人でもあったが、フランクフルトのアウシュヴィッツ裁判に充満していた雰囲気は次のように描いている。

「私が関与した主要国際犯罪法廷のなかで、アウシュヴィッツ裁判ほど緊張したものはなかった。ニュルンベルク国際軍事法廷でも感じたことがないものであった。」<sup>204</sup>

彼は弁護側の視点からこの裁判を批判しているが、そのひとつは、弁護側の記者会見には検事側もマスコミ関係者もほとんど出席していなかった、すなわち、事件をバラ

ンスをもって報道しようとする雰囲気はほとんどなかったという点である。<sup>205</sup> 彼はさらに、弁護側の証人尋問が厳しい制限を受けていた点、証拠請求動議が理由なく、抑圧・不許可・却下された点を批判している。<sup>206</sup> 弁護側はまた、テープに記録された目撃証言にアクセスすることも許されなかった。<sup>207</sup> 数多い目撃証言を検証することは、弁護側には不可能に近かった。しかし、このような司法的な拘束服でさえも、十分ではなかったようである。リュッケルは、弁護側の提出した証拠が大量であったゆえに、裁判は長期化したと不満を述べているし<sup>208</sup>、ラテルンザーも同じような趣旨で、弁護側は十分な制約を受けていなかったと述べているからである。<sup>209</sup>

重要な点は、弁護側が検事側の証人に接触して、弁護士身分を明かさずに、裁判以前に証人に尋問した場合の、法廷と世論の反応であった。のちに法廷では、矛盾を抱えていた証人の供述のつじつまが合わせられたり、もっとも信用できない箇所が削除されたりしたことが明らかとなった。<sup>210</sup> 世論は弁護人の調査活動を非難し、証人の出身国であるポーランドとイスラエルは、当該弁護人の入国を禁止するようになった。

211

NSG裁判の弁護人は、もしもホロコーストの自明性に疑問を呈したり、自明性を覆すような証拠を提出したとすれば、世論の攻撃にさらされ、ときには、物理的攻撃、専門資格の調査、ひいては刑事訴追を受けることもあった。<sup>212</sup> この点を十分に考察しなくてはならない。

それゆえ、法廷の任命した多くの弁護人が、イデオロギー的な不安から、不承不承に自分たちの職務を引き受けたり、自分たちの名前が傷ついてしまうことを恐れながら、自分たちの職を引き受け、依頼人を弁護するのではなく、判事やひいては検事側に協力し、メディア・キャンペーンの圧力を受けて辞職しようと考えていたとしても、驚くべきことではない。<sup>213</sup> この結果、さまざまな色合いを持つ弁護側は互いに対立することもあり、統一した戦略をもって公判に対処できなかった。<sup>214</sup> 国選弁護人が、寛大な措置を手に入れるために、被告に有罪を認める虚偽の自白をすすめる、実際に、被告がそのようにしたケースもあった。<sup>215</sup> 第三者も、被告の無実の主張は、誰も信じようとしないし、世論に訴えかける力が非常に弱いので、有罪を認める自白という戦術の採用を弁護側にすすめた。<sup>216</sup>

ラテルンザーによる裁判記録を読むと、彼が、犠牲者、凶器、犯罪現場についての物的証拠がまったく提出されなかった点、目撃証言が専門家の批判的な検証を受けなかった点に疑問を呈していないことを気づくであろう。ニュルンベルク裁判やドイツ連邦裁判では、つい最近まで、さまざまなホロコースト物語の事実性に疑問を呈しようとする弁護人はいなかったが、この意味で、ラテルンザーは、このような裁判での弁護側の伝統的やり方を踏襲していた。通常の殺人事件や些細な交通事故についての裁判でさえも、被告の有罪を議論するまえに、犯罪の証拠を請求することがごく普通の公判手順であるが、彼らにはそのようなことは思いも浮かばなかった。また、被告たち



は裁判を待ちながら、ときには 5 年以上も拘禁されており、心理的な消耗状態におちいていたので、もしも、法廷や検事側に協力すれば、寛大な措置を期待できるとの精神状態にあったが、ラテルンザーはこの点も批判していない。

そして最後に、アイヒマンの弁護人は依頼人と個人的に話すことを許されてはおらず、アイヒマンの尋問記録へのアクセスも許されなかったことを指摘しておかなくてはならない。<sup>217</sup> これもニュルンベルク裁判を踏襲したやり方であった。

### 3.3.2.4. 証人

#### 3.3.2.4.1. 検事側証人

リュッケルとラングバインは<sup>218</sup>、目撃証言というものは、忘却や先入観のためだけではなく、第三者やメディア報道の影響を受けて、それも個人的な経験に取り込んでしまうことが多いために、信用できないという点を熟知している。法廷が、目撃証言のなかの個人的な経験と第三者を介した経験を区別することはほとんど不可能であるというのである。

その一方で、リュッケルとヘンキスは<sup>218</sup>、囚人たちの記憶が悲惨な収容所経験のためにあいまいなものとなっており、このために、錯誤が生まれているが、それは仕方のないことであると同時に、またそうであるからこそ信頼できると述べている。<sup>219</sup> その一方で、彼らは、囚人たちは非常に恐ろしい、ぬぐいがたい経験をしたので、その記憶は 30 年間にわたって写真のように変わることなく鮮明であるために、非常に詳しい目撃証言は信用しうるとも述べている。<sup>220</sup> 彼らの説が正しいとしても、法廷は、写真のように鮮明な記憶と時と外からの影響を無意識にうけた証言とをどのように区別できるのかという問題は残っている。

エリザベス・ロフトウスは、とくにホロコーストの証人については、反対の立場をとっている。ホロコーストの証人は、ホロコーストについての世界的な報道ときわめて感情的な雰囲気ゆえに、もっとも信用できないというのである。<sup>221</sup> 彼女がこのような見解を抱くようになったのは、彼女自身がその目で見たイェルサレムでのデムヤンユク裁判を傍聴してからのことであった。この裁判では、検事側のすべての証人が信用できないことが明白であったので、無罪判決が下された。<sup>222</sup> そして、ここには、20 年前のドイツでの二つのトレ布林カ裁判で同じような証言を行なった証人も含まれていた。彼らの証言はトレ布林カ裁判で信頼できるものとみなされ、裁判の結果に影響を与えていたのである。<sup>223</sup>

ドイツでの多くの裁判では、証人の信用性に関する専門家は、少なくとも証言の核心部分に関しては、信用性は損なわれていないと結論してきた。オピッツは、今後は、信用性の検証動議は自明性にもとづいて却下されるべきであると考えている。<sup>224</sup> リュッケルは、曖昧さと首尾一貫性のなさは目撃証言の品質証明書にすぎないと考えているので<sup>225</sup>、ホロコーストの犯罪性を証明する目撃証言を検証することを咎めるべき

であるという傾向が存在してもおかしくないと考えている。<sup>226</sup> さらに、検事側証人は身の毛もよだつような恐怖の体験を法廷のなかに持ち込んだので、法廷自身がこの証言に対しては、批判的な姿勢を失い、たとえそこが法廷であっても、これらの証人たちを、無垢で、悪意のない、無防備な犠牲者とみなしてしまった。<sup>227</sup> そして、犠牲者の苦難を適切に理解するには、このような衝撃的な恐怖を法廷と世論に伝えることが必要であると考えている人々さえも存在した。<sup>228</sup> グラビツは、「犠牲者証人」を尋問するにあたっては、とくに、感情移入して、理解を示し、抑制的な調子をとらなくてはならないと説明しているが<sup>229</sup>、次のコメントはその典型である。

「人間であれば、誰もがこの証人を自分の腕に抱き、一緒に泣きたいであらう。」<sup>230</sup>

証人たちのあるものが素性の怪しい人物であったことを示しているのは、デムヤンク裁判だけではない。オピッツは<sup>231</sup>、ドイツの裁判においても職業的で復讐心を持った証人が出廷しており、彼らが偽証罪で告発されたことはほとんどなく、——ドイツの裁判がホロコーストの検事側証人に対して無批判的で軽々しく信じやすい態度をとっていることを考えると当然なのであるが——、そもそも偽証をしているとさえも認められなかったという事例を数多く指摘している。とくに、象徴的なのは、証人たちがある人物を殺害したとして被告を告発したが、被害者が生きていることが判明したり、そもそも実在していなかったり、民族社会主義者体制以前に死亡していることが判明したことである。<sup>232</sup>

ラテルンザーは、アウシュヴィッツ裁判について、NSG 裁判全体にかかわるような事例を挙げている。すなわち、外国人証人は証言の後すぐに帰国してしまい、偽証していることが判明しても、再喚問することができなかった。判事も検事も検事側証人の証言を検証するような措置はとらなかった。弁護側が検証しようとしても、過去の犠牲者をふたたび迫害するのは間違っているとの理由で<sup>233</sup>、そのような動きは「早い段階で摘み取られてしまった」。<sup>234</sup> リヒテンシュタインは、検事側も法廷も目撃証言を御伽噺であると非難した、ごくまれなケースについて報告している。<sup>235</sup>

グラビツはユダヤ人証人を三つのカテゴリーに分けている。<sup>236</sup>

- a. 客観的で、実務的な証人。グラビツによると、これらの証人は、犯罪に関与した人物の性格や振る舞いを詳細に証言している。さらに、しばしば、家族や同胞の犠牲者の記憶を、証言の義務感の理由としている。ここでグラビツが見落としていることは、まったく冷静で見識のある証言でさえもかならずしも真実ではなく、家族や同胞の犠牲者の記憶も復讐心を持っていないことを証明する動機ではありえないことである。

- b. 客観的で実務的になろうと努めているユダヤ人証人。グラビツはこのカテゴリーのなかに、恐ろしい経験のために冷静さを失い、証言中や証言後に発作をおこしたり、失神したり、悪罵を投げかけた証人を含めている。言い換えれば、グラビツはこれらの証人の証言の主観的な性格を、彼らの恐ろしい経験で正当化しているのである。しかし、彼らの証言する恐ろしい経験が真実ではなかったらどうするのであろうか。証人の証言に共感してしまって、その内容に疑問を呈することが禁止された場合、一体どのようにその証言を検証するのであろうか。
- c. 憎悪を抱いている証人。グラビツによると、彼らは実際の犯罪者に罪を負わせることができないので、自分たちの経験した不正を無実の人々に負わせようとしたり、犯罪や不正の現場にいた人物の罪を大げさにしようとする。しかし、今日では、これらの「憎悪を抱いた証人」は犯罪の完全な捏造を行なうことができたことが明らかになっているが、グラビツはこのような事実については思い浮かべていない。

検事グラビツの姿勢は多くの検事や判事と同一であろう。彼女は、カテゴリー(a)の証人は信頼できるので、反対尋問をするべきではない、カテゴリー(b)の証人は部分的にしか信頼できないが、彼らの恐ろしい経験(もちろん、真実である)ゆえに、反対尋問をするべきではない、カテゴリー(c)の証人は、事実関係では正確であるが、実行犯については歪曲されている、と述べているからである。換言すれば、彼女は、ユダヤ人証人を疑う理由はまったくないと考えているのである。

「これらの証人が真実を明るみに出すために証言しようとしているとすれば、それ以外の目的で国外から自発的にやってくるであろうか。」<sup>237</sup>

なんとナイーブなことであろうか。そしてこの検事は真実を追究しているというのである。

検事側証人は自由に証言することが許されており、弁護側でさえもこれを制止しようとはしなかった。<sup>238</sup> しかし、このことが証人の信憑性を保証しているわけではない。もっと悪いことに、ドイツの公判では、裁判議事録の作成は義務づけられていない、すなわち、目撃証言は文書のかたちでも、録音のかたちでも、発言そのままに記録されていない。<sup>239</sup> 1970年代末まで、ドイツの法廷は、裁判の重要な結末だけをまとめた結審記録を作成していた。このために、裁判後に証言の矛盾を明らかにする証拠が登場しても、証人の証言、被告、弁護人、検事、判事の発言を正確に再現することはできない。70年代末であっても、上級裁判所は結審記録の作成義務を免除されていた。上級裁判所は型どおりの記録だけを作成している。被告や証人の発言について

は、「証人はこの件について陳述を行なった」とか「被告は上申書をしたためた」とあるだけである。陳述や上申書の内容はまったく記載されていないのである。いわゆる NSG 犯罪者に対する裁判は、その犯罪の重要性(被告に証拠の尋問をともなう第二審を否定している)ゆえに、当初からこのようなやり方で行なわれているので、法廷は、証人や被告の証言の解釈についてまったくフリーハンドを持つことになってしまっている。この結果、証人が虚偽の証言をするだけではなく、証言を法廷での実際の発言に反して解釈することが容易となってしまっている。<sup>240</sup> メディアも、そもそもその価値に疑問のある証言の一部だけを選別して報道している。<sup>241</sup>

オピッツとリュッケルルはいくつかのケースをあげて、隠れ共産主義者組織 VVN「ナチス体制から迫害を受けた人々組織」のような囚人団体が証人に影響を与えたり、先入観を抱かせたことを指摘している。<sup>242</sup> しかし、前述した調査当局による歪曲よりもはるかに深刻なことは、東側ブロックからドイツ連邦共和国にやってきた証人が、司法省や内務省という秘密情報機関にチェックされ、圧力を受け、裁判中には大使館や領事館から圧力を受けていることである。政府の役人がこれらの証人を法廷に連れてくることもあった。東側諸国からの出国を許可されたのは、忠誠心厚い共産主義者か、被告の有罪を証言しようとする証人だけであった。<sup>243</sup> ナウマンは、東側ブロック諸国のこのやり方を「異端審問」と呼び<sup>244</sup>、ラングバインは、ドイツの裁判所がこのような事態にもかかわらず、これらの証人の信頼性に疑問を呈さなかったことを喜んでいる。<sup>245</sup> さらに、ラテルンザーは、アウシュヴィッツ裁判の証人が、公判開始以前に、メディアや裁判のために特別に出版された証人情報小冊子のなかで自分たちの話を公表しているために、公平で客観的な証言ができなくなったと記している。その上、証人たちの証言は、さまざまな組織や人物によってモニターされており、そのことがまたいっそう先入観を強めた。<sup>246</sup> それ以外に、多くの証人は裁判から裁判へと渡り歩き、そのつど、高額な証言料を手に入れていたことを指摘しておかなくてはならない。<sup>247</sup>

東側の証人の口から次から次にホロコースト物語が登場したために、ヨーロッパ、アメリカ、イスラエルの証人はそこから影響を受けてしまった。リュッケルルは、オーストラリアの証人の例をあげて、このことを明らかにしている。西側の証人は問題の事件の全体像を明白に証言することができたのであるが、その一方で、オーストラリアの調査官は手ぶらで立ち去ったのである。誰もそれ以上のことを思い出すことができなかったからである。<sup>248</sup>

ユダヤ人証人全員を嘘つきと非難するのではなく、彼らの証言に疑問を呈しようとするだけであるとすれば、嘘つき以外の説明をしなくてはならない。これについては、多くの説明がなされているが、そのうちのいくつかについて手短かに論じておく。

グリンガウツは、ユダヤ人のものの見方、彼らの告発のやり方には偏見があると論じた最初の人物である。

「過度に歴史的な観念は、ユダヤ中心的、地方中心的、自己中心的と描くことができるであろう。その観念は、個人的な経験にもとづいて、地方的なユダヤ人問題にすぐれて歴史的な妥当性を与えようとしている。このために、回想録や報告の大半には、饒舌、過度の誇張、劇的效果、自己肥大化、好事家的な哲学的意味づけ、自称叙情主義、検証されていない噂、偏見、党派的攻撃、弁明に満ちているのである。」<sup>249</sup>

個人的には経験していない、あるいは経験していないとされている事件が、個人の心理に影響を与えた事件の後ではっきりと「思い出される」ことがありうるかどうか。言い換えれば、メディアや第三者を介して、恐怖について耳にしたのちに、その恐怖を時をさかのぼって「経験」することがありうるかどうか。最近、この問題が解明された。この問題がとくに意味を持っていたのは、イェルサレムでのデムヤンユク裁判のときである。この裁判では、証人自身が信用できなかつただけではなく、膨大な偽造文書や偽証が、証言の核心や土台を揺るがせていた。<sup>8 222</sup> 前述したように、目撃証言についてのユダヤ系アメリカ人専門家エリザベス・ロフトウスは、人間の頭脳が、実際には経験していない事件についての「記憶」を、情緒的なストレスの圧力を受けて、生み出していくメカニズムを解明している。<sup>250</sup>

オットー・フムの最近の論文は、チフスがドイツの多くの強制収容所で蔓延し、数万人の人命を奪っていたとき、患者が幻覚状態におちいていたのを明らかにしている。もしも、適切に処置されなければ、回復した患者はこれらの幻覚を実際の出来事として信じたかもしれないというのである。<sup>251</sup>

ハンス・ペデルソンは、前世紀初頭にデンマークで起こった事件にもとづいて、もっと心理的な説明をしている。すなわち、若いユダヤ人女性が、世間の関心を引き、より高い社会的地位を手に入れるために、自分自身を傷つけて、障害者であるふりをして、自分の醜い容貌を世間に見せたというのである。彼女は自分の保護者や好奇心を持つ人々すべてを欺き、そのなかには、彼女の不可解な肉体を説明するために招請された著名な医師たちも入っていた。このケースでもっとも驚くべきことは、不安な青春時代にはまったく普通の振る舞いである若い女性の振る舞い自体ではなく、専門家たちが、この少女の純粋な意図、彼女の行なった生理学的な奇跡の現実性を信じようとしたために、詐欺の兆候を見逃してしまったことである。<sup>252</sup>

また、ハワード・スタインは、ホロコーストが近代ユダヤ人のアイデンティティの中心となり、大半のユダヤ人は、殉教者についての集団的空想物語を作り上げることで、そのアイデンティティに自己を埋没させているという、説明を行なっている。<sup>253</sup> さらに、ユダヤ人側は、実際のホロコーストと想像上のホロコーストをユダヤ人の若い世代に再体験させることによって、彼らの心に「トラウマ」を残し、それを介して、若い世代が自分たちの民族と「肉体的なアイデンティティ」と連帯感を持つように、たえず要求して

いる。<sup>254</sup> したがって、今日、ホロコーストは、ユダヤ人全員ではないとしても、少なくともイスラエル国民の「市民宗教」の核心とみなされている。<sup>255</sup>

多くのユダヤ人を病理学的とでも呼べるほどホロコーストにしがみつかせようとする傾向に対しては、ユダヤ人の側からさえも厳しい批判が寄せられている。<sup>256</sup> もっとも著名なホロコースト作者の一人、ノーベル賞受賞者のエリー・ヴィーゼルでさえも、ホロコーストをユダヤ人のアイデンティティの中心とすべきではないと諭している。彼は「ホロコーストにとりつかれてはならない」との題で次のように記している。

「ユダヤ人の歴史のなかで、あまりにも大げさに、ホロコーストがその中心となってしまっている。われわれは先に進まなくてはならない。悲劇を詳しく語ろうとするユダヤ人の傾向がある。しかし、ユダヤ人の歴史はそこでは終わらない。」<sup>257</sup>

デムヤンク裁判が終わろうとする 1993 年 1 月、アメリカに亡命したウクライナ人、ポーランド人医師の会議が開かれたが、そこでは、多くのユダヤ人が強制収容所での本当の体験、ときとして恐ろしい体験を忘れてしまって、その体験をメディアが広めた殉教者の集団空想物語、恐怖の御伽噺と置き換えてしまっており、しかも、その話は、ユダヤ人共同体の中で、アイデンティティをかたちづくる効果を持つために、とくに精力的に回覧されている、との結論が出された。こうした現象は、医学研究書のなかですでに論じられており、ホロコースト生存者シンドロームとよばれているというのである。

258

#### 3.3.2.4.2. 弁護側証人

検事側証人と比べると、弁護側証人に対する法廷の扱いは非常に異なっていた。ぞっとするような事例は、ヴァイゼ裁判のケースである。この裁判では、多くの弁護側証人が出廷して、証言するはずであった。しかし、彼らは裁判所から召喚されもせず、召喚されても、彼らの証言は(その趣旨とは逆に)犯罪を証明しているものとみなされたり、犯罪を証明する証言だけが犯罪の事実を明確にすることができるとの理由で、不適切であるとみなされてしまった。犯罪について何も知らない人は、間違った時期に、間違った場所にいたにすぎないというのである。<sup>259</sup> 10 名以上の弁護側証人がまったく無視され、ヴァイゼは、たった一人の検事側証人の証言にもとづいて有罪とされてしまった。リーガーは、弁護側証人が、彼らが嘘をつくのはミステリーであるとのコメントをつけられて、侮蔑的に退廷させられた別の裁判のケースについて報告している。<sup>260</sup> 弁護側証人であったブルクは、たえず脅迫され、肉体的な攻撃さえも受けたと報告している。<sup>261</sup>

原則的に法廷は、問題となっている時期に強制収容所やゲッターに拘禁されていな

かったドイツ人弁護側証人には不審の目を向けた。彼らが、検事側証人の言うところの虐殺行為を知らなかったり、そのことについて議論しようとした(これが一般的だった)なら<sup>262</sup>、信頼できないとみなされ、宣誓も行なわれなかった。<sup>263</sup> グラビツ検事は、このような証人に対して、被告に対してと同じような嫌悪感を抱いており、できれば、顔をひっぱたいてやりたいと考えていた。<sup>264</sup> リュッケルルは彼らが偽証しているのではないかとほのめかしており<sup>265</sup>、実際に、偽証の咎で訴追された証人もいた。<sup>266</sup> リヒテンシュタインは、このような「無知な」証人が嘘と偽証でひとまとめに告発され、逮捕の脅迫、実際の逮捕が繰り返し行なわれたケースを報告している。<sup>267</sup> 彼は、自分は単純明快な真実を証言するつもりであると述べた証人に対する判事の回答を引用している。

「お約束しますが、あなたはその真実のために処罰されることでしょう。」

<sup>268</sup>

アウシュヴィッツ裁判では、証人ベルンハルト・ヴァルターは、その証言が検事側に気に入られなかったために、内容を修正するまで逮捕されていた。<sup>269</sup> 裁判所のこのような振る舞いは、証人たちを威嚇したに違いない。しかし、リヒテンシュタインは、すべてを否定するような証人がいたことに憤っているだけである。<sup>270</sup> イェルサレム裁判でアイヒマンのために証言しようとしたドイツ人弁護側証人は、検事側によって逮捕するとの脅迫を受けていたために、公判から立ち去らなくてはならなかった。<sup>271</sup>

ガリンスキーは、強制収容所の看守全員をテロリスト組織の一員であった咎でまとめて処罰するべきであると要求したが、彼の姿勢は「収容所とゲットーの外にいた」ドイツ人証人のディレンマを象徴している。<sup>272</sup> リュッケルルは、第三帝国時代にはテロリスト組織という法的概念は存在せず、現行法を遡及的に適用することはできないとの理由で、彼の要求を却下できると説明している。<sup>273</sup> にもかかわらず、彼その他多くの人々が、事件に何らかのかたちで関与した第三帝国時代の人物はそれだけで監獄に足を踏み入れているとみなしている。<sup>274</sup> 憎悪という動機を持つ証人は、どのような人物であれ、その人物の当時の職務だけの理由で、その人物を犯罪者とみなしてしまうというのである。<sup>275</sup> ラングバインは、すべてのSS隊員が悪の化身であるという多くの囚人の見解に一つの章全体をあてており<sup>276</sup>、ホロコースト生存者全員がドイツ人全員に対する永遠の告発者であることさえも認めている。<sup>277</sup> したがって、ごく少数のSS、SD、ドイツ国防軍、警察出身の弁護側証人だけが、腹蔵のない率直な証言を行なう心臓を持っていたにすぎない。検事側証人は、あらゆる種類の犯罪のつじつまを合わせる能力を駆使して、弁護側証人の証言から、彼らの首を絞めるロープを作ることができたので、腹蔵のない率直な証言を行なう弁護側証人がごく少なかったのは当然である。反ドイツ人的・反ドイツ国家的裁判が見世物裁判であったことは、思慮深い

観察者にとっては明白であろう。

弁護側証人がわれを忘れて、ガス室については何も知らなかったと主張したり、ひいては、その実在性について議論しようとしたりすれば、最小限、彼らは信用できないとされてしまうであろう。判事でさえも口汚くののしるかもしれない。<sup>278</sup> しかし、判事は、かつての SS 隊員が自白している例外的なケースでは、その口調を変えてこう述べているのである。

「価値のある証人とは、誰もが何らかのかたちで知っていることを確認する数少ない人々の一人である。」<sup>279</sup>

この著者の言っていることはまったくの凶星である。すべてのことが「法廷に顕著な事実」であり、自明のこととみなされているので、丹念な公判を重ねる必要はなく、典型的な見世物裁判によくあるように、検事側証人の証言が終わるとすぐに、判決を書けばよいことになる。

このような雰囲気の中で、法廷は、弁護側証人は調査に値するようなものを何も提供していないと結論し、その証言を無視したり、ひいては、最初から召喚すらもしなかった。<sup>280</sup>

### 3.3.2.5 被告

SS などの組織出身の証人でさえも危険な状況であったので、ましてや被告の立場は絶望的だったとしか言いようがない。彼らは検事側証人やメディアの抑制のない憎悪と悪意のターゲットであった。<sup>281</sup> 前述した状況を考えると、被告の大半が犯罪に関与したことに実際に異議を唱えることができたとすれば、それは奇跡のようなものである。犯罪が「自明の事実」とされていたので、被告たちの多くは、その事実に意義を申し立てたりすれば、法廷の信用を失ってしまうので、犯罪自体には異議を申し立てなかった。被告たちは犯罪とされた事例に驚きと嫌悪感を表明した。イエーガーは次のようにコメントしている。<sup>282</sup> 被告たちが驚きを表したのは、戦術的な配慮からであったかもしれないし、外部世界から影響を受けて心変わりしたためであったかもしれない。それゆえ、彼らが問題の時期に有罪を自覚していたと言い難い、というのである。しかし、次のことを付け加えておきたい。その当時の日記、書簡、演説などに記録されているいわゆる実行犯の話は非常にあいまいなので<sup>283</sup>、彼らがまったく罪を自覚していなかったがゆえに、彼らの驚きを犯罪の証拠とみなすことはできない。

しかし、被告が自分たちへの告発に反論もせず、思い出すこともできなかったことも多かった。彼らは、犯罪への関与を否定し、見知らぬ人物、死亡した人物、消息不明の同志に罪を転嫁しようとしたにすぎなかった。<sup>284</sup> 法廷と検事側は、被告の自己



弁護を自分の罪を覆い隠そうとする嘘と解釈した。<sup>285</sup> 多くの被告はありとあらゆるトリックを使って、犯罪現場と犯行時期から自分たちを遠ざけようとしたが、なかなかそのことに成功しなかったというのである。このような戦術はあまり成功しなかった。しかし、被告には犯罪自体を否定するチャンスがまったくなかったのであるから、こうした戦術の採用は理解できることである。被告は、このように絶望的な弁護戦術を取らざるをえなかったので、自分たちに対する告発の多くに対して沈黙を余儀なくされた。フランクフルトでのアウシュヴィッツ裁判の裁判長は次のように述べているが、それは重要である。

「もしあなた方が沈黙の壁の後ろ側に隠れようとしなければ、かなり真実に近づくことができたでしょう。」<sup>286</sup>

だが、この判事はいったいどのような真実を耳にしたかったのであろうか。何人かの被告は、心臓病、精神衰弱、ヒステリーになって始めて、ある程度の罪を認めた。<sup>287</sup> 被告全員が証人による際限のない嘘につねに憤っていた。<sup>288</sup>

被告たちは、有罪を宣告され、数年間の懲役、ひいては終身刑を受けてからでさえも、罪を認めるのを「頑迷に」拒み続けたが、この種の犯人にとってはまったく異常なことであった。彼らには、後悔、謝罪、罪の自覚はまったく無縁であった。<sup>289</sup> 少数ではあったが、罪を認めた例も存在した。しかし、その場合でも、精神状態が分裂していた。すなわち、犯人とされた人々は、後悔して、心から贖罪しようとはせず、どこか別のところに罪状を探し、問題の行為の正当化を図り、自分たちへの不正に不満を言い続けた。ゼレニイ<sup>290</sup>とドラバー<sup>291</sup>は、良心と自覚というレベルと自己疎外化と自覚の混乱というレベルの二つが存在したと述べている。

典型的な事例は、オズヴァルト・カドゥクのケースである。彼はアウシュヴィッツ裁判の被告で、非常に素朴な精神の持ち主であった。彼はひどく苦しんだので、神経症となり<sup>292</sup>、自分を弁護する証言さえも拒もうとし<sup>293</sup>、最後には、あきらめの気持ちで次のように語った。

「私は殺人犯です、だから私のことを信じる人は誰もいないでしょう。」<sup>294</sup>

カドゥクが完全に心理的な混乱状態におちいていたことを知れたければ、デマントが彼およびアウシュヴィッツ裁判の有罪判決を受けた二人の被告に行なったインタビューを参照すればよい。<sup>288</sup> これを読めば、この裁判がいかに滑稽なものであったのかに衝撃を受けざるをえないであろう。

このような状況を考えると、ラングバインが次のように主張しているのは、噴飯ものである。

「彼ら[被告]が誇張された告発を却下・否認したりするのを押しとどめるものは何もない。」<sup>295</sup>

オピッツは、NSG 犯罪で有罪となった被告が刑期の終了後にその政治活動を監視された、すなわち、警察国家による前代未聞なほどの不法な監視の下に置かれたことを批判しているが<sup>296</sup>、この批判は、NSG 裁判への最後の一撃である。これらの囚人が修正主義者として活動してほしくないというのがわが国の願いであったに違いない。恩赦で釈放された囚人にたいしても同様であった。彼らは、修正主義的な振る舞いをすれば、即座に逮捕されると脅迫されていたので、独立した研究者と接触することも、半世紀前の事件についても話したがらなかった。たとえば、トレ布林カ収容所長であったクルト・フランツは 1994 年に恩赦で釈放されたが、再逮捕を恐れているとの理由で過去を語ることを拒んでいる。<sup>297</sup> ドイツの裁判所がトレ布林カの判決で述べていることすべてが正しいとすれば、彼には過去を語る理由がまったくないであろう。<sup>298</sup>

ヘルゲ・グラビツは<sup>299</sup>、身の毛もよだつような犯罪と被告たちの善良さ、上品さとのとのあいだの深淵を念頭において、悪の日常性というハンナ・アレントの考察<sup>182</sup>に同調している。被告が強情に否認し、犯罪と犯罪とされているものとのあいだのコントラストが際立っているのは、犯罪が実際には起こらなかったためであると推論することも可能であったろう。しかし、グラビツは、このような「魅力的な」推論を、冷笑的に証拠に挑戦するものとして即座に拒んでいる。<sup>300</sup>

### 3.3.2.6. 世論の反応

NSG 裁判は民族社会主義者の虐殺行為といわれているものの歴史的な構図を描こうとした。しかし、3.3.2.2.で指摘したように、これらの裁判はきわめて見世物裁判的な性格を持っていた。さらに、NSG 裁判は、世論の教育という意味でも非常に重要な役割を果たした。すなわち、世論の誘導操作が頻繁に行なわれた。たとえば、アウシュヴィッツ裁判検事フリッツ・フリッツバウアーもこの事実を認めている。<sup>301</sup> 『フランクフルター・アレゲマイネ・ツァイトUNG』紙の記者ナウマンも同様であり、アウシュヴィッツ裁判が「倫理的、社会的、教育的に重要であった」と記している。<sup>302</sup> そして、裁判の「黒幕」ラングバインも、次のようにコメントしている。

「この犯罪裁判の特別な要素は、その政治的インパクトである。」<sup>303</sup>

リュッケルは、民族社会主義者の犯罪を「清算すること」は、「刑事訴追以上に、まったく公的にも、歴史的にも適切なことである」と書いている。そして、次のようにも記している。

「歴史研究と犯罪調査が行なわれた結果、その結果は、いかに不愉快なものであろうと、通りを行く人々に、心に刻むべきもの、関心の中に入れておくべきものとして印象づけられた。」<sup>304</sup>

シェフラーは、NSG 裁判はわれわれの社会の存在自体にかかわるテーマを扱っているがゆえに、世論の関心の中心となるべきであると首尾一貫して提案しており<sup>305</sup>、シュタインバッハによると、NSG 裁判はドイツ人のアイデンティティを形作るのに重要な貢献をしたというのである。<sup>306</sup>

こうした主張の論理的帰結として次のような事態が生じた。すなわち、学校や軍隊では教育的な理由からこのような裁判を考える機会を定期的に設定し<sup>307</sup>、ユダヤ人組織やイスラエルからの有名人もそこに出席する<sup>308</sup>というのである。ユダヤ人は、イスラエルでのアイヒマン裁判とデムヤンユク裁判が何週間も関心の対象となったのはイスラエルのメディアに対してだけであり、見世物裁判的な性格を持っていたと臆面もなく認めているが、彼らのほうがドイツの公判よりもはるかに正直であろう。<sup>309</sup>

クレーガーは、1960年代中ごろのドイツ国民の多数は NSG 裁判を終わらせようとしていた<sup>310</sup>のに対し、出版メディアは、世論を「教育的にのぞましい方向」<sup>311</sup>に誘導する裁判の永続化<sup>312</sup>を一致して望んでいたと指摘している。彼はまた、出版メディアによる裁判批判は、寛大な恩赦が出されたときになされた、すなわち、厳罰を要求したとも指摘している。<sup>313</sup> ボンヘーファーは、1970年代までは見世物裁判の情報についての世論の要求がなかったにもかかわらず、ドイツの出版メディアは非常に詳細にこの裁判について報道したと指摘している。<sup>314</sup> リヒテンシュタイン<sup>315</sup>とシュタインバッハ<sup>316</sup>によると、1970年代末と1980年代初頭には、NSG 裁判を拒否する強い流れが存在したが、そのあと突然、学校のなかで教育を受けた若い世代によってだけではなく、テレビ番組の『ホロコースト』によって、世論の流れが劇的に変化した。<sup>317</sup> さまざまな団体が、ヨーロッパの教育と誘導というメディアに付託された使命を指摘してきた。<sup>318</sup> 『ノイエス・エステルライヒ』紙は、NSG 裁判の目撃証言に触れて、「被告が否定できなかったことは何であれ、たとえどんなに途方もないことであっても、たしかに起こったのである」<sup>319</sup>と述べているが、このようなコメントは、不幸なことに、わが国のメディアに特徴的である。

換言すれば、NSG 裁判では、立証されなくてはならないのは被告の有罪ではなく、ありとあらゆる告発に対する被告の無罪であったが、そのようなやり方に、世論も同意していた。しかし、それは、中世の異端審問のやり方であったのである。

国外では、1978年の国際的アピールに見られるように、民族社会主義者の犯罪には時効を許さないというのが、NSG 裁判に対する顕著な反応であった。<sup>320</sup> 殺人罪に関するドイツ刑法の時効期限はすでに二度にわたって延長されていたが<sup>321</sup>、このアピ

ールはその後に出されており、その唯一の目的は民族社会主義者の犯罪とされる事件に対する訴追を恒久化することであった。リヒテンシュタインは、この条項について1979年に議論が行なわれていたとき、サイモン・ヴィーゼンシュタールは、多くの言語で書かれた抗議の郵便葉書を作り、これを西ドイツ政府に送るようにとの要請をつけて配布したと記している。<sup>322</sup> シュタインバッハは、この条項についての西ドイツ議会の議論<sup>323</sup>をドイツの議会制度のなかでの特筆すべきものと書いているが<sup>324</sup>、この点はまったく正しい。

以上のように、終戦から50年以上も経過し、犯罪とされるものが犯されてから半世紀以上もたった1997年であっても、NSG裁判は目撃証言にもとづいてだけ進められている。さらに、統一ドイツでも、すでに有罪を宣告された人々だけではなく、今まで当局の手の届かないところにいた人々までもが訴追され続けている。ラングバインは1965年にすでに、この事態を予言している。

「したがって、もっと幅広い調査が行なわれれば、すでに有罪が立証されてはいるが(ママ)、西ドイツやオーストリアでは逮捕できなかった多くのSS隊員が東ドイツで発見されることであろう。」<sup>325</sup>

このような永遠に続く魔女狩りが可能となったのは、法律の改正によってであった。この改正は被告の裁判事情を過去にさかのぼって悪いものにしていった。ヘンキスによると、公判は、人権を侵している事後法にもとづいているというのである。<sup>326</sup>

さらに重要なことに、いわゆる民族社会主義者の犯罪人は、死んでからも、安息の地を見つけることを許されていない。終戦以来、ヒトラーがまだ生きていたか、彼の死体がついに発見されて、検死を受けているというような噂が、メディアを介してたえず流されている。このような噂が、民族社会主義者の殺人者とみなされている人々の運命と安息の地をめぐる多くの記事を補足している。<sup>327</sup>

### 3.3.2.7. 要約

専門家は、目撃証言がほんの数年間間に實際上価値をほとんど失ってしまうことを認めている。にもかかわらず、人々は、あらゆる点でまったく信用できないような目撃証言を、該当する事件が起こって数十年たっても信じ続けている。無罪を証明するような証拠は抑圧されているのかもしれない<sup>328</sup>、本来ならば、監視人の役目をはたすはずのメディアは、このゲームに参加しているだけではなく、もっとフレーム・アップするように要求してきた。

換言すれば、特定の犯罪を扱う裁判では、犯罪自体が揺るぎのない事実とみなされ、強制収容所で働いていたドイツ人はすべて犯罪者かその共犯とみなされているので、犯人の存在自体も自明のこととされている。この自明性を率直に述べている証人もお

り、彼らは、強制収容所で働いていたという事実だけで処罰を要求している。こうした状況のもとで裁判に関与する人々は、証人であれ被告であれ、犯罪自体に対して疑問を呈することはできなかった。被告が疑問を呈すれば、もっと重い処罰を科せられるであろうし、証人が疑問を呈すれば、自分自身が罪に問われたり、少なくとも、失業やそれ以上の社会的制裁を受けることになるからであった。

このような法律違反の状況の中で被告ができることといえば、「犯罪」のなかでの自分の役割を低く見積もったり、他人に罪をなすりつけて、責任を逃れることであった。他人に罪をなすりつけて告発することは、検事側と法廷の友人となる確実な道であった。検事側は自白と協力の報酬として、減刑し、そして、新しい犯人を見つけ出すことができたが、これは、犯罪自体が争点とならなければ、偽証を強制する法廷技術であった。

今日、多くのヨーロッパ諸国では、中立的な研究者でさえも、ある事件は起こらなかったという仮説を立てて、ホロコースト研究をすることはできない。彼らが、そのような仮説を立てれば、事件の自明性を根拠として、その仮説の検証なしに、非難され、社会的な立場を失ってしまう。1992年、デュッセルドルフの地方最高裁と控訴裁判所は、連邦最高裁の決定にしたがって、まったく新しい証拠、それまでの証拠を覆すような証拠が提出され、再審が必要となれば、自明性は覆るとの決定を下した。<sup>329</sup>

しかし、自明性を覆すような新しい広範囲な科学的・物的証拠が提出されても、法廷はそれを却下している。1993年、ドイツ連邦最高裁は、弁護側が控訴理由に自明性の再検証という動議を出し、それを法廷が却下したとしても<sup>330</sup>、ホロコーストの自明性ゆえに適切な法的処理であると裁定した。<sup>139</sup> それゆえ、ホロコーストは、法律的に保護された歴史観であり、その判断はまったく不可侵とされているのである。これは、まったくの異端審問であり、学問の自由、表現の自由という人権を大きく侵犯している。

不幸なことに、今日まで、このことが法の支配の下にある国家にとって破局的な事態であることを認めている法律家は一人もいなかったし、誰が殺人者であるのかという問題を決定する前に、犯罪、凶器、犠牲者、および目撃証言と文書資料を近代法医学的に検証するべきであると要求する法律家も一人もいなかった。ごく最近になって、このような法律家が登場するようになったが、彼らは誹謗中傷を受けるだけでなく、訴追や連邦最高裁の前述の裁定のために、まったく成果を上げることができないでいる。

1966年、ニュルンベルク裁判首席検事補ケムプナーは、ニュルンベルク裁判の審理手順はドイツやその他の法廷の手順とは異なっていないと主張したが<sup>331</sup>、われわれはこの見解については彼に賛同する。

#### 4. 中世の魔女裁判との類似性

ほかのどの犯罪よりも邪悪であるとみなされている犯罪がある。虐殺犯罪である。目撃証言によると、この虐殺犯罪には、人類が考えつくなかでもっとも恐ろしい殺戮手段が含まれていた。さらに、環境に害を与え、環境を破壊したというのである。このような犯罪はそれが露見するやいなや、検事によって直接訴追され、このような悪魔的な犯罪は通常の方法では対処できないがゆえに、法廷は正式の審理手順を守らなくてもよいとされた。死でさえも犠牲者を迫害から守ることはできなかった。彼らの死体はあとかたもなく焼却されたからというのである。

このような犯罪が告発の対象となった当初、被告やひいては証言をしる証人も残酷な拷問の対象となり、その後は、このような方法は使われなくなった。肉体的な拷問に変わって、狡猾な心理的尋問、裁判を待つ長い拘禁という方法が使われた。そして最後に、これらの犯罪についての多くの物語が、あらゆるメディアを使って広められ、公式の文書に記録された。その結果、誰もが、犯罪の内容を知るようになった。個々の犯罪についての目撃証言の中身は、非常によく似かよっており、別々の人物が同じような証言をしたので、事件に関与していない人々は、それらの話が真実であるに違いないと思込むようになった。

証人の多くは匿名で証言した。自分たちの証言の信憑性について神聖なる宣誓を行なわなくてはならない検事側証人は、その証言によって、高額の報酬を得ていた。彼らの証言が検証されることはなく、弁護側が反対尋問することもなかった。偽証が明らかとなっても、何の処罰も受けなかった。矛盾を抱え、不合理で、物理的に不可能な証言でも信頼できるとされた。

犯罪自体やそれへの関与を否定した証人や被告は、頑固な嘘をついた咎で訴追されたり、もっと重い刑罰を科せられた。彼らは、自分たちの悪魔的な行為を認めようとせず、後悔もしないで、悪魔の所業を否定しようとしなかったからであった。被告たちは、有罪を認めることが寛大な措置を期待できる唯一の希望であることを悟っていたので、拷問がもはや行なわれなくても、虚偽の自白を行なうようになっていた。第三者を告発することは裁判に協力する手段となり、その見返りに、寛大な判決や、ひいては釈放を手に入れた。

法廷が犯罪に関係する物的証拠を認めるのはごくまれであった。殺されたとされた人々が生きていたり、何年も前に自然死していても、法廷がその事実に関与することはまれであった。のちに、犯罪の自明性という条項が導入されると、その条項が最初から反証に対する障害となった。

弁護側は、法廷と世論からつまはじきになりたくなければ、犯罪自体に疑問を呈することは許されず、その当時の定説を受け入れなくてはならなかった。もしも、犯罪自体に疑問を呈すれば、弁護人自身が被告の所業に共感する一味とみなされ、自分自身が裁判にかけられることになった。また、弁護側は事件の資料にアクセスすることが許されず、自分の依頼人とプライベートに話すこともできなかった。

以上のような事態は、ソルダンがその古典的著作『魔女裁判史』<sup>332</sup>で調査・研究した中世の魔女裁判の状況である。

このような状況がこれまで述べてきたような現代の裁判と似ているとすれば、それは偶然なのであろうか。

## 5. 結論

以上のようなNSG裁判の状況のもとでは、この裁判での目撃証言と自白にはまったく証拠としての価値がないといわなくてはならない。科学的な観点からすれば、このケースではとりわけ、目撃証言は歴史的事件を記述するのには十分ではないし、まして、法廷でそれらを立証するのにも十分ではない。

自白や供述は、拷問、訴追・重罰・拘禁の長期化という脅迫、個人の生活や職業への脅迫によって、ならびに見世物裁判によるまったくの絶望と無力によって、実行犯とされた人々と関係者から引き出された。同じような手段が検事側証人を操作するのにも使われ、彼らは自分たちの証言を捏造したのである。これらのケースでは、暴力による脅迫とならんで、メディア、政府機関、司法機関、私的な団体による意図的な捏造も重要であった。さらに、検事側証人たちには絶対的な自由が保障され、彼らは反ファシズムの英雄として描かれ、彼らの復讐願望は奨励された。その結果、彼らの証言は馬鹿げているほど矛盾しており、誇張されてしまった。その典型的な事例のいくつかが本論文の末尾にリストアップされている。

このような事態となってしまった決定的な前提は、何らかの点で民族社会主義者の犯罪とかかわったとされている人々、民族社会主義者の犯罪の実在性に疑問をもっている人々に対していかなる訴追や中傷も許されるという、世界中に広まっていた空気であった。これらの犯罪は前代未聞の犯罪であるとされたために、ナチ・ハンターや原則的な反ファシスト的見解——それは、政治やメディアのなかだけではなく、大衆にも広まっていた——の守護者たちは、道徳の面で、まったく盲目となってしまう、常識の支配・法の支配による正義が停止されてしまった。その結果、このような状況に対応した裁判は、まったく中世の魔女裁判に等しいものとなってしまった。

一般の人々の多くがそのような態度をとっているが、本書のような著作が今日まで、理性的な議論ではなく、断罪を求めるヒステリックな叫び声でむかえられているという事実が、その証拠である。大声を上げている人々は、本書の全体を読んだこともなく、典拠資料を検証して、その内容の信憑性を確認しようとしないのである。つまり、今日であっても、真実であることが許されていないがゆえに、真実ではありえないような物事が存在するのである。

このような事実すべてを考慮すると、次のように考えることができる。すなわち、こと

ホロコーストに関するかぎり、われわれの社会は、ホロコースト生存者シンドローム<sup>258</sup>、異端の見解を抱く人々に対するあらゆる種類の社会集団——ドイツの司法制度も含む上層部までの——のヒステリックな訴訟マニア<sup>333</sup>、そしてもちろん、学校、政治の場、メディアでの際限のない嘆きと共感の儀式がつつかった永続的な大衆的暗示状態にある。ベンダーは次のようにコメントしている。

「ややもすればヒステリーと変わらないような大衆暗示は、誠実なオピニオンリーダーよりもはるかに強力な影響力を持っている。その要因は、荘厳な儀式<sup>334</sup>、決まり文句の繰り返し<sup>335</sup>、感情をかきたてるようなシグナル(音楽、旗など)<sup>336</sup>である。さらに、とりわけ、大衆暗示は、識別力の極端なまでの鈍化をもたらす。」<sup>337</sup>

ホロコーストについての証言が登場した環境すべてを考慮すると、それが告発している事件がありえないだけでなく、ホロコーストの定説とは反対の主張の方が真実なのではないだろうかという疑問が生じるであろう。だからこそ、定説派は、不正な手段、ひいては法律に反するような手段を用いて修正派に対処せざるをえないのである。

その一方で、現代史家は、苦痛にみちながらも、目撃証言が信用できないものであるとの結論に達している。<sup>338</sup> しかし、現代史家は松葉杖をついている。たとえば、ノルテは、ホロコーストについての証言は誇張されているかもしれないが、同じ種類のことをあからさまに発明することは不可能であると説明している。<sup>339</sup> オピッツによると<sup>224</sup>、多くの精神分析学者と心理学者は、ホロコーストの証言は同じ内容、少なくとも似たような内容を証言しているので、すべてのホロコースト証言の核心が事実であることはまったく疑いがないと繰り返し断言してきたが、ノルテは彼らに同調していることになる。

しかし、いったい誰が、どのようなルールにもとづいて、目撃証言のどの部分が腐った皮であって、どの部分が新鮮な中身であると決定するのであろうか。

第一次大戦では、連合軍は、尼僧の乳房が切断された、市民の爪が切られた、子供の手が切断された、死んだ兵士の脂肪で石鹸が作られた<sup>340</sup>、ガス室でセルビア人がガス処刑された、などと宣伝したが<sup>341</sup>、これらの専門家たちは、このような恐ろしい物語がまったくの創作であったことをどのように説明するのであろうか。

第二次大戦では、コンベア・ベルト処刑、コンベア・ベルト電気処刑、溶鉱炉での焼却、真空や蒸気での殺戮<sup>342</sup>、戸外焼却でのたまった脂肪、そこからの黒煙、血を吹き上げる大量埋葬地、人間の脂肪からの石鹸、人間の皮膚からの電灯の傘、囚人の死体からの縮んだ首など<sup>343</sup>の虐殺物語が、連合軍とその同盟国によって発明されたが、これらの専門家たちはこの嘘をどのように説明するのであろうか。



さらに、旧ドイツ帝国領内の強制収容所(たとえば、ダッハウ、ザクセンハウゼン、ブッヘンヴァルト、ベルゲン・ベルゼン)でのチクロン B やディーゼルエンジンの排気ガスをつかった大量ガス処刑の恐ろしい物語が、現在はドイツの友人となっている西側民主主義国によって発明された、まったくの嘘であることが明らかとなっている。だとすれば、歴史家たちは、ドイツに対して敵対的な共産主義的、独裁的東側ブロックでのチクロン B やディーゼルエンジンの排気ガスを使った大量ガス処刑の物語がまったくの真実であると、いったいどのようにして説明するのであろうか。

そして、最後に、本書は、ホロコーストの核心での物的証拠と目撃証言とのあいだにある矛盾を指摘しているが、これらの専門家たちはどのようにこの矛盾を説明するのであろうか。

多くの供述は真実の核心を含んでいるかもしれないが、そのような証言が数多くあるからといって、その核心が確証できるわけではない。大多数の証言がそのようなことが可能であったと証言していても、不可能なことは不可能なのである。

## 6. 民族社会主義者の虐殺行為とされている事例に関する馬

### 鹿げた主張の事例<sup>344</sup>

- ・ 実在しないガス室のなかでの 6 回のガス処刑を生き延びた子供<sup>345</sup>
- ・ ナチスがガスを節約したので 3 回のガス処刑を生き延びた女性<sup>346</sup>
- ・ 毎日一人のユダヤ人を食べる檻のなかの熊と鷲の物語<sup>347</sup>
- ・ 血を吹き上げる大量埋葬地<sup>348</sup>
- ・ 盛り上がって、爆発する大量埋葬地<sup>349</sup>
- ・ RIF——Reine Juden Seife(純粋ユダヤ人石鹸)——と刻印された人間の脂肪からの石鹸生産、石鹸の荘重なる埋葬<sup>350</sup>
- ・ SS は焼却棟で人肉ソーセージを作った(RIW Reine Juden Wurst)<sup>351</sup>
- ・ 人間の皮膚から作られた電灯の傘、ブック・カバー、SS 将校用の自動車運転手袋、鞍、乗馬ズボン、スリッパ、婦人用ハンドバッグ<sup>352</sup>
- ・ 人間の皮膚から作られたキャンバスに描かれたポルノグラフィックな絵<sup>353</sup>
- ・ ブッヘンヴァルト収容所長コッホの妻イルゼ・コッホの家で明かりのスイッチとして使われていたミイラ化した人間の親指<sup>354</sup>
- ・ 囚人の死体からの縮んだ首の製造<sup>355</sup>
- ・ 人骨を作り出すための酸の風呂もしくは沸騰したお湯の風呂<sup>356</sup>
- ・ 強く引き伸ばされたので、バケツを飛び跳ねさせてしまった処刑された囚人の足から切断された筋肉<sup>357</sup>
- ・ SS 隊員が赤ん坊を空中に投げて、それを撃ち、SS 隊員の 9 歳になる娘が

- 「パパ、もう一度、もう一度」と拍手しながら叫んだという話<sup>358</sup>
- ・ ヒトラー・ユージェントが射撃の的としたユダヤ人の子供<sup>359</sup>
- ・ (実際には存在していない)アウシュヴィッツの地下焼却棟に向かう坂道を消えていくワゴン<sup>360</sup>
- ・ 囚人たちに階段をなめさせて清掃し、口でゴミを集めさせたという話<sup>361</sup>
- ・ 囚人の目に注射して目の色を変えたという話<sup>362</sup>
- ・ アウシュヴィッツでの女性の人工不妊<sup>363</sup>
- ・ クルップ社が特別に大量生産した「拷問ボックス」での拷問<sup>364</sup>
- ・ 自白を強要するために木製の弾丸を使った拷問<sup>365</sup>
- ・ 特別な平手打ち機<sup>366</sup>
- ・ コップに入った液体青酸を飲ませることによる殺害(科学的に考察すると、この液体青酸はすぐに蒸発し、コップに注いだ人々の命も危険にさらしてしまう)<sup>367</sup>
- ・ 毒の入ったソフト・ドリンクでの殺害<sup>368</sup>
- ・ 高圧電気を使った、地下の広い部屋での大量殺戮<sup>369</sup>
- ・ 原子爆弾を使って 20000 人のユダヤ人をトワイライト・ゾーンに吹き飛ばすこと<sup>370</sup>
- ・ 真空室、熱い蒸気、塩素ガスでの殺害<sup>371</sup>
- ・ 熱い蒸気室での大量殺戮<sup>372</sup>
- ・ 木を切り倒すことによる殺害、人々を木に登らせて、木を切り倒す<sup>373</sup>
- ・ 砂を食べさせて少年を殺したという話<sup>374</sup>
- ・ 石切り場でのソ連軍捕虜のガス処刑<sup>375</sup>
- ・ トレ布林カでの車輪のついたガス室、それは犠牲者を直接、焼却壕に投げ込んだ。遅効性の毒ガスであったので、犠牲者は自分でガス室を出て、大量埋葬地に歩いていったという話<sup>376</sup>
- ・ 速成の可動式ガス室<sup>377</sup>
- ・ 死ぬまで人を殴り、その後で、死因を探るために検死室に運んだという話<sup>378</sup>
- ・ アウシュヴィッツのガス室にシャワーヘッドか鉄ボンベを介してチクロン・ガスを注入したという話<sup>379</sup>
- ・ 電気式コンベア・ベルトによる処刑<sup>380</sup>
- ・ ラジオを聴きながら、ペダルでこぐ頭脳破壊機を使って人々の頭を打ち碎いたという話<sup>381</sup>
- ・ 溶鉱炉での死体の焼却<sup>382</sup>
- ・ 燃料をまったく使わない死体の焼却<sup>383</sup>
- ・ 戸外焼却の現場から人間の脂肪をすくいとる話<sup>384</sup>
- ・ 数万の死体が埋められている大量埋葬地を数週間で跡形もなく取り除いた

- という話、ドイツ人による奇跡的な早業<sup>385</sup>
- ・ ザクセンハウゼンで 84 万人のロシア軍捕虜を殺害し、4 つの可動式炉で焼却した話<sup>386</sup>
  - ・ 爆発、すなわち吹き飛ばしによって死体を取り除いた話<sup>387</sup>
  - ・ ビルケナウのガス室での SS 隊員の自転車レース<sup>388</sup>
  - ・ 一人の SS 隊員が、ユダヤ人の母子という赤の他人への同情から、最後の瞬間に自発的にガス室に忍び込んで、彼らと一緒に死のうとした話<sup>389</sup>
  - ・ 青酸(無色)によるガス処刑の後の青いもや<sup>390</sup>
  - ・ ガス室での犠牲者による国家やインターナショナルの斉唱、これは共産主義者による虐殺宣伝の証拠である<sup>391</sup>
  - ・ ガス処刑直前に 12 歳の少年が収容所の子供たちを前にして感動的で英雄的な演説をした話<sup>392</sup>
  - ・ 愛国的な歌、共産主義的な歌を犠牲者が歌うのを防ぐために彼らの口にセメントを詰め込んだ話<sup>393</sup>

<sup>1</sup> W. B. Lindsey, *The Journal of Historical Review (JHR)* 4(3) (1983) pp. 261–303, here p. 265 (online: vho.org/GB/Journals/JHR/4/3/Lindsey261–303.html).

<sup>2</sup> このような説の提唱者の中でもっとも著名な研究者は、ノルテ教授である。彼の著作 *Streitpunkte, Propyläen*, Berlin 1993, pp. 290, 293, 297 を参照。

<sup>3</sup> たとえば、フランクフルト裁判所の判決文は、犯罪、犠牲者、凶器についての証拠、さらには実行犯についての証拠さえもがまったく存在しないと述べている。Ref. 50/4 Ks 2/63; cf. I. Sagel-Grande, H. H. Fuchs, C. F. Rüter (eds.), *Justiz und NS-Verbrechen*, v. XXI, University Press, Amsterdam 1979, p. 434.

<sup>4</sup> E. Schneider, *Beweis und Beweiswürdigung*, 4<sup>th</sup> ed., F. Vahlen, Munich 1987, pp. 188 and 304 を参照。これ以外の形式の証拠は、“*Augenscheinnahme*” [法廷による映像的な証拠評価]、*“Parteieinvernahme”* [検事側かつ弁護側の尋問]、とくに信用できない証言の形式である。

<sup>5</sup> たとえば、ドイツの刑事訴訟法 373 条を参照。

<sup>6</sup> R. Bender, S. Röder, A. Nack, *Tatsachenfeststellung vor Gericht*, 2 vols., Beck, Munich 1981, vol 1, p. 173.

<sup>7</sup> *Vorlesungen über Zeitgeschichte*, Grabert, Tübingen 1993, pp. 241ff. (online: vho.org/D/vuez/v4.html) のなかの E. Gauss の説明に感謝する。また、E. Schneider, *op. cit.* (note 4), p. 200–229, and R. Bender, S. Röder, A. Nack, *op. cit.* (note 6), v. 1 part 1 の詳しい記述も参照。

<sup>8</sup> とくに、R. Bender, S. Röder, A. Nack, *ibid.*, pp. 45ff.を参照

<sup>9</sup> この件についてはとくに、J. Baumann, in R. Henkys, *Die NS-Gewaltverbrechen*, Kreuz, Stuttgart 1964, pp. 280f.および R. Bender, S. Röder, A. Nack, *op. cit.* (note 6), *passim.*を参照。

<sup>10</sup> E. Schneider, *op. cit.* (note 4), pp. 310ff.

<sup>11</sup> たとえば、S. Klippel, *Monatsschrift für deutsches Recht*, 34 (1980) pp. 112ff.; E. Schneider, *op. cit.* (note 4), p. 188 を参照。

<sup>12</sup> たとえば、二人の被告が偽証によって殺人罪で有罪となったケースについて、*Spiegel-TV*, RTL-Plus, July 15, 1990, 9:45 pm.がレポートしている。

<sup>13</sup> R. Bender, S. Röder, A. Nack, *op. cit.* (note 6), p. 76.

<sup>14</sup> 例外は、トレブリンカ収容所に関する本書の A. Neumaierurt の研究、アウシュヴィッツ・ビルケナウに関する本書の J. C. Ball の研究である。二つとも今日まで公衆には隠されてきた。最近、ベルゼクで発

掘調査がなされたが、その結果は修正主義者の説を確証している。S. Crowell, "Comments on the Recent Excavations at Belzec" (online: [codoh.com/newvoices/ncrowell/nrvscbelzecdig.html](http://codoh.com/newvoices/ncrowell/nrvscbelzecdig.html)); Germ.: "Ausgrabungen in Belzec", *Vierteljahreshefte für freie Geschichtsforschung* (VffG) 2(3)(1998), S. 222 (online: [vho.org/VffG/1998/3/Forschung3.html#Crowell](http://vho.org/VffG/1998/3/Forschung3.html#Crowell))を参照。いくつかの奇矯な理由から、この発掘の結果はまだ公表されていない(2000年春)。

<sup>15</sup> R. Rückerl, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *Vergangenheitsbewältigung durch Strafverfahren?*, Olzog, Munich 1984, p. 77.

<sup>16</sup> 本書のオリジナルなドイツ語版の J. P. Ney の章を参照。"Das Wannsee-Protokoll – Anatomie einer Fälschung", in E. Gauss (ed.), *Grundlagen zur Zeitgeschichte*, Grabert, Tübingen 1994, pp. 169–191. Ney は本書への彼の論稿の収録を拒んだ。

<sup>17</sup> 本書に収録されている研究以外に、たとえば、P. Rassinier, *Deutsche Hochschullehrer Zeitung* 2 (1962) pp. 18–23; P. Rassinier, *Das Drama der Juden Europas*, Pfeiffer, Hannover 1965; W. D. Rothe, *Die Endlösung der Judenfrage*, Bierbaum, Frankfurt/Main 1974, v. 1; W. Stäglich, *Der Auschwitz-Mythos*, Grabert, Tübingen 1979 (online: [vho.org/D/dam](http://vho.org/D/dam)); W. Stäglich, *Deutschland in Geschichte und Gegenwart* (DGG) 29(1) (1981) pp. 9–13 (online: [vho.org/D/DGG/Staeglich29\\_1.html](http://vho.org/D/DGG/Staeglich29_1.html)); W. Stäglich, U. Walendy, *Historische Tatsache Nr. 5 (HT 5)*, Verlag für Volkstum und Zeitgeschichtsforschung, Vlotho 1979; U. Walendy, *HT 9* (1981), *HT 12* (1982), *HT 31* (1987), *HT 36* (1988), *HT 44* (1990), *HT 50* (1991); I. Weckert, *HT 24* (1985); D. Felderer, *JHR* 1(1) (1980) pp. 69–80 (online: [vho.org/GB/Journals/JHR/1/1/Felderer69-80.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/1/1/Felderer69-80.html)); D. Felderer, *JHR* 1(2) (1980) pp. 169–172 (online: [vho.org/GB/Journals/JHR/1/2/Felderer169-172.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/1/2/Felderer169-172.html)); B.R. Smith, *JHR* 7(2), pp. 244–253; C. Mattogno, *Annales d'Histoire Révisionniste* 5 (1988) pp. 119–165; C. Mattogno, *JHR* 10(1) (1990) pp. 5–47 (online: [vho.org/GB/Journals/JHR/10/1/Mattogno5-24.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/10/1/Mattogno5-24.html) and [vho.org/GB/Journals/JHR/10/1/Mattogno25-47.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/10/1/Mattogno25-47.html)); C. Mattogno, "Medico ad Auchwitz": *Anatomia di un falso*, Edizioni La Sfinge, Parma 1988; C. Mattogno, *Il rapporto Gerstein. Anatomia di un falso*, Sentinella d'Italia, Monfalcone 1985; R. Faurisson, *DGG* 35(2) (1987) pp. 11–14; R. Faurisson, *Annales d'Histoire Révisionniste* 4 (1988) pp. 135–149, 163–167; E. Aynat, *Los 'Protocolos de Auschwitz' Una fuente histórica?*, García Hispán, Alicante 1990; R. Faurisson, *Nouvelle Vision* (NV) 28 (1993) pp. 7–12; P. Marais, *En lisant de près les écrivains chantres de la Shoah – Primo Levi, Georges Wellers, Jean-Claude Pressac*, La Vielle Taupe, Paris 1991; R. Kammerer, A. Solms, *Das Rudolf Gutachten*, Cromwell Press, London 1993 (online: [vho.org/D/rga](http://vho.org/D/rga)); E. Gauss, *op. cit.* (note 7); O. Humm, *VffG* 1(2), pp. 75–78 (online: [vho.org/VffG/1997/2/Humm2.html](http://vho.org/VffG/1997/2/Humm2.html)); H. Pedersen, *ibid.*, pp. 79–83 (online: [vho.org/VffG/1997/2/Pedersen2.html](http://vho.org/VffG/1997/2/Pedersen2.html)); G. Rudolf, *ibid.*, 1(3) (1997), pp. 139–190 (online: [vho.org/VffG/1997/3/Rudolf3.html](http://vho.org/VffG/1997/3/Rudolf3.html)); G. Baum, *ibid.*, pp. 195–199 (online: [vho.org/VffG/1997/3/Baum3.html](http://vho.org/VffG/1997/3/Baum3.html)); J.-M. Boisdefeu, E. Aynat, "Victor Martin y el 'rapport' Martin. Estudio de su valor como fuente histórica", in Boisdefeu, Aynat, *Estudios sobre Auschwitz*, publ. by E. Aynat, Valencia 1997; from the opposite side, cf. the responses (few and far between) by, for ex., J. S. Conway, *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* (VfZ) 27 (1979) pp. 260–284, as well as the devastating critique by J.-C. Pressac, *Auschwitz: Technique and Operation of the Gas Chambers*, Beate Klarsfeld Foundation, New York 1989, pp. 124ff., 161f., 174, 177, 181, 229, 239, 379ff., 459–502.

<sup>18</sup> J. Graf, *Auschwitz. Tätergeständnisse und Augenzeugen des Holocaust*, Verlag Neue Visionen, Würenlos (CH) 1994 (online: [vho.org/D/atuadh](http://vho.org/D/atuadh)).

<sup>19</sup> 二つの興味深い例外的な事例については、G. Rudolf, and G. Baum, both *op. cit.* (note 17)参照。

<sup>20</sup> NSG = Nationalsozialistische Gewaltverbrechen、すなわち、民族社会主義者暴力犯罪、NSG trials = 民族社会主義者が犯したとされる暴力犯罪を訴追する裁判。

<sup>21</sup> たとえば、E. Kogon, H. Langbein, A. Rückerl et. al. (eds.), *Nationalsozialistische Massentötungen durch Giftgas* (Fischer, Frankfurt/Main 1983)は、さまざまな検察当局にある資料や目撃証言に依拠している。しかし、法廷がこれらの資料を証拠として認めたかどうかは、検証されていない。

<sup>22</sup> E. Loftus, K. Ketcham, *Witness for the Defense*, St. Martin's Press, New York 1991, p. 224; J. Cobden の書評 *Journal of Historical Review* (JHR), 11(2) (1991) pp. 238–249 (online: [vho.org/GB/Journals/JHR/11/2/Cobden238-249.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/11/2/Cobden238-249.html))。書評についてはフォーリソンの指摘によって

いる。

<sup>23</sup> Ibid., pp. 228f.

<sup>24</sup> E. Loftus, "Creating False Memories", *Scientific American*, September 1997, pp. 50–55, with more references to more recent expert literature; German: "Falsche Erinnerungen", *Spektrum der Wissenschaft* Januar 1998, pp. 62–67.

<sup>25</sup> ニュルンベルク裁判についての注目すべき研究は、M. Weber, *JHR* 12(2) (1992) pp. 167–213 (online: [ihr.org/jhr/v12/v12p167\\_Webera.html](http://ihr.org/jhr/v12/v12p167_Webera.html))。

<sup>26</sup> R. Hilberg, *The Destruction of the European Jews*, Quadrangle Books, Chicago 1961, p. 691; M. Lautern, *Das letzte Wort über Nürnberg*, Dürer, Buenos Aires 1950, p. 18; J. Gheorge による個人的な経験の話は、*Automatic Arrest*, Druffel, Leoni 1956; J. Hiess, *Glaserbach*, Welsermühl, Wels 1956; L. Rendulic, *Glaserbach – Nürnberg – Landsberg*, Stocker, Graz 1953; M. Brech, W. Laska, H. von der Heide, *JHR* 10(2) (1990) pp. 161–185 (online: [vho.org/GB/Journals/JHR/10/2/Brech161-166.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/10/2/Brech161-166.html) and following).

<sup>27</sup> D. Irving, *Der Nürnberger Prozeß*, 2<sup>nd</sup> ed., Heyne, Munich 1979, p. 26; R. Tiemann, *Der Malmedy-Prozeß*, Munin, Osnabrück 1990, pp. 70, 93f. アーヴィングはニュルンベルク裁判についてもっと洗練された著作を著しているので(D. Irving, *Nuremberg. The Last Battle*, Focal Point, London 1996)、それを参照すべきである。

<sup>28</sup> J. Bacque, *Other Losses*, Stoddart, Toronto 1989.

<sup>29</sup> 1945年8月16日に公布された。A. von Knieriem, *Nürnberg. Rechtliche und menschliche Probleme*, Klett, Stuttgart 1953, p. 158.

<sup>30</sup> F. Utlely, *The High Cost of Vengeance*, Regnery, Chicago 1949, p. 172.

<sup>31</sup> Op. cit., p. 171; M. Lautern, *op. cit.* (note 26), p. 24.

<sup>32</sup> R. Aschenauer, *Macht gegen Recht*, Arbeitsgemeinschaft für Recht und Wirtschaft, Munich 1952, p. 5; cf. also *ibid.*, *Zur Frage einer Revision der Kriegsverbrecherprozesse*, pub. by author, Nuremberg 1949, see esp. pp. 14ff.

<sup>33</sup> R. Tiemann, *op. cit.* (note 27), pp. 71, 73; F. Oscar, *Über Galgen wächst kein Gras*, Erasmus-Verlag, Braunschweig 1950, pp. 77ff.

<sup>34</sup> A. Rückerl, *NS-Verbrechen vor Gericht*, C. F. Müller, Heidelberg 1984, p. 98.

<sup>35</sup> フレッシュマンについては、O. W. Koch, *Dachau – Landsberg, Justizmord – oder Mord-Justiz?*, Refo-Verlag, Witten 1974 参照。

<sup>36</sup> エヴェレットについては、R. Tiemann, *op. cit.* (note 27), esp. pp. 82, 103ff 参照。ここには、さまざまな調査委員会の活動についての最良の報告が含まれている。

<sup>37</sup> R. Tiemann, *ibid.*, p. 144.

<sup>38</sup> *Ibid.*, esp. pp. 160ff., 175ff., 282ff.; R. Aschenauer, *Macht gegen Recht*, (note 32), p. 65f

<sup>39</sup> R. Tiemann, *op. cit.* (note 27), p. 181

<sup>40</sup> Congressional Record-Senate No. 134, July 26, 1949, pp. 10397ff., R. Tiemann, *op. cit.* (note 27), pp. 269ff に全文が掲載されている。

<sup>41</sup> McCarthy, *op. cit.* (note 40) 以外には、Aschenauer, *Macht gegen Recht*, (note 32), F. Utlely, *op. cit.* (note 30), esp. pp. 190ff.; F. Oscar, *op. cit.* (note 33), pp. 38ff を参照。

<sup>42</sup> J. Halow, *JHR* 9(4) (1989) pp. 453–483 (online: [vho.org/GB/Journals/JHR/9/4/Halow453-483.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/9/4/Halow453-483.html)); J. Halow, *Siegerjustiz in Dachau*, Druffel, Leoni 1993; 典型的な事例については、A. L. Smith, *Die "Hexe von Buchenwald"*, Böhlau, Cologne 1983 のなかのイルゼ・コッホ事件について参照。マルメディについては R. Merriam, *JHR* 2(2) (1981) pp. 165–176 (online: [vho.org/GB/Journals/JHR/2/2/Merriam165-176.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/2/2/Merriam165-176.html)) も参照。

<sup>43</sup> R. Tiemann, *op. cit.* (note 27), pp. 86, 220f.

<sup>44</sup> A. von Knieriem, *op. cit.* (note 29), pp. 159, 169; M. Lautern, *op. cit.* (note 26), p. 41ff., また本書の I. Weckert の章を参照。

<sup>45</sup> R. Aschenauer, *Macht gegen Recht*, (note 32), pp. 32f.; cf. Article 7, Ordinance No. 7 of the Military Government of the American Zone, in A. von Knieriem, *op. cit.* (note 29), p. 558.

<sup>46</sup> R. Tiemann, *op. cit.* (note 27), p. 102.

- 
- <sup>47</sup> Address by J. McCarthy, *op. cit.* (note 40); R. Tiemann, *op. cit.* (note 27), p. 275.
- <sup>48</sup> バッハーツェレフスキとガウスについては、M. Lautern, *op. cit.* (note 26), p. 32 参照。ヘットルとヴァイスリゼニイの事例も同様であり、それ以外のリストもまだある。
- <sup>49</sup> R. Aschenauer, *Macht gegen Recht*, (note 32), pp. 29f., 43f.
- <sup>50</sup> R. Aschenauer, *ibid.*, pp. 26ff.; F. Utley, *op. cit.* (note 30), p. 197.
- <sup>51</sup> R. Tiemann, *op. cit.* (note 27), pp. 91, 96f., 103.
- <sup>52</sup> A. von Knieriem, *op. cit.* (note 29), p. 558.
- <sup>53</sup> R. Aschenauer, *Macht gegen Recht*, (note 32), pp. 18ff.; O. W. Koch, *op. cit.* (note 35), p. 127.を参照。
- <sup>54</sup> R. Aschenauer, *ibid.*, p. 24ff., 33f.
- <sup>55</sup> R. Aschenauer, *ibid.*, p. 21.
- <sup>56</sup> Gesellschaft für freie Publizistik, *Das Siegertribunal*, Nation Europa, Coburg 1976, pp. 69f
- <sup>57</sup> R. Aschenauer, *Macht gegen Recht*, (note 32), pp. 42f.; R. Tiemann, *op. cit.* (note 27), p. 98ff., 103.
- <sup>58</sup> F. Utley, *op. cit.* (note 30), pp. 195.
- <sup>59</sup> のちに、VVN は憲法違反の共産主義者団体であると声明された。
- <sup>60</sup> R. Aschenauer, *Macht gegen Recht*, (note 32), pp. 42f.; F. Utley, *op. cit.* (note 30), p. 198; O. W. Koch, *op. cit.* (note 35), p. 53; Gesellschaft für freie Publizistik, *op. cit.* (note 56), p. 67.
- <sup>61</sup> R. Aschenauer, *Macht gegen Recht*, (note 32), pp. 21, 24ff.; F. Utley, *op. cit.* (note 30), pp. 195, 198; O. W. Koch, *op. cit.* (note 35), pp. 48, 55; cf. note 48 ('Crown witness').
- <sup>62</sup> Gesellschaft für freie Publizistik, *op. cit.* (note 56), p. 69.
- <sup>63</sup> M. Lautern, *op. cit.* (note 26), pp. 33, 51.
- <sup>64</sup> M. Lautern, *ibid.*, pp. 42f.はこのような事例を報告している。ニュルンベルク裁判での、帝国銀行副総裁プールの運命を参照。H. Springer, *Das Schwert auf der Waage*, Vowinckel, Heidelberg 1953, pp. 178f
- <sup>65</sup> R. Aschenauer, *Macht gegen Recht*, (note 32), p. 13; F. Oscar, *op. cit.* (note 33), pp. 67f.
- <sup>66</sup> 医師に対する誤審についてもっとも資料的に確実な事例は Zeitgeschichtliche Forschungsstelle Ingolstadt (ed.), *Der Fall Rose. Ein Nürnberger Urteil wird widerlegt*, Mut-Verlag, Asendorf 1988 を参照。
- <sup>67</sup> F. Utley, *op. cit.* (note 30), p. 194.
- <sup>68</sup> 今日まで、詳細に検証されているのはダッハウ裁判の一事例だけである。A. L. Smith, *op. cit.* (note 42), esp. pp. 110ff.
- <sup>69</sup> T. A. Schwartz, "Die Begnadigung deutscher Kriegsverbrecher", *VfZ* 38 (1990) pp. 375-414.
- <sup>70</sup> R. Aschenauer, *Macht gegen Recht*, (note 32), pp. 72ff.
- <sup>71</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34); アウシュヴィッツへのチクロン B の供給者に対するイギリスの裁判についての包括的な検証については、W. B. Lindsey, *op. cit.* (note 1)を参照。
- <sup>72</sup> R. Faurisson, *Annales d'Histoire Révisionniste* 1 (1987) p. 149 (online: [abbc.com/aaargh/fran/archFaur/1986-1990/RF8703xx1.html](http://abbc.com/aaargh/fran/archFaur/1986-1990/RF8703xx1.html))によると、ヴェーゼル河畔のミンデンはイギリス憲兵の取調本部であった。
- <sup>73</sup> R. Aschenauer, *Macht gegen Recht*, (note 32), p. 72 は、予備尋問では拷問が行なわれた悪名高いバド・ネンドルフ特別収容所について記している。
- <sup>74</sup> R. Höß, in M. Broszat (ed.), *Kommandant in Auschwitz*, dtv, Munich 1983, pp. 149f.; cf. R. Faurisson, *op. cit.* (note 72), p. 137-152; in English: *JHR* 7(4) (1986) pp. 389-403; in German: *DGG* 35(1) (1987) pp. 12-17 (online: [vho.org/D/DGG/Faurisson35\\_1.html](http://vho.org/D/DGG/Faurisson35_1.html)); cf. also R. Faurisson, *NV* 33 (1994) pp. 111-117
- <sup>75</sup> B. Clarke, as quoted in R. Butler, *Legions of Death*, Arrow Books Ltd., London 1986, pp. 236f.
- <sup>76</sup> R. Butler, *ibid.*, pp. 238f.
- <sup>77</sup> O. Pohl, "Letzte Aufzeichnungen", in U. Walendy, *Historische Tatsachen Nr. 47*, Verlag für Volkstum und Zeitgeschichtsforschung, Vlotho 1991, pp. 35ff.; M. Lautern, *op. cit.* (note 26), pp. 43ff.; D. Irving, *Der Nürnberger Prozeß*, *op. cit.* (note 27), pp. 80f.; ポール自身は、虐殺行為を命じたことも許したこともなかったもので、無実であると考えていた。O. Pohl, *Credo. Mein Weg zu Gott*, A. Girmth, Landshut 1950, p. 43 参照。また、ベルゲン・ベルゼンでイギリス人が行なった過酷な尋問方法についての A. Moorehead の記事は、イギリスの月刊誌 *The European*, March 1945 にある。quoted from: F. J. Scheidl, *Geschichte der Verfemung Deutschlands*, pub. by author, Vienna 1968, v. 3, pp. 83ff.; cf. Alan Moorehead, s. essay

“Belsen”, in Cyril Connolly (ed.), *The Golden Horizon*, Weidenfeld & Nicolson, London 1953, pp. 105f.

<sup>78</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 99.

<sup>79</sup> J. Bacque, *op. cit.* (note 28)以外に、Landesverband der ehemaligen Besatzungsinternierten Baden-Württemberg (ed.), *Die Internierung im Deutschen Südwesten*, pub. by ed., Karlsruhe 1960, esp. pp. 73ff.にある収容者に対する野蛮な拷問の記事も参照。A. L. Smith, *VfZ* 32 (1984) pp. 103–121 も参照。彼の研究はもっぱら連合国の資料にもとづいている。ドイツの強制収容所の状況を描くのに、当時のドイツ政府・行政機関の資料だけに依拠したとしたら、同じく適切なものであろうか。

<sup>80</sup> F. Utley, *op. cit.* (note 30), pp. 287ff.

<sup>81</sup> C. Roediger, *Völkerrechtliches Gutachten über die strafrechtliche Aburteilung deutscher Kriegsgefangener in der Sowjetunion*, Heidelberg 1950.

<sup>82</sup> R. Maurach, *Die Kriegsverbrecherprozesse gegen deutsche Gefangene in der Sowjetunion*, Arbeitsgemeinschaft vom Roten Kreuz in Deutschland (British Zone), Hamburg 1950, pp. 79ff.

<sup>83</sup> 部分的には A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 100 に掲載されている。また、本書の I. Weckert の章を参照。

<sup>84</sup> A.E. Epifanow, H. Mayer, *Die Tragödie der deutschen Kriegsgefangenen in Stalingrad von 1942 bis 1956 nach russischen Archivunterlagen*, Biblio, Osnabrück 1996; cf. E. Peter, A. Epifanow, *Stalins Kriegsgefangene*, Stocker, Graz 1997.

<sup>85</sup> J. Buszko, *Auschwitz. Geschichte und Wirklichkeit des Vernichtungslagers*, Rowohlt, Reinbek 1980, pp. 193ff.; R. Henkys, *op. cit.* (note 9), p. 191 は、ポーランドは 1947 年に裁判が法の支配の原則にしたがって進められるように配慮したと考えている。しかし、当時、スターリンの影響下にあった裁判がそのように進められるはずはないので、ヘンキスが依拠した情報は疑わしい。

<sup>86</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 211.

<sup>87</sup> W. Eisert, *Die Waldheimer Prozesse*, Bechtle, Munich 1993; オラドールとリデイツェに関する最近の裁判については、H. Lichtenstein, *Im Namen des Volkes?*, Bund, Cologne 1984, pp. 132ff 参照。リヒテンシュタインによると、この裁判では、弁護側は検事側の補佐役として振舞った。

<sup>88</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 95ff.

<sup>89</sup> 全文は T. Taylor, *The Anatomy of the Nuremberg Trials*, Little, Boston 1992, pp. 645ff に掲載されている。ニュルンベルク裁判については、H. Härtle, *Freispruch für Deutschland*, Schütz, Göttingen 1965; H. H. Saunders, *Forum der Rache*, Druffel, Leoni 1986; F. J. P. Veale, *Advance to Barbarism*, Institute for Historical Review, Newport Beach, CA 1983; W. Maser, *Das Exempel*, Blaue Aktuelle Reihe 9, Mut-Verlag, Asendorf 1986; W. E. Benton, G. Grimm (eds.), *Nuremberg. German Views of the War Trials*, Southern Methodist UP, Dallas 1955; C. Haensel, *Der Nürnberger Prozeß*, Moewig, Munich 1983; M. Bardèche, *Nürnberg oder die Falschmünzer*, Priester, Wiesbaden 1957; Reprint: Verlag für ganzheitliche Forschung und Kultur, Viöl 1992; A. R. Wesserle, *JHR* 2(2) (1981) pp. 155–164 (online: [who.org/GB/Journals/JHR/2/2/Wesserle155-164.html](http://who.org/GB/Journals/JHR/2/2/Wesserle155-164.html)); C. Porter, *Not Guilty at Nuremberg: The German Defense Case*, Historical Review Press, Brighton 1990 (online: [codoh.com/trials/trintglt.html](http://codoh.com/trials/trintglt.html)); Porter, *Made in Russia: The Holocaust*, *ibid.* 1988 (online: [codoh.com/trials/trimirth.html](http://codoh.com/trials/trimirth.html))を参照。

<sup>90</sup> たとえば、L. Greil on the Malmedy Trial in *Oberst der Waffen-SS Jochen Peiper und der Malmedy-Prozeß*, Schild, Munich 1977, p. 90; SS と武装 SS についてのニュルンベルク裁判の見解については、G. Rauschenbach, *Der Nürnberger Prozeß gegen die Organisationen*, L. Röhrscheid, Bonn 1954 を参照。また、R. Hilberg, *op. cit.* (note 26), p. 692 も参照。

<sup>91</sup> A. von Knieriem, *op. cit.* (note 29), pp. 127f.

<sup>92</sup> D. Irving, *Der Nürnberger Prozeß*, *op. cit.* (note 27), pp. 24ff.; R. Hilberg, *op. cit.* (note 26), pp. 684, 691; cf. C. Haidn, *DGG* 34(3) (1986) pp. 11–14.

<sup>93</sup> A. von Knieriem, *op. cit.* (note 29), pp. 128f.、ニュルンベルク裁判の「リンチ法」の作成についての詳細は、D. Irving, *Nuremberg. The Last Battle*, *op. cit.* (note 27), pp. 1–119 を参照。

<sup>94</sup> R. H. Jackson, third address of the Prosecution to the International Military Tribunal in Nuremberg, July 26, 1946, in R. H. Jackson, *Staat und Moral*, Nymphenburger Verlagshandlung, Munich 1946, p. 107.

<sup>95</sup> D. Irving, *Der Nürnberger Prozeß*, *op. cit.* (note 27), p. 39.

- <sup>96</sup> A. von Knieriem, *op. cit.* (note 29), pp. 130–200, esp. p. 195 には、「事実上、検事側は占領当局のトップとして活動した」とある。
- <sup>97</sup> また A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 91; J. Weber, *Aus Politik und Zeitgeschichte* 18(48) (1968) pp. 3–31, here p. 11.
- <sup>98</sup> M. Lautern, *op. cit.* (note 26), p. 20.
- <sup>99</sup> A. von Knieriem, *op. cit.* (note 29), p. 149.
- <sup>100</sup> A. von Knieriem, *ibid.*, pp. 158, 189ff.; D. Irving, *Der Nürnberger Prozeß, op. cit.* (note 27), pp. 41f., 59, 61; M. Lautern, *op. cit.* (note 26), pp. 47ff は、リッベントロップの右腕であった外務省法制局長フリードリヒ・ヴィルヘルム・ガウスに対する引渡し脅迫の効果について記している。脅迫に恐れおののいたガウスは、リッベントロップの犯罪を立証し、自分自身の首を絞首台のロープから救うために、途方もないようなでたらめを考え出し、事実それに成功したのである。F. Utley, *op. cit.* (note 30), p. 172; H. Springer, *op. cit.* (note 64), p. 96 も参照。ドイツ前大統領ヴァイツェッカーの自伝 *Vier Zeiten. Erinnerungen*, Siedler, Berlin 1997, p. 125f.にある興味深い陳述も参照。彼は、ニュルンベルク裁判で自分の父エルンスト・フォン・ヴァイツェッカーを弁護した。
- <sup>101</sup> A. von Knieriem, *op. cit.* (note 29), p. 189; H. Springer, *op. cit.* (note 64), p. 35.
- <sup>102</sup> A. von Knieriem, *ibid.*, p. XXIV; F. Utley, *op. cit.* (note 30), pp. 171, 183.
- <sup>103</sup> A. von Knieriem, *ibid.*, pp. 191, 198; R. Aschenauer, *Landsberg. Ein dokumentarischer Bericht von deutscher Sicht*, Arbeitsgemeinschaft für Recht und Wissenschaft, Munich 1951, p. 34; D. Irving, *Der Nürnberger Prozeß, op. cit.* (note 27), pp. 63, 78, 80; F. Oscar, *op. cit.* (note 33), pp. 85f., 88f; M. Lautern, *op. cit.* (note 26), pp. 42f., 46.
- <sup>104</sup> 注 44(「供述書」) 以外に、リヒトフォーフェンについての偽造供述書については、Gesellschaft für freie Publizistik, *op. cit.* (note 56), p. 89–92; also L. Rendulic, *op. cit.* (note 26), pp. 59ff を参照。
- <sup>105</sup> A. von Knieriem, *op. cit.* (note 29), pp. 193f
- <sup>106</sup> A. von Knieriem, *ibid.*, p. 179ff.
- <sup>107</sup> A. von Knieriem, *ibid.*, pp. 168f., 176f.; D. Irving, *Der Nürnberger Prozeß, op. cit.* (note 27), p. 82.
- <sup>108</sup> A. von Knieriem, *ibid.*, pp. 142, 148; M. Lautern, *op. cit.* (note 26), p. 18.
- <sup>109</sup> A. von Knieriem, *ibid.*, pp. 149, 175f.; R. Aschenauer, *op. cit.* (note 103), pp. 34f.; M. Lautern, *op. cit.* (note 26), p. 9ff.; H. Springer, *op. cit.* (note 64), pp. 35, 243.
- <sup>110</sup> A. von Knieriem, *op. cit.* (note 29), pp. 149f., 189, 199f.; M. Lautern, *op. cit.* (note 26), pp. 23, 27f.; ラウテルンは公平にも、弁護側が享受した特典にも触れている。アメリカ地区内の自由通行、軍の通信サービス。cf. pp. 22f
- <sup>111</sup> A. von Knieriem, *op. cit.* (note 29), p. 196.
- <sup>112</sup> A. von Knieriem, *ibid.*, p. XXIV.
- <sup>113</sup> A. von Knieriem, *ibid.*, p. 191; R. Aschenauer, *op. cit.* (note 103), pp. 32f.; F. Oscar, *op. cit.* (note 33), pp. 89ff.
- <sup>114</sup> A. von Knieriem, *ibid.*, p. 178.
- <sup>115</sup> A. von Knieriem, *ibid.*, p. 185.
- <sup>116</sup> F. Oscar, *op. cit.* (note 33), pp. 32ff.
- <sup>117</sup> D. Irving, *Der Nürnberger Prozeß, op. cit.* (note 27), p. 37. この意味合いで、ラウテルンは心理的な拷問による尋問について触れている。*op. cit.* (note 26), p. 41; マーザーは尋問を攻撃的で手荒いものであったと記している。*Nürnberg – Tribunal der Sieger*, Econ, Düsseldorf 1977, p. 127.
- <sup>118</sup> D. Irving, *Der Nürnberger Prozeß, op. cit.* (note 27), p. 59; H. Springer, *op. cit.* (note 64), pp. 38ff
- <sup>119</sup> 6 週間も! D. Irving, *Der Nürnberger Prozeß, op. cit.* (note 27), p. 80.
- <sup>120</sup> F. Utley, *op. cit.* (note 30), pp. 172f.; M. Lautern, *op. cit.* (note 26), pp. 51ff.; IG ファルベン裁判での出来事については、pp. 60ff にある。
- <sup>121</sup> R. Aschenauer, *op. cit.* (note 103), p. 32.
- <sup>122</sup> F. Oscar, *op. cit.* (note 33), p. 85.
- <sup>123</sup> D. Irving, *Der Nürnberger Prozeß, op. cit.* (note 27), pp. 59ff.
- <sup>124</sup> A. von Knieriem, *op. cit.* (note 29), p. 158.



- <sup>125</sup> Times, London, April 27, 1946. この件についてはフォーリソン教授による。 Cf. H. Springer, *op. cit.* (note 64), p. 166.
- <sup>126</sup> International Military Tribunal, *Trial of the Major War Criminals, (IMT)*, Nuremberg 1947, v. XII, p. 398
- <sup>127</sup> M. Lautern, *op. cit.* (note 26), p. 45
- <sup>128</sup> U. Walendy, *op. cit.* (note 77), p. 37.
- <sup>129</sup> M. Weber, *JHR* 12(2) (1992) pp. 167–213, regarding J. Aschenbrenner, F. Sauckel, H. Frank, A. Eigruber, J. Kramer etc (online: [vho.org/GB/Journals/JHR/12/2/Weber167-213.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/12/2/Weber167-213.html))
- <sup>130</sup> R. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 97, 130ff.; R. Rückerl, *NS-Prozesse*, C. F. Müller, Karlsruhe 1972, p. 165; R. Hilberg, *op. cit.* (note 26), p. 697; T. A. Schwartz, *op. cit.* (note 69).
- <sup>131</sup> R. Hilberg, *op. cit.* (note 26), pp. 688–689; H. Springer, *op. cit.* (note 64), pp. 113ff. ちなみに、ゲーリングは、この告発が虚偽であると死ぬまで主張していた。 p. 118; cf. also *IMT, op. cit.* (note. 126), v. IX, p. 618.
- <sup>132</sup> H. Springer, *op. cit.* (note 64), p. 87. オーレンドルフがヘスやポールのように扱われたかどうかは定かではないが、彼の場合には、感じ取れないような、「寛容な」心理的扱いだけで十分であったろう。
- <sup>133</sup> H. Springer, *ibid.*, pp. 101, 112f
- <sup>134</sup> *Ibid.*, p. 119.
- <sup>135</sup> L. Gruchmann, *VfZ* 16 (1968) pp. 385–389, here p. 386.
- <sup>136</sup> "Vertrag zur Regelung aus Krieg und Besatzung entstandener Fragen, 26. 5. 1952", *Bundesgesetzblatt (BGBI)* II (1955) pp. 405f.
- <sup>137</sup> たとえば、A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 130ff., 138f.
- <sup>138</sup> ガウスは、この役割がかなりのものであると考えている *op. cit.* (note 7), p. 314f.
- <sup>139</sup> ドイツ連邦最高裁は、このような措置を法にかなっていると裁定している。Ref. 1 StR 193/93.
- <sup>140</sup> ドイツ刑法 130 条、131 条、185 条、189 条。
- <sup>141</sup> ドイツ刑法第 2 部 194 条の修正については *BGBI* (1985) p. 965 を参照。
- <sup>142</sup> A. Plack, *Hitlers langer Schatten*, Langen Müller, Munich 1993, pp. 308ff.; H. Diwald, *Deutschland einig Vaterland*, Ullstein, Frankfurt/Main 1990, p. 70; E. Nolte, *Streitpunkte*, Propyläen, Berlin 1993, p. 308; J. Hoffmann, *Stalins Vernichtungskrieg*, Verlag für Wehrwissenschaften, Munich 1995, p. 16、といったドイツ人歴史家はそのように考えている。
- <sup>143</sup> Cf. A. Rückerl, *NS-Prozesse, op. cit.* (note 130), pp. 83f., 88.
- <sup>144</sup> A. Rückerl, *Nationalsozialistische Vernichtungslager im Spiegel deutscher Strafprozesse*, dtv, Munich 1978, pp. 39f., 43ff.、トレブリンカ裁判については、pp. 43ff.、チェルムノ裁判については p. 243. 参照。
- <sup>145</sup> アウシュヴィッツ裁判については、B. Naumann, *Auschwitz*, Athenäum, Frankfurt/Main 1968, pp. 67f., 132. 参照。
- <sup>146</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 107f., 124. この裁判の内容やそこでの問題点については、M. Broszat, *VfZ* 29 (1981) pp. 477–544. 参照。
- <sup>147</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 128.
- <sup>148</sup> E. Schüle, *VfZ* 9 (1962) pp. 440–443; A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 142ff.
- <sup>149</sup> 1962 年まで、東ドイツ政府が、民族社会主義者の犯罪を証明するような証拠の提供を申し出たとき、西ドイツ政府は、それが西ドイツの中傷を意図する宣伝キャンペーンとして拒絶した。A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 159.
- <sup>150</sup> W. Maihofer, *Aus Politik und Zeitgeschichte* 15(12) (1965) pp. 3–14, here p. 14
- <sup>151</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 169f.
- <sup>152</sup> A. Rückerl, *ibid.*, p. 158; A. Rückerl, *NS-Prozesse, op. cit.* (note 130), pp. 25, 43f., 57; A. Rückerl, *op. cit.* (note 144), p. 44.
- <sup>153</sup> *Recht, nicht Rache*, Ullstein, Frankfurt/Main 1991 にある「ナチ狩り」についての彼の告白を参照。
- <sup>154</sup> H. Langbein, *Der Auschwitz-Prozeß*, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt/Main 1965, v. 2, p. 858.
- <sup>155</sup> H. Langbein, *ibid.*, v. 1, pp. 31f. ラングバインは新聞広告を使って、承認を捜し求めた。R. Hirsch, *Um die Endlösung*, Greifenverlag, Rudolstadt 1982, p. 122; cf. H. Langbein, *Menschen in Auschwitz*,

---

Europa-Verlag, Vienna 1987, p. 554.

<sup>156</sup> ケース 1 はザクセンハウゼン裁判である。すべての証人調書はコピーのかたちで利用できる。letter of the Chief of the North Rhine-Westphalian Central Office for Investigation of National Socialist Mass Crimes in Concentration Camps, held by the Chief Public Prosecutor in Cologne, Dr. H. Gierlich, Ref. 24 AR 1/62 (Z); ケース 2 はどの裁判を明記していないまま記されている。J. Rieger: Deutscher Rechtsschutzbereich (ed.), *Zur Problematik der Prozesse um "Nationalsozialistische Gewaltverbrechen"*, Schriftenreihe zur Geschichte und Entwicklung des Rechts im politischen Bereich 3, Bochum 1982, p. 16; ケース 3 はソビボル裁判についてである。F. J. Scheidl, *op. cit.* (note 77), v. 4, pp. 213f., based on *National Zeitung*, Sept. 30, 1960, pp. 3ff.; ケース 4 はマイダネク裁判についてである。 *Unabhängige Nachrichten*, 7 (1977) pp. 9f.; cf. W. Stäglich, *Die westdeutsche Justiz und die sogenannten NS-Gewaltverbrechen*, Deutscher Arbeitskreis Witten, Witten 1978, p. 14; W. Stäglich, *JHR* 3(2) (1981) pp. 249-281 (online: [vho.org/GB/Journals/JHR/2/3/Staeglich247-281.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/2/3/Staeglich247-281.html)); ケース 5 は、ヴァイゼ裁判である。R. Gerhard (ed.), *Der Fall Gottfried Weise*, Türmer, Berg 1991, p. 63.

<sup>157</sup> 「証人による身元確認の茶番」については、B. Naumann, *op. cit.* (note 145), pp. 151, 168, 176, 471; F. J. Scheidl, *op. cit.* (note 77), v. 4, pp. 164, 213; H. Lichtenstein, *Majdanek. Reportage eines Prozesses*, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt/Main 1979, pp. 68, 82.

<sup>158</sup> A. Rückerl, *NS-Prozesse*, *op. cit.* (note 130), p. 88.

<sup>159</sup> R. Henkys, *op. cit.* (note 9), pp. 210ff.; cf. also B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 69.

<sup>160</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 256.

<sup>161</sup> たとえば、フランクフルトでのアウシュヴィッツ裁判での待機期間については、B. Naumann, *op. cit.* (note 145), pp. 15f. 参照。ヨーロッパ裁判所の決定については、J. G. Burg, *NS-Prozesse des schlechten Gewissens*, G. Fischer, Munich 1968, p. 187; cf. also R. Henkys, *op. cit.* (note 9), p. 265. 参照。

<sup>162</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 163f.

<sup>163</sup> R. Henkys, *op. cit.* (note 9), p. 210.

<sup>164</sup> バースは、リディツェとオラドル事件に関与した咎で、東ドイツでの 1983 年の見世物裁判で有罪となった。H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87).

<sup>165</sup> H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), p. 52, cf. also p. 55.

<sup>166</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 144), p. 33.

<sup>167</sup> J. Weber, P. Steinbach (eds.), *op. cit.* (note 15), pp. 35f., 207.

<sup>168</sup> "In Ludwigsburg werden weiter Nazi-Verbrechen aufgeklärt", *Frankfurter Allgemeine Zeitung (FAZ)*, June 14, 1997, p.5.

<sup>169</sup> G. Rudolf, "Auschwitz-Kronzeuge Dr. Hans Münch im Gespräch", *op. cit.* (note 17).

<sup>170</sup> Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 263ff. 参照。たとえば、アウシュヴィッツ裁判では、23 名の被告と 350 名の証人が登場した。H. Laternser, *Die andere Seite im Auschwitzprozeß 1963/65*, Seewald, Stuttgart 1966, pp. 13, 23. 参照。

<sup>171</sup> H. Laternser, *ibid.*, pp. 12f., 143ff.

<sup>172</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 144), pp. 7, 17ff., 22ff., 90ff., 254ff.; also R. M. W. Kempner in R. Vogel (ed.), *Ein Weg aus der Vergangenheit*, Ullstein, Frankfurt/Main 1969, p. 216; also in H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), p. 7.

<sup>173</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 260f., 324; cf. also M. Broszat's preface in A. Rückerl, *op. cit.* (note 144); also H. Langbein, *op. cit.* (note 154), v. 1, p. 12; cf. W. Scheffler, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *op. cit.* (note 15), pp. 123ff.

<sup>174</sup> P. Steinbach in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *ibid.*, pp. 25, 35.

<sup>175</sup> A. Rückerl, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *ibid.*, p. 72.

<sup>176</sup> K. S. Bader, in K. Forster (ed.), *Möglichkeiten und Grenzen für die Bewältigung historischer und politischer Schuld in Strafprozessen*, Studien und Berichte der katholischen Akademie in Bayern, no. 19, Echter-Verlag, Würzburg 1962, p. 126; quoted in R. Henkys, *op. cit.* (note 9), p. 220.

<sup>177</sup> J. Tuchel, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *op. cit.* (note 15), p. 143.

- <sup>178</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 144), p. 18; B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 7.
- <sup>179</sup> アウシュヴィッツ裁判については、H. Laternser, *op. cit.* (note 170), pp. 82f. 参照。これらの歴史報告については、H. Buchheim, M. Broszat, H.-A. Jacobsen, H. Krausnick, *Anatomie des SS-Staates*, 2 vols., Walter Verlag, Freiburg 1964; regarding Sobibor: A. Rückerl, *op. cit.* (note 144), pp. 87, 90ff. 参照。トレブレリнкаについては、*ibid.*, p. 82; マイダネクについては H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), p. 30. 参照。
- <sup>180</sup> フランクフルト陪審法廷は、判決理由でそのことを率直に認めている。Rüter, *op. cit.* (note 3) 参照。A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 214f.、は犯罪現場への訪問は別として、文書資料的証拠、物的証拠だけが使われていると論じている。
- <sup>181</sup> ヴォルニのウラヂーミルのゲッターの疎開についてのビーレフェルト地方裁判所の判決 Ref. Ks 45 Js 32/64 については、H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), p. 117f.。なんと、連邦最高裁は、いくつかの疑問点、無罪を証明するような弁護側の証拠が存在したとしても、法廷は被告を有罪とみなすことができるとコメントした。
- <sup>182</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), pp. 34f. リュッケルはこれがぜひとも必要であったと考えている。*NS-Prozesse*, *Op. cit.* (note 130), p. 32; P. Steinbach, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *op. cit.* (note 15), p. 26; イエルサレムのアイヒマン裁判では、証人は「ユダヤ人の苦難の証人」と公式に呼ばれていた。H. Arendt, *Eichmann in Jerusalem*, Reclam, Leipzig 1990, p. 335, cf. pp. 355ff.; cf. also F. J. Scheidl, *op. cit.* (note 77), v. 4, pp. 235ff.
- <sup>183</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 144), p. 328.
- <sup>184</sup> K. S. Bader, *op. cit.* (note 176), p. 219.
- <sup>185</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 257; H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), p. 49.
- <sup>186</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 257; H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), p. 49.
- <sup>187</sup> Salzburg District Court judge Dr. F. Schmidbauer's letter-to-the-editor in *Profil*, 17/91 を参照。これについては、W. Lüftl に感謝している。
- <sup>188</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), pp. 29, 151f., 171.
- <sup>189</sup> E. Schneider, *op. cit.* (note 4), p. 189; R. Bender, S. Röder, A. Nack, *op. cit.* (note 6), v. 2, pp. 178ff. 不幸なことに、なんと、ドイツの裁判では、アングロ・サクソン法とは異なり、伝聞証拠が認められている。
- <sup>190</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), p. 39; B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 141; cf. H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), p. 29.
- <sup>191</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), pp. 15, 30f., 80.
- <sup>192</sup> H. Laternser, *ibid.*, pp. 29, 35f., 52f., 56f., 59, 154f.; B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 62, 135, 266, 270, 281, 383.
- <sup>193</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), pp. 94ff., 417ff.; B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 383.
- <sup>194</sup> H. Grabitz, *NS-Prozesse – Psychogramme der Beteiligten*, C. F. Müller, Heidelberg 1986, p. 11; cf. also H. Grabitz, *Zeitgeschichte* (Vienna), 14 (1986/87) pp. 244–258.
- <sup>195</sup> H. Grabitz, *NS-Prozesse ...*, *op. cit.* (note 194), p. 18, cf. pp. 149ff.
- <sup>196</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), p. 32; A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 249 はこれに同意していない。
- <sup>197</sup> H. Grabitz, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *op. cit.* (note 15), p. 86.
- <sup>198</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 242f., 262f.
- <sup>199</sup> H. Arendt, *op. cit.* (note 182), pp. 352f.
- <sup>200</sup> U.-D. Oppitz, *Strafverfahren und Strafvollstreckung bei NS-Gewaltverbrechen*, pub. by auth., Ulm 1979, pp. 63ff., 327ff.
- <sup>201</sup> U.-D. Oppitz, *ibid.*, pp. 230ff.
- <sup>202</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), pp. 12f.
- <sup>203</sup> Cf. H. Laternser, *ibid.*, also, e.g., E. Kern, *Meineid gegen Deutschland*, Schütz, Preussisch Oldendorf 1971; F. J. Scheidl, *op. cit.* (note 77), esp. v. 4, pp. 198ff.
- <sup>204</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), p. 28, cf. also p. 32.
- <sup>205</sup> *Ibid.*, p. 57.
- <sup>206</sup> *Ibid.*, pp. 37, 40f., 46ff., 61, 112, 117 etc.

- <sup>207</sup> Ibid., pp. 46ff., 146f.
- <sup>208</sup> A. Rückerl, *NS-Prozesse*, *op. cit.* (note 130), p. 270.
- <sup>209</sup> H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), p. 113, quoting the *Frankfurter Allgemeine Zeitung* of March 31, 1979.
- <sup>210</sup> Deutscher Rechtsschutzkreis, *op. cit.* (note 156), pp. 15f., re attorney Ludwig Bock
- <sup>211</sup> Ibid., pp. 15f.; also H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), p. 89; H. Grabitz, *NS-Prozesse...*, *op. cit.* (note 194), p. 15.
- <sup>212</sup> ボック弁護士については、H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), pp. 70f., 89, 97f.; デュッセルドルフ検事局は弁護士ハヨ・ヘルマンに対する刑事犯罪捜査を始めた。彼の証拠請求動議(検事側はそれを不法にマスコミに漏らし、一部が公表された)が民衆先導に当たるといのである。しかし、デュッセルドルフの判事は、この告訴の受理を却下した。1999年、ルードヴィヒ・ボックは、修正主義者ギュンター・デッカートに対する裁判で(see G. Anntohn, H. Roques, *Der Fall Günter Deckert*, DAGD/Germania Verlag, Weinheim 1995; online: vho.org/D/Deckert),「誤った証拠」を請求しようとしたために、10000マルク(5000ドル)の罰金刑を受けた。Rudi Zornig, *VffG* 3(2) (1999), p. 208 (online: vho.org/VffG/1999/2/Zornig208.html).参照。
- <sup>213</sup> B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 383.
- <sup>214</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), pp. 76ff.; H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), pp. 86, 99.
- <sup>215</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), p. 81.
- <sup>216</sup> E.g., E. Bonhoeffer, *Zeugen im Auschwitz-Prozeß*, Kiefel, Wuppertal 1965, pp. 52f.
- <sup>217</sup> F. J. Scheidl, *op. cit.* (note 77), v. 4, pp. 239f.
- <sup>218</sup> A. Rückerl, *NS-Prozesse*, *op. cit.* (note 130), pp. 26f.; *op. cit.* (note 144), pp. 88f.; *op. cit.* (note 34), pp. 251ff.; R. Henkys, *op. cit.* (note 9), pp. 209f.; H. Langbein, *Menschen in Auschwitz*, *op. cit.* (note 155), pp. 334ff., 544f.
- <sup>219</sup> R. Bender, S. Röder, A. Nack, *op. cit.* (note 6), v. 1, pp. 146ff., は、あまりにも詳しくすぎる証言は、目撃者というものは詳しくは覚えておらず、まして、長い年月がたってから、覚えていることはありえないのだから、信用できないとコメントしているが、それは正しい。
- <sup>220</sup> 他方、リヒテンシュタインは検事側証人の驚くべきほどの記憶に夢中になって話を進めているが *op. cit.* (note 157), p. 64f., 78、目撃証言の矛盾を理解しようと考えている。p. 75.
- <sup>221</sup> E. Loftus, *op. cit.* (note 22); H. Grabitz, *NS-Prozesse...*, *op. cit.* (note 194), pp. 64, 67も、ユダヤ人証人が犠牲者でもあったことから生じる問題点を認めている。
- <sup>222</sup> 本書の A. Neumaier の章を参照。
- <sup>223</sup> Cf. H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), pp. 196ff.
- <sup>224</sup> U.-D. Oppitz, *op. cit.* (note 200), p. 352.
- <sup>225</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 253;ヴァイゼ裁判での法廷については、R. Gerhard (ed.), *op. cit.* (note 156), pp. 56, 59, 65, 75.を参照。
- <sup>226</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 253f., 257f.はこの偏向に寛大である。H. Arendt, *op. cit.* (note 182), pp. 338f.はホロコースト証人の信憑性に疑問を呈することを非人道的やり方とみなしているが、被告を最初から有罪とみなしてしまうことすなわち「私たちの時代の普通の態度」を必要かつ公平と考えている。cf. H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), pp. 75, 99, 104; H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), p. 120; I. Müller-Münch, *Die Frauen von Majdanek*, Rowohlt, Reinbek 1982, p. 156; E. Bonhoeffer, *op. cit.* (note 216), pp. 22f.
- <sup>227</sup> マイダネク裁判はその典型である。I. Müller-Münch, *op. cit.* (note 226), p. 142; also B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 281.を参照。
- <sup>228</sup> H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), p. 127.
- <sup>229</sup> H. Grabitz, *NS-Prozesse...*, *op. cit.* (note 194), pp. 12ff., 78, 87
- <sup>230</sup> H. Grabitz, *ibid.*, p. 12.
- <sup>231</sup> U.-D. Oppitz, *op. cit.* (note 200), pp. 113, 239ff., 258, 350f.
- <sup>232</sup> Cf. F. J. Scheidl's accounts of this: *op. cit.* (note 77), v. 4, pp. 198ff.; also Deutscher Rechtsschutzkreis, *op. cit.* (note 156).

- <sup>233</sup> Claimed in another trial, cf. Deutscher Rechtsschutzzkreis (ed.), *op. cit.* (note 156), p. 19.
- <sup>234</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), pp. 37f., 57f., 85, 157.
- <sup>235</sup> H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), p. 113ff., 120.
- <sup>236</sup> H. Grabitz, *NS-Prozesse...*, *op. cit.* (note 194), pp. 64–90.
- <sup>237</sup> *Ibid.*, p. 13.
- <sup>238</sup> たとえば、アイヒマン裁判では、弁護人セルヴァティウスは「苦難を経験したユダヤ人証人」に反対尋問することを拒否した。R. Servatius, *Verteidigung Adolf Eichmann*, Harrach, Bad Kreuznach 1961, pp. 62f. (cf. note 182)を参照。
- <sup>239</sup> 録音テープがとられたフランクフルトのアウトシュヴィッツ裁判は例外であった。しかし、それは判事用のものであって、弁護側も検事側もそれを利用できなかった。
- <sup>240</sup> ヴァイゼに対する裁判報告 R. Gerhard (ed.), *op. cit.* (note 156)を参照。法廷は、実際の内容に反して、証言を解釈している様子が明らかとなっている。修正主義者に対する裁判では、ドイツの法廷は同じような姿勢をとっている。G. Rudolf, "Webfehler im Rechtsstaat", *Staatsbriefe* 1/1996, pp. 4–8; reprint in H. Verbeke (ed.), *Kardinalfragen zur Zeitgeschichte*, VHO, P.O. Box 60, B-2600 Berchem 2, Belgium, 1996 (online: vho.org/D/Kardinal/WebfehlerR.html; English: vho.org/GB/Books/cq/flaws.html)を参照。
- <sup>241</sup> 不幸なことに、自分のノートにもとづく H. Langbein's book *Der Auschwitz-Prozeß*, *op. cit.* (note 154)も、自分が信用できるとみなす証言だけを掲載している、v. 1, p. 15。しかし、その証言でさえも各所で疑わしい。
- <sup>242</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 256; U.-D. Oppitz, *op. cit.* (note 200), p. 113f., 239; cf. H. Laternser, *op. cit.* (note 170). VVN = Verein der Verfolgten des Naziregimes.
- <sup>243</sup> H. Laternser, *ibid.*, pp. 37, 99ff., 158ff., 171ff.; H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), p. 29 は、KGB がソ連の証人を操作した様子を記している。
- <sup>244</sup> B. Naumann, *op. cit.* (note 145), pp. 438f.
- <sup>245</sup> H. Langbein, *op. cit.* (note 154), v. 2, p. 864; 証人が圧力をかけられていた事実は、ドイツ連邦最高裁によって認められているが、再審理由としては却下された。Criminal Division of the Federal Supreme Court, Ref. StR 280/67.
- <sup>246</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), pp. 86ff., 170; U.-D. Oppitz はモニターしている人々による圧力を文書資料にもとづいて記している。 *op. cit.* (note 200), p. 113.
- <sup>247</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), pp. 113ff., 161ff.このことも、ドイツ連邦最高裁によって認められているが、再審理由としては却下された。F. J. Scheidl, *op. cit.* (note 77), v. 4, pp. 153–159.を参照。
- <sup>248</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 258f.
- <sup>249</sup> S. Gringauz, "Some Methodological Problems in the Study of the Ghetto", in Salo W. Baron, Koppel S. Pinson (ed.), *Jewish Social Studies*, vol. XII, New York 1950, pp. 65–72.
- <sup>250</sup> E. Loftus, K. Ketcham, *op. cit.* (note 22), and E. Loftus, *op. cit.* (note 24).
- <sup>251</sup> O. Humm, "Die Gespensterkrankheit", *op. cit.* (note 17).
- <sup>252</sup> H. Pedersen, "Das Loch in der Tür", *op. cit.* (note 17).
- <sup>253</sup> H. F. Stein, *The Journal of Psychohistory* 6(2) (1978) pp. 151–210; H. F. Stein, *ibid.*, 7(2) (1979) pp. 215–227 (online cf. ihr.org/jhr/v01/v1n4p309\_Stein.html).
- <sup>254</sup> C. Schatzker, *Aus Politik und Zeitgeschichte* 40(15) (1990) pp. 19–23, esp. pp. 22f.
- <sup>255</sup> M. Zimmermann, "Israels Umgang mit dem Holocaust", in R. Steininger (ed.), *Der Umgang mit dem Holocaust*, v. 1, Böhlau, Vienna 1994, p. 387–406, here p. 389; cf. T. Segev, *The Seventh Million*, Hill and Wang, New York 1993.
- <sup>256</sup> 注 255 以外に、A. Elon, "Die vergessene Hoffnung", *FAZ*, June 28, 1993, p. 28; M. Wolffsohn, "Eine Amputation des Judentums?", *FAZ*, April 15, 1993, p. 32; Yair Auron, *Jewish-Israeli Identity*, Tel Aviv 1993, p. 105, 109; cf. also G. Gillissen, "Bedenkliche Art der Erinnerung" *FAZ*, August 4, 1992, p. 8; in more detail cf. M. Zimmermann, "Israels Umgang mit dem Holocaust", in R. Steininger (ed.), *Der Umgang mit dem Holocaust*, v. 1, Böhlau, Vienna 1994, p. 387–429; T. Segev, *The Seventh Million*, Hill and Wang, New York 1993 を参照。
- <sup>257</sup> *Jewish Chronicle* (London), 31.5.1996, p. 10

- <sup>258</sup> Polish Historical Society, Press release of Jan. 25, 1993, PO Box 8024, Stamford, CT 06905, 1993年1月24日にニューヨークのポーランド公使館で開かれたポーランド人、ウクライナ人医師会議については、P. Chodoff, "Post-traumatic disorder and the Holocaust", *American Journal of Psychology - Academy Forum*, Spring 1990, p. 3 を参照。
- <sup>259</sup> R. Gerhard (ed.), *op. cit.* (note 156), pp. 33, 40, 43-47, 52f., 60, 73.
- <sup>260</sup> Deutscher Rechtsschutzkreis (ed.), *op. cit.* (note 156), p. 17; マイダネク裁判での弁護側証人に対する同じようなコメントについては H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), pp. 50, 63, 74 を参照。
- <sup>261</sup> J. G. Burg, *Zionnazi Zensur in der BRD*, Ederer, Munich 1980 (Majdanek Trial).
- <sup>262</sup> U.-D. Oppitz, *op. cit.* (note 200), pp. 115, 260; R. Henkys, *op. cit.* (note 9), pp. 210ff.; A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 250f.; H. Langbein, *op. cit.* (note 154), v. 1, p. 15; H. Langbein, *op. cit.* (note 155), p. 334.
- <sup>263</sup> Cf. B. Naumann, *op. cit.* (note 145), pp. 272, 281, 294f., 299, 318, 321, 404.
- <sup>264</sup> H. Grabitz, *NS-Prozesse*, *op. cit.* (note 194), pp. 40f., 46, 48.
- <sup>265</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 251.
- <sup>266</sup> U.-D. Oppitz, *op. cit.* (note 200), p. 353.
- <sup>267</sup> H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), pp. 63ff.
- <sup>268</sup> H. Lichtenstein, *ibid.*, p. 80.
- <sup>269</sup> H. Laternser, *op. cit.* (note 170), pp. 34ff., 57f., 414ff.; B. Naumann, *op. cit.* (note 145), pp. 272, 281, 299f.
- <sup>270</sup> H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), p. 77.
- <sup>271</sup> R. Servatius, *op. cit.* (note 238), p. 64.
- <sup>272</sup> I. Müller-Münch, *op. cit.* (note 226), p. 57.
- <sup>273</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 235f.; cf. pp. 222ff.
- <sup>274</sup> U.-D. Oppitz, *op. cit.* (note 200), p. 260; H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), pp. 52, 58ff., 60; A. Rückerl, *op. cit.* (note 144), pp. 13, 89, 181, 311; バウアーは終身刑を宣告され、すべての関係者が自分と同じように有罪であると弁護するしかなかったが、彼の絶望的な陳述については P. Longerich (ed.), *Die Ermordung der europäischen Juden*, Piper, Munich 1990, pp. 360ff を参照。イスラエルでは、事後法の適用が厳格に禁止されていないので、SS 隊員や同様の組織からの弁護側証人は即座に逮捕される危険の下にあった。耐え場、アイヒマン裁判については、F. J. Scheidl, *op. cit.* (note 77), v. 4, p. 239 を参照。
- <sup>275</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 236; U.-D. Oppitz, *op. cit.* (note 200), p. 114; I. Müller-Münch, *op. cit.* (note 226), pp. 109, 174; B. Naumann, *op. cit.* (note 145), pp. 18, 108, 114, 120; R. Gerhard (ed.), *op. cit.* (note 156), pp. 61, 63.
- <sup>276</sup> H. Langbein, *Menschen in Auschwitz*, *op. cit.* (note 155), pp. 333ff.; cf. pp. 17f.
- <sup>277</sup> *Ibid.*, p. 547.
- <sup>278</sup> Cf. B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 265; I. Müller-Münch, *op. cit.* (note 226), p. 107:「あなたはこのことについて法廷に陣させることができているのですか。これ以上、証言を続けることを却下します。」
- <sup>279</sup> H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), p. 56; *op. cit.* (note 87), pp. 72f.:「地方裁判所長は『私たちはこの種の証人を何度も手にしている、また一人加わる、神に感謝』と述べている。」
- <sup>280</sup> H. Lichtenstein, *ibid.*, p. 106. を参照。
- <sup>281</sup> マス・メディアによる裁判まえの有罪宣告に関しては、H. Laternser, *op. cit.* (note 170), p. 12f., "Devil incarnate", pp. 33, 86, 147f を参照。
- <sup>282</sup> H. Jäger, in P. Schneider, H. J. Meyer (eds.), *Rechtliche und politische Aspekte der NS-Verbrecherprozesse*, Johannes Gutenberg-Universität, Mainz 1966, pp. 56f.; cf. H. Jäger, *Verbrechen unter totalitärer Herrschaft*, Walter-Verlag, Olten 1966.
- <sup>283</sup> H. Langbein, *Wir haben es getan*, Europa Verlag, Vienna 1964, esp. pp. 125ff.; cf. also G. Schoenberner, *Wir haben es gesehen*, Fourier, Wiesbaden 1981.
- <sup>284</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), pp. 237ff.; *NS-Prozesse*, *op. cit.* (note 130), pp. 30, 34; *op. cit.* (note 144), pp. 25, 30f., 40, 70, 78, 81f., 85f., 88ff., 253, 319f.; U.-D. Oppitz, *op. cit.* (note 200), p. 261; R. Henkys,

- 
- op. cit.* (note 9), pp. 210ff.; H. Langbein, *Menschen in Auschwitz*, *op. cit.* (note 155), pp. 566ff.; フランクフルトでのアウシュヴィッツ裁判での被告たちの最終陳述も参照。H. Langbein, *op. cit.* (note 154); also B. Naumann, *op. cit.* (note 145); H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), pp. 30f., 34, 47, 86f., 110, 128, 202, 206, 210; H. Grabitz, *NS-Prozesse...*, *op. cit.* (note 194), pp. 38, 41, 64, 120, 145.
- <sup>285</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 266; H. Langbein, *op. cit.* (note 154), v. 1, p. 15; H. Grabitz, *NS-Prozesse...*, *op. cit.* (note 194), pp. 110ff.
- <sup>286</sup> B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 507, cf. pp. 62, 265, 294.
- <sup>287</sup> For ex., cf. I. Müller-Münch, *op. cit.* (note 226), p. 98; B. Naumann, *op. cit.* (note 145), pp. 130, 132, 137.
- <sup>288</sup> B. Naumann, *ibid.*, pp. 144f., 189, 378; H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), p. 74; E. Demant (ed.), *Auschwitz – "Direkt von der Rampe weg..."*, Rowohlt, Reinbek 1979, pp. 90f., 111, 128.
- <sup>289</sup> U.-D. Oppitz, *op. cit.* (note 200), pp. 165f.
- <sup>290</sup> G. Sereny, *Am Abgrund*, Ullstein, Frankfurt/Main 1979, p. 123, cf. also pp. 130, 141, 400.
- <sup>291</sup> A. Draber, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *op. cit.* (note 15), p. 110.
- <sup>292</sup> B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 130.
- <sup>293</sup> H. Langbein, *Menschen in Auschwitz*, *op. cit.* (note 155), pp. 552f.
- <sup>294</sup> B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 150.
- <sup>295</sup> H. Langbein, *op. cit.* (note 154), v. 1, p. 10.
- <sup>296</sup> U.-D. Oppitz, *op. cit.* (note 200), pp. 315f.
- <sup>297</sup> ドラゴン氏から渡された、クルトの個人メモ。
- <sup>298</sup> District Court Frankfurt, Ref. 14/53 Ks 1/50; District Court Düsseldorf, Ref. 8 I Ks 2/64; *ibid.*, Ref. 8 Ks 1/69.
- <sup>299</sup> H. Grabitz, *NS-Prozesse...*, *op. cit.* (note 194), p. 115.
- <sup>300</sup> H. Grabitz, *ibid.*, p. 147 は E. Aretz, *Hexen-Einmal-Eins einer Lüge*, Hohe Warte, Pähl 1973 に言及しているが、この本は修正主義的な内容ではなく、内容も古くなっている。A. R. Butz, *The Hoax of the Twentieth Century*, Institute for Historical Review, Newport Beach, CA 1976, or W. Stäglich, *Der Auschwitz-Mythos*, Grabert, Tübingen 1979 (online: vho.org/D/dam)を参照するほうがはるかに適切であろう。
- <sup>301</sup> C. von Schrenck-Notzing, *Charakterwäsche*, Seewald, Stuttgart 1965, p. 274.
- <sup>302</sup> B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 7.
- <sup>303</sup> H. Langbein, *op. cit.* (note 154), v. 1, p. 9.
- <sup>304</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 144), pp. 7 and 23; cf. A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 323; H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), pp. 213f.を参照。
- <sup>305</sup> W. Scheffler, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *op. cit.* (note 15), p. 114.
- <sup>306</sup> P. Steinbach, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *ibid.*, p. 39.
- <sup>307</sup> I. Müller-Münch, *op. cit.* (note 226), pp. 181ff.; H. Langbein, *Menschen in Auschwitz*, *op. cit.* (note 155), p. 553; H. Langbein, *op. cit.* (note 154), v. 1, pp. 10, 49; B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 367; H. Laternser, *op. cit.* (note 170), p. 20; H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), pp. 106, 123, 129f.; H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), pp. 159, 166, 205; H. Grabitz, *NS-Prozesse...*, *op. cit.* (note 194), pp. 55, 69.
- <sup>308</sup> H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), p. 37; G. Stübiger, *Der Schwammerbergerprozeß in Stuttgart*, Schriftenreihe zur Geschichte und Entwicklung des Rechts im politischen Bereich, no. 4, Verein Deutscher Rechtsschutzzkreis e.V., Bochum May 1992.
- <sup>309</sup> イェルサレムでのアイヒマン裁判とテムヤンユク裁判については A. Melzer, "Iwan der Schreckliche oder John Demjanjuk, Justizirrtum? Justizskandal!", *SemitTimes*, special issue March 1992 を参照。
- <sup>310</sup> U. Kröger, *Die Ahndung von NS-Verbrechen vor westdeutschen Gerichten und ihre Rezeption in der deutschen Öffentlichkeit 1958 bis 1965*, diss., Univ. Hamburg, Hamburg 1973, pp. 267ff., 276
- <sup>311</sup> *Ibid.*, p. 331.
- <sup>312</sup> *Ibid.*, pp. 323f.

- <sup>313</sup> Ibid., p. 322; B. Hey は教会や法曹界からも同じような批判があったことを指摘している。J. Weber, P. Steinbach (eds.), *op. cit.* (note 15), pp. 65ff.; cf. *ibid.*, pp. 202ff.
- <sup>314</sup> E. Bonhoeffer, *op. cit.* (note 216), p. 15.
- <sup>315</sup> H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), p. 212.
- <sup>316</sup> P. Steinbach, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *op. cit.* (note 15), p. 29; also W. Scheffler, *ibid.*, pp. 114ff.; P. Reichel, *ibid.*, p. 158.
- <sup>317</sup> ホロコーストの上映以後の雰囲気の変化については、T. Ernst, *Aus Politik und Zeitgeschichte* 31(34) (1981) pp. 3–22 を参照。
- <sup>318</sup> E. Bonhoeffer, *op. cit.* (note 216); H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 157), p. 117; H. Grabitz, *NS-Prozesse...*, *op. cit.* (note 194), pp. 58f.
- <sup>319</sup> Neues Österreich, June 1, 1963, p. 12.
- <sup>320</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 34), p. 205; cf. also the chapter by C. Jordan, this volume.
- <sup>321</sup> 最初の延長は *BGB/I* (1965) p. 315、二回目の延長は、*BGB/I* (1969) pp. 1065f.、最後の無期限延長は *BGB/I* (1979) p. 1046; cf. M. Hirsch, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *op. cit.* (note 15), pp. 40ff.; W. Maihofer, *op. cit.* (note 150), pp. 3–14; P. Schneider, *ibid.*, p. 15–23.
- <sup>322</sup> H. Lichtenstein, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *op. cit.* (note 15), p. 197.
- <sup>323</sup> Deutscher Bundestag, Press- und Informationszentrum (ed.), *Zur Verjährung nationalsozialistischer Verbrechen*, Zur Sache vol. 3–5/80, Bonn 1980.
- <sup>324</sup> P. Steinbach, in J. Weber, P. Steinbach (eds.), *ibid.*, p. 27.
- <sup>325</sup> H. Langbein, *op. cit.* (note 154), v. 2, p. 1003
- <sup>326</sup> R. Henkys, *op. cit.* (note 9), p. 276; 本書の C. Jordan の章も参照。
- <sup>327</sup> たとえば、ヒトラーの死体については何回も記事が出ている。もっとも最近のものは、*Bild*, Jan. 26, 2000, p. 1, 2, 6。メンゲレの死はいくどとなく利用されつくした。G. L. Posner, J. Ware, *Mengele. Die Jagd auf den Todesengel*, Aufbau, Berlin 1993; cf. *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, April 13, 1993, p. 3: “Nichts als Gerüchte um Bormanns Grab”; *Die Zeit*, Nov. 8, 1991, p. 87 参照。Ch. ヴァルトについては “In ewiger Ruhe das Ungeheuerliche”。
- <sup>328</sup> これについての古典的な事例については、本書の C. Jordan の章を参照。
- <sup>329</sup> デュッセルドルフ最高裁と控訴裁判所, Ref. 2 Ss 155/91 – 52/91 III; 連邦憲法裁判所 Ref. 2 BrR 367/92; H. Kater, *DGG* 40(4) (1992) pp. 7–11 (online: [vho.org/D/DGG/Kater40\\_4.html](http://vho.org/D/DGG/Kater40_4.html)) を参照。ドイツ議会もこれに賛同した。請求委員会決定 Ref. Pet4–12–07–45–14934, 1992 年 7 月 30 日の H. W. Woltersdorf あて書簡を参照。
- <sup>330</sup> シュヴァインフルト地方裁判所判決 Ref. 1 KLs 8 Js 10453/92 に関するハヨ・ヘルマンの控訴文書、1993 年 12 月 29 日提出、Ref. H–nw–02/93.
- <sup>331</sup> R. M. W. Kempner in P. Schneider, H. J. Meyer, *op. cit.* (note 282), p. 8.
- <sup>332</sup> M. Bauer (ed.), Soldan–Heppe, *Geschichte der Hexenprozesse*, esp. v. 1, Müller, Munich 1912, pp. 311ff.; cf. also W. Behringer, *Hexen und Hexenprozesse in Deutschland*, dtv, Munich 1988, p. 182.
- <sup>333</sup> 近年、合衆国、カナダ、オーストラリアでは、旧ドイツ軍関係者を追放・訴追する動きが強まっている。*World Jewish Congress*, press release December 12, 1996; *AP*, January 1, 1997; *Dateline ABC*, January 31, 1997; *New York Times*, February 3, 1997; *Calgary Herald*, March 24, 1997; *Globe & Mail*, February 21, 1997; *Toronto Sun*, 13.5.1997; *New York Times*, June 21, 1997; *AP*, August 20, 1997; *AP*, September 2, 1997; *AFP*, August 30, 1997; *Reuter*, July 1, 1997; *ibid.*, July 15, 1997; *ibid.*, July 22 1997; *ibid.*, August 12, 1997; *ibid.*, August 31, 1997 を参照。Updates about this can be found in *VffG*, (online: [vho.org/VffG.html](http://vho.org/VffG.html)); cf. Efraim Zuroff, *Beruf: Nazijäger. Die Suche mit dem langen Atem*, Ahriman, Freiburg 1996; review: I. Schirmer–Vowinckel, *VffG*, 2(1) (1998), pp. 63–68 (online: [vho.org/VffG/1998/1/Buecher1.html#ISV1](http://vho.org/VffG/1998/1/Buecher1.html#ISV1)).
- <sup>334</sup> ホロコースト映画の上映、記念日(水晶の夜、ヴァンゼー会議、強制収容所の解放)や特別な場所(プレツンゼー記念碑、アウシュヴィッツ強制収容所、バービー・ヤール)での記念演説、生徒や若者の強制収容所への巡礼。
- <sup>335</sup> ドイツの犯罪の前代未聞で忘れることができないことが、さまざまなかたちで、繰り返し、繰り返し呪



文のように唱えられること。および、それが映像資料を使って詳しく表現されること。

<sup>336</sup> 本物であるのか、偽造であるのか、「創造的に再現されたもの」であるのかにかかわらず、恐ろしい写真や映画が展示されること。世論のなかから批判の芽を摘み取るために、虐殺の記事や証言が繰り返し、無批判的に提出されること。結果として、あらゆる人々に対して、深く感情的な驚愕と憎悪が作り出される。たとえば、H. Lichtenstein, *Aus Politik und Zeitgeschichte* 31(9-10) (1981) pp. 3-13 は、若い世代がマイダネク裁判の前までは、すでに年をとった人々に対する NS 裁判を終わらせたがっていたが、検事側証人による信じがたいような虐殺物語を耳にすると、刑事告発が永遠に続くことを望むようになったと報告している。p. 12; また、C. Schatzker's demand for traumatization, *op. cit.* (note 254). も参照。

<sup>337</sup> R. Bender, S. Röder, A. Nack, *op. cit.* (note 6), v. 1, pp. 44f.

<sup>338</sup> たとえば、J.-C. Pressac, *Les Crématoires d'Auschwitz - la Machinerie du meurtre de masse*, CNRS, Paris 1993, p. 2; cf. also A. J. Mayer, *Why did the Heavens not darken?*, Pantheon Books, New York 1988, pp. 362ff.; J. Baynac, *Le Nouveau Quotidien* (Geneva), September 2/3, 1996, pp. 16/14; cf. R. Faurisson "Keine Beweise für Nazi-Gaskammern!", *VffG* 1(2) (1997) pp. 19ff. (online: vho.org/VffG/1997/1/FauBay1.html).

<sup>339</sup> E. Nolte, *op. cit.* (note 2), p. 310; similarly, J.-C. Pressac, *op. cit.* (note 17), pp. 126ff.

<sup>340</sup> A. Ponsonby, *Falsehood in Wartime: Propaganda Lies of the First World War*, Institute for Historical Review, Newport Beach, CA 1991 を参照。

<sup>341</sup> "Atrocities in Serbia. 700,000 Victims", *The Daily Telegraph*, March 22, 1916, p. 7; cf. nearly the same article, now about Jews in Poland: "Germans Murder 700,000 Jews in Poland", *The Daily Telegraph*, June 25, 1942, p. 5 (online: vho.org/D/vuez/v6.html#v6\_9).

<sup>342</sup> C. Mattogno, *Annales d'Histoire Révisionniste* 1 (1987) pp. 15-107, esp. pp. 91ff. (online: abbc.com/aaargh/fran/archVT/AHR/AHR1/Mattogno/CMextern1.html) のリストと要約を参照。

<sup>343</sup> 本章末尾のリストとは別に、U. Walendy, *Historische Tatsachen*, Nos. 22 and 43, Verlag für Volkstum und Zeitgeschichtsforschung, Vlotho 1984 and 1990 を参照。さらにまた、A. L. Smith, *op. cit.* (note 42) も参照。

<sup>344</sup> このリストを完成するにあたっては、Jeff Roberts, Greg Raven, Orest Slepokura, Ted O' Keefe, Art Butz, Carlos Porter, Tom Moran, Jonnie A. Hargis and Joseph Bellinger に感謝する。さらに、www.corax.org/revisionism/nonsense/nonsense.html and www.cwporter.co.uk/partone.htm 見ることができる。

<sup>345</sup> ベルゲン・ベルゼンに関する Moshe Peer K. Seidman, "Surviving the horror", *The Gazette* (Montreal, Canada), August 5, 1993. Facsimile reprint in *JHR*, 13(6) (1993), p. 24.

<sup>346</sup> *Montreal Gazette*, February 10, 2000.

<sup>347</sup> Morris Hubert about Buchenwald, acc. to Ari L. Goldman, "Time 'Too Painful to Remember'", *New York Times*, November 10, 1988: 「収容所には檻があり、熊と鷲が飼われていました。彼女は、『毎日、一人のユダヤ人がそこに投げ込まれました。くまがこの人物を引き裂き、鷲が骨をつまみました』と語った。」

<sup>348</sup> A. Rückerl, *op. cit.* (note 144), p. 273f.; E. Wiesel, *Paroles d'Etranger*, Edition du Seuil, Paris 1982, p. 86; Wiesel, *The Jews of Silence*, New American Library, New York 1972, p. 48; A. Eichmann, in H. Arendt, *op. cit.* (note 182), p. 184; B. Naumann, *op. cit.* (note 145), p. 214.

<sup>349</sup> Michael A. Musmanno, *The Eichmann Kommandos*, Peter Davies, London 1962, pp. 152f.

<sup>350</sup> この刻印は実際には "Reichsstelle für Industrielle Fettversorgung" (国家産業用脂肪供給局) を意味する。S. Wiesenthal, *Der neue Weg* (Vienna), 15/16 & 17/18, 1946 を参照。Career affidavit of SS-Hauptsturmführer Dr. Konrad Morgen, National Archives, Record Group 28, No 5741, Office of Chief Counsel for War Crimes, December 19, 1947; Filip Friedman, *This Was Oswiecim. The Story of a Murder Camp*, United Jewish Relief Appeal, London 1946; ソ連はこの話をニュルンベルク裁判での告発事項の一つにしようとしたが (exhibit USSR-393)、この企みは他の連合国によって阻まれた。IMT, *op. cit.* (note. 126), v. VII, pp. 597-600; cf. H. Härtle, *Freispruch für Deutschland*, Schütz, Göttingen 1965, pp. 126ff.; アメリカのジョージア州アトランタにある Greenwood Cemetery は4つの「ユダヤ人石蝕」のため

- のホロコースト記念墓石を所持している唯一の場所ではない。以下の訂正も参照。R. Harwood, D. Felderer, *JHR* 1(2) (1980) pp. 131–139 (online: [vho.org/GB/Journals/JHR/1/2/HarwoodFelderer131-139.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/1/2/HarwoodFelderer131-139.html)) ; M. Weber, *JHR* 11(2) (1991) pp. 217–227 (online: [vho.org/GB/Journals/JHR/11/2/Weber217-227.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/11/2/Weber217-227.html)); R. Faurisson, “*Le savon Juif*”, *Annales d’histoire révisionniste*, 1 (1987), pp. 153–159 (online: [abbc.com/aaargh/fran/archFaur/1986-1990/RF8703xx3.html](http://abbc.com/aaargh/fran/archFaur/1986-1990/RF8703xx3.html)).
- <sup>351</sup> David Olère, in J.-C. Pressac, *op. cit.* (note 17), p. 554, fourth column, lines 17–22.
- <sup>352</sup> IMT, *op. cit.* (note. 126), v. XXXII, pp. 258, 259, 261, 263, 265, v. III, p. 515; v. XXX, pp. 352, 355; v. VI, p. 311; v. V, p. 171.
- <sup>353</sup> *Ibid.*, v. XXX, p. 469.
- <sup>354</sup> Kurt Glass, *New York Times*, April 10. 1995.
- <sup>355</sup> H. Langbein, *ibid.*, p. 381; *IMT, op. cit.* (note. 126), v. III, p. 516, v. XXXII, p. 267–271.
- <sup>356</sup> F. Müller, in H. Langbein, *op. cit.* (note 154), v. 1, p. 87; witness Wells in the Eichmann Trial, in F. J. Scheidl, *op. cit.* (note 77), v. 4, p. 236; Lawrence L. Lange, “*Pre-empting the Holocaust*”, *The Atlantic Monthly*, November 1998, p. 107.
- <sup>357</sup> F. Müller, *op. cit.* (note 384), p. 74.
- <sup>358</sup> *Ibid.*, v. VII, p. 451.
- <sup>359</sup> *Ibid.*, p. 447f.
- <sup>360</sup> SS-judge Konrad Morgen, acc. to Danuta Czech, *Auschwitz Chronicle, 1939–1945*, Henry Holt, New York, 1990, p. 818.
- <sup>361</sup> *Ibid.*, v. VII, p. 491.
- <sup>362</sup> H. Langbein, *Menschen in Auschwitz, op. cit.* (note 155), pp. 383f.
- <sup>363</sup> *Ibid.*, v. V, p. 403.
- <sup>364</sup> *Ibid.*, v. XVI, pp. 556f.; v. XVI, pp. 561, 546.
- <sup>365</sup> World Jewish Congress et al. (eds.), *The Black Book: The Nazi Crime Against the Jewish People*, New York 1946, p. 269.
- <sup>366</sup> *Ibid.*, v. VI, p. 213.
- <sup>367</sup> Verdict of the Hannover District Court, Ref. 2 Ks 1/60; cf. H. Lichtenstein, *op. cit.* (note 87), p. 83.
- <sup>368</sup> IMT, *op. cit.* (note. 126), v. VII, p. 570.
- <sup>369</sup> Aside from C. Mattogno, *op. cit.* (note 342), cf. esp. S. Szende, *Der letzte Jude aus Polen*, Europa-Verlag, Zürich 1945; S. Wiesenthal, *Der neue Weg* (Vienna), 19/20, 1946; *IMT, op. cit.* (note. 126), v. VII, 576–577, 369, for Bergen-Belsen!; *The Black Book of Polish Jewry*, Roy Publishers, New York 1943, p. 313.
- <sup>370</sup> IMT, *op. cit.* (note. 126), v. XVI, 529
- <sup>371</sup> Aside from C. Mattogno, *op. cit.* (note 342), cf. esp. W. Grossmann, *Die Hölle von Treblinka*, Verlag für fremdsprachige Literatur, Moscow 1947; *The Black Book of Polish Jewry, op. cit.* (note 369).
- <sup>372</sup> IMT, *op. cit.* (note. 126), v. XXXII, pp. 153–158; M. Weber, A. Allen, *JHR* 12(2) (1992) pp. 133–158, here 134–136 (online: [vho.org/GB/Journals/JHR/12/2/WeberAllen133-158.html](http://vho.org/GB/Journals/JHR/12/2/WeberAllen133-158.html)).
- <sup>373</sup> IMT., v. VII, pp. 582; Eugen Kogon, *The Theory and Practice of Hell*, Berkley Medallion (NY) 1960, p.99
- <sup>374</sup> Rudolf Reder, *Belzec*, Kraków 1946, p. 16; found in Martin Gilbert, *The Holocaust*, Holt, Rinehart and Winston, New York 1985, p. 419.
- <sup>375</sup> *Ibid.*, 388.
- <sup>376</sup> ポーランド地下運動の報告、*Archiv der Polnischen Vereinigten Arbeiterpartei*, 202/III, v. 7, pp. 120f., quoted in P. Longerich, *op. cit.* (note 274), p. 438.
- <sup>377</sup> R. Aschenauer (ed.), *Ich, Adolf Eichmann*, Druffel, Leoni 1980, pp. 179f.
- <sup>378</sup> IMT, *op. cit.* (note. 126), v. V, p. 199.
- <sup>379</sup> M. Scheckter and a report of June 4, 1945, written by an officer of the 2<sup>nd</sup> Armored Division, about Auschwitz; *Französisches Büro des Informationsdienstes über Kriegsverbrechen* (ed.), *op. cit.* (note

- 
- 384), p. 184, Wolfgang Benz, (ed.), *Dimension des Völkermords*, Oldenbourg, Munich 1991, p. 462.
- <sup>380</sup> *Pravda*, Feb. 2, 1945, cf. U. Walendy, *Historische Tatsachen* No. 31: "Die Befreiung von Auschwitz 1945", Verlag für Volkstum und Zeitgeschichtsforschung, Vlotho 1987, p. 4.
- <sup>381</sup> IMT, *op. cit.* (note. 126), v. VII, pp. 376f.
- <sup>382</sup> H. von Moltke, *Briefe an Freya 1939–1945*, Beck, Munich 1988, p. 420; cf. P. Longerich (ed.), *op. cit.* (note 274), p. 435; *Pravda*, Feb. 2, 1945.
- <sup>383</sup> 本書の Arnulf Neumaier 論文参照。IMT, *op. cit.* (note. 126), v. XX, p. 494.
- <sup>384</sup> R. Höß, in M. Broszat (ed.), *op. cit.* (note 74), p. 130; H. Tauber, in J.-C. Pressac, *op. cit.* (note 17), pp. 489f.; F. Müller, *Sonderbehandlung*, Steinhausen, Munich 1979, pp. 207f., 217ff.; H. Langbein, *Menschen in Auschwitz*, *op. cit.* (note 155), p. 148; B. Naumann, *op. cit.* (note 145), pp. 10, 334f., 443; S. Steinberg, according to Französisches Büro des Informationsdienstes über Kriegsverbrechen (ed.), *Konzentrationslager Dokument 321*, Reprint 2001, Frankfurt/Main 1993, p. 206; and many more.
- <sup>385</sup> 注371 以外に W. Benz, *Dimension des Völkermords*, Oldenbourg, Munich 1991; pp. 320, 469, 479, 489, 537ff を参照。
- <sup>386</sup> *Ibid.*, p. 586
- <sup>387</sup> R. Höß, in M. Broszat (ed.), *op. cit.* (note 74), pp. 161f.; A. Rückerl, *NS-Prozesse*, *op. cit.* (note 130), p. 78; H. Grabitz, *NS-Prozesse*, *op. cit.* (note 194), p. 28
- <sup>388</sup> Nürnberger Nachrichten, Sept. 11, 1978、アツシャフエンブルクでの陪審法廷での目撃証言の記事。
- <sup>389</sup> E. Bonhoeffer, *op. cit.* (note 216), pp. 48f.
- <sup>390</sup> R. Böck, Frankfurt Public Prosecutor's Office, Ref. 4 Js 444/59, pp. 6881f.
- <sup>391</sup> H. G. Adler, H. Langbein, E. Lingens-Reiner (eds.), *Auschwitz – Zeugnisse und Berichte*, Europäische Verlagsanstalt, Cologne 1984, p. 76.
- <sup>392</sup> Filip Friedman, *This Was Oswiecim. The Story of a Murder Camp*, United Jewish Relief Appeal, London 1946, p. 72
- <sup>393</sup> *Ibid.*, p. 475